

えたらいいのか、会長の御所見を承りたいのであります。

○参考人(岡本道雄君) 絶えず繰り返し申しておりますように、臨教審といたしましては、これまで自主的に、他のいかなるものにも影響されないように運営していこうというのが主眼でございます。今までのスケジュールについて、特に政治を意識したということはありません。

なお、一委員の辞職に關しましては、ここで申し上げられることは、本人は、委員でありました間は専心審議に参加して、有益な意見を述べて役割を果たしてきたということでございます。それで、このたび一身上都合で辞任ということでございまして、私はそれ以上深く入るあれにはございませぬので、この点につきましてはこれ以上申し上げることは無いということで、審議會を自身としましては、終始自主的に運営していこうということには変わりございません。

○久保亘君 これ以上申し上げることはないというのはいかぬではないですか。これ以上はここでは申し上げられないと言われるならわかりませんが、申し上げることは無いと言って、そういうことで私のお尋ねしていることを切り捨てられるような問題なんでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) 先生の御質問の焦点が審議會が政治に左右されておるかということでございます。私に、審議會の会長としては、そういうものに左右されておらん、今後もしないというように努力するというで先生にお答えしたと、そういうように思っております。

○久保亘君 少なくとも臨教審の委員に任命をされ、それを引き受けてこられた方が、任期の途中で、一身上の都合によりということでおやめになるんですが、私どもがお聞きしておるところでは衆議院選挙に立候補されるようであります。恐らく政党的公認でお立ちになるんだと思っております。そして、お立ちになります際には臨教審のメンバーであったことが当然経歴として使われるわけでありまして、だから、そういうことについて会

長はどういうふうにお考えになりますかということをお聞きしているんです。

○参考人(岡本道雄君) 会を辞任をしてしまった後のことにつきましては、実は私はその点は極めてはっきりいたしておまして、もう自分に関係のないという認識をすっかり持っております。特にそれに対してコメントもいたしませんし、特別なことを何も申し上げることはないというのが私の考え方です。

○久保亘君 これはもちろん委員を任命されているのは内閣総理大臣でありますから、いずれ私は、任命された側の立場をお尋ねしたいと思っております。会長は別に委員の互選によつて会長になっておられるわけではなく、会長は会長として総理の任命をお受けになつてゐるんですから、それは互角の立場にあるのかもしれないから、会長が辞任を許可するという筋の問題でもないのかもしれませんので、結構です。しかし、このことについては、私は任命権者の方にまたお尋ねしたいと思つております。できれば、日本の教育の問題について重大な責任を負つてこられた臨教審の会長として、このような形の辞任というものが大変望ましいことであつたのかどうであつたのか、そういうことについて臨教審の立場からの意見を聞きたかつたのであります。申し上げることは無いということですから、それでは聞いてもしようがないと、こういうことだと思ひます。

次に、この第二次答申というものは、これは基本答申としてお出しになると従来お聞きをいたしておりました。今後一年三カ月の任期中に、引き続き三次答申という形のものをお出しになるのかどうか。この二次答申は、数次にわたる答申のうちの一つであるというふうにお考えなさいのか。それから、もし第三次答申をお出しになる予定があるとするならば、今後第三次答申に向けての主たる審議のテーマは何をおやりになるつもりなのか。また、臨教審の任期は既に半ばを過ぎておりまして、あと一年三カ月でございます。この任期の最

終段階では、数次にわたる答申を取りまとめ臨教審の最終報告をお出しになる予定になつてゐるのかどうかですね。今後の臨教審の進め方についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) 先生のおっしゃいますように、最初はこれを基本答申という名前で計画いたしておりましたのでございまして、それは、全任期の三年を考えますと、今ごろ出さるものぢやうどその中間で基本的なものであらうというつもりでそういうふうにおりました。実際内容は、第一次答申の中に挙げました課題のうちで基本的なものを網羅しておるのは確かでございますけれども、なお今後残りましたものが必ずしも重要でないというものでもございせんので、そういうことをいろいろ勘案いたしまして、基本的なものでありかつ波及効果の大きい重要なものではございまして、これを第二次答申ということにいたしました。次に出てくる三次答申というものを予想いたしておるといふのが現状でございます。

その三次答申の中で何をやるかということにつきましては、この二次答申の百四十五ページで「結び」とのところに項目を挙げて、こういうことをやろうということにいたしましたので、ごらん願ひますと、これが決して重要なものではないということもございせんので、これを二次、三次としたことについては御了解を得られると思ひます。

その三次答申の時期及びその後という答申を出すかにつきましては、これは今から運営委員会でお考えまして、なお総会で審議して決めるということになつておりますが、大まかな予定といたしましては、任期の終わる数箇月前までにはこの答申はすべて終わつておきたいということもございまして、そういう目標で今三次答申というものを考えてはおりますけれども、先生のおっしゃいました、今までの一次、二次、もし三次があればそれも皆逐次答申ということもございまして、何か最終答申的なものをまとめるかどうかというこ

とにつきましては、まだ全く審議もいたしておりませんので、今後のことでもございまして、以上のような状況でございます。

○久保亘君 そうすると、いわゆる三次答申に当たるものについて、その一番中心となるべきテーマというのはこれから御検討になるということですが、会長としては、第二次答申を終わった段階で、今後の臨教審の審議課題というものをどこに重点を置いてやつていきたいということはお考えになつておられますか。

○参考人(岡本道雄君) 今申しましたように、三次答申の中には、それぞれ各部会に属しながら重要なものが入つておりますので、各部会の考え方もございまして、私がここで、これとこれだけが重要だということをお申すのは差し控えたと思つておりますけれども、一般的に申しまして、財政問題なども大変大事なものと考へておる次第です。

○久保亘君 私が今お尋ねしようと思つたことを一つお答えになりましたんですが、第二次答申では、これまで国会における議論、それから各種の国民の間にございまして意見等からしても、教育改革に対する、教育財政をどうするかという論議は臨教審が避けて通れない課題だつたと私は思つてゐるのであります。今度の答申では、基本的には教育財政措置の具体化は今後の課題、こうなつております。しかし、一次答申から二次答申にかけて、この答申にありますが内容を具体化していくとすれば、当然財政と深くかわる問題なのであります。これは今後の課題ではなくて、基本的には財政の問題は今日の課題であつたはずであります。その今日の課題であるものを、その部分だけ今後の課題にしてしまつて答申を出されたということ、結局、臨教審もまた臨調行革の一部分であつたのであらうかという印象を強く持つわけでありまして、一体臨教審というのは、教育財政について独自の審議を行い、そして臨教審としての毅然たる提言をやる権限があるのか。また、そのことをおや

りになるつもりがあるのかどうか。御意見を伺いたいと思います。

○参考人(岡本道雄君) 今私が重要な問題だと考へる中に財政の問題を入れましたのは、先生も御指摘のとおり、これが大変重要だということを意識しておるからでございます。ですから、基本的な方針としては、各問題の具体の中に詳しく入って、その予算を算定してというところまではなかなかできないだろうという予想も持っております。しかし、こうして答申を出して以上は、先生もおっしゃいますように、やはり基本的なものだけはいくらもおかなくちゃいけないということで、百四十三ページに、「教育財政の展望」というところで、枠に入れて書いております中が実はもう基本的なものであつて、この方針は譲れないと申しますか、そういうものでございます。

その第一は、教育というものが、これが何といつても基本的な国の資産と申しますか、基本的な社会資本だということ、これを積極的かつ効果的に充実にしていくことが必要である、そういう基本に立っております。そのほか、税制の問題とか、それから既存のものについての目配りとか、いろいろ申しておりますけれども、いずれにしても、このたび改革をいたしますについては、教育というものが本当に重要なものである、これを積極的、効果的に充実にしていくことをしつかりやれということとは基本として申しておるわけでございます。

それで、今後は具体的なものについて、財政についても言及してまいることになると思ひますけれども、いずれにしても、最初から申しておりますところは、行革審は国の経済というものを焦点にした審議会でございまして、我々の審議会は、どこまでも国の教育、研究を推進していくという方向にございまして、その点は基本的な本質は異なっておりますので、おのおのそれが最善を尽くして意見を述べるところに審議会の機能があると思つております。今後それをどう考へ

になつて処理していただくかはまさに先生方のお仕事でございすけれども、それに対して私どもは、どこまでも教育というものが基本的な社会的資本なんだから、これに対しては積極的な効果的な投資をしてもいいというところを基本的に主張しておるというわけでございます。

○久保直君 今度の二次答申は、これは十三万語ありと言われるぐらいもう大変な分量のもので、あちこち読んでおりますと、非常にいいことも書いてあります。財政問題なんかについてもいいことも書いてあるんです。税制上教育減税をやれというようなことが書いてある。ところが、臨教審側からのきちつとした提言にはならないわけですね。検討をする必要があるというようなこととまで申しておるわけですね。今、教育減税の問題はこれは先生方の問題だところへ投げ返していただいたんですが、確かに我々の問題でありますから、我々は教育減税の問題を毎年やつてまいりました。ことしもまた与野党の合意になつて文書化されたものもあるわけでありまして、しかし、なかなかこの問題は具体的には解決しないという難しさもございまして、臨教審あたりが教育改革を論ずる立場からこれらの問題についてもう少しはっきりした提言をされるということ、私は大変大きな意味を持つと思うのであります。財政問題等についてもそういう点で、まあ三次答申に向けては財政問題が一つの重要なテーマとなろうということをおきまして、時間があれば少し財政問題で具体的に論議したいんですが、きょうはそういう会長のお答えで、今後に議論を残しておきたいと思ひます。

それから、全体的な問題として、私の答申の中で会長にぜひ伺つてみたいと思つたところがあるのでございまして、それは、「戦後四十年を経て、二十一世紀を十五年後に展望するに至つた今日、歴史は歴史として、この不幸な対立に思い切つた終止符を打たなければならぬ」と、こういう表現でもつて、政治、行政と教職員団体との対立を

解消することが教育改革にとって極めて重要なことだという提言がございまして、この言葉そのものについてはよくわかるような気がいたしますけれども、「歴史は歴史として、この不幸な対立に思い切つた終止符を打たなければならぬ」、「こういうことを答申で述べたに過ぎない」と、こういう表現で、その不幸な対立に思い切つた終止符を打つたに当事者に対して何をしろとおっしゃりたかつたのでしうか、それをお聞かせいただきたいのであります。

○参考人(岡本道雄君) これは、私が絶えず繰り返して申しておりますところに、現在の教育の荒廃というものを認めるなら、過去において教育に力を及ぼしたものは、それは具体的に言へば、政府、文部省、それから職員組合を中心とする教育現場、それから自治を主張してまいつた大学と、それからそれらすべてを許してきた国民、それぞれが責任を持つておるのであるから、その荒廃を認めるなら、今この際におまえが悪いという言い方は教育的ではないのであつて、一致団結してそういう対立には終止符を打つて、そしてこの際教育改革に取り組もうというのでございまして、その点、私のこれは強い主張でございます。

それならどうしろというのかということにつきましては、行政につきましても、行政の規制緩和というふうなものを一貫してここに全体に述べておるはずでございます。それからまた、学校の現場につきましても、校長のリーダーシップその他、本場に運営がしっかりできるということ、このデテールにつきましても、教職員にも、また生徒にも目を配つてそういうものを述べておる。そんなことでございまして、終止符を打つということにつきましては、私は、すべての力をこの際一致団結して改善に向かうんじゃないかということであり、その具体的な内容については、この答申全体にその内容が詳しく述べられてあるというふうに理解しております。

○久保直君 余りこの問題で議論をしようとは思いませんけれども、この長い歴史的な対立に終止符を打つて日本の教育改革のために一致協力してほしいという、会長がおっしゃりたい気持ちには理解できる気もいたしますけれども、その場合に、この対立に終止符を打つということについての原点となるべきもので、それは、方法はこの中にいっぱい書いてあるということでありましたけれども、この臨教審の答申というのは、これは国民の全体の批判にたえなければこれが至上のものということにはならぬのであります。

その場合に何が原点かと言へば、あなた方もこの答申の中に、今度も改めて確認をしたいということでも明確に書かれてある憲法と教育基本法の精神を尊重すること、この対立に終止符を打つ場合の両者の理解の原点は、この臨教審の答申の中に明確にお書きになった憲法と教育基本法の精神を尊重すること、そこから出発するということについては御異存はございませんか。

○参考人(岡本道雄君) はいその点は、この審議会自体も「教育基本法の精神にのっとり」ということでございまして、この中をお読みいただきましたら、それを中心にしてということには変わりございません。

○久保直君 そういうことでしたら、憲法や教育基本法の精神に基づいて日本の教育をどう考へるか、こういうことで教育関係者の間のこれまでの対立にどういうふうな終止符を打つたらいのかということについても、臨教審が意見があれば私はお述べになるべきものだと思つております。

次に、今度のこの答申の中には、先ほど私はなかなかいいことが書いてあると申しましたけれども、非常に私も、なかなか立派な表現だなと思つて読ませていただいた部分もございました。例えば、第四部の「教育行政改革の基本方向」の中には「画一よりも多様を、硬直よりも柔軟を、集権よりも分権を、統制よりも自由・自律を」ということを今後の教育の行政の基本的な方向として示されております。

そこでお尋ねしたいのは、「集権よりも分権」、「統制よりも自由」、それで硬直せず柔軟にやれ、

こういうことであれば、なぜ、目下国民の間にも強い意見が分かれており、地方自治体の間にも認制の廃止について明確な臨教審の態度を示しにできなかったか、また、教育委員の公選制度についてかあるべしという方針をお示しにならなかったのか。今私が読み上げた、臨教審が国民に向かつて述べられた基本的な姿勢、こういうものに立って、これらの問題についてのどういう議論が行われたのか、そして臨教審が今回の答申にそれを触れなかった理由等について伺いたいと思います。

○参考人(岡本道雄君) 先生の教育長の任命制度についてでございますけれども、これについてはいろいろ意見もございまして、本文百三十九ページにございまして、「教育長に適材を得るための方策に關し、教育長の資質・要件、専任化、都道府県教育委員会の教育長も含めた任期制の導入、教育長の任命承認制度の得失等を総合的に検討する必要がある。」というところまではまいっております。

ただ、公選制、準公選制につきましては、これは議論が出た機会もございましたけれども、公選がよいということにつきましては、そういう議論は臨教審としては出ておりません。これはもう現状がよいということでございます。

○久保亘君 私言っておるのは教育長の承認制の問題です。県の教育長は文部大臣の承認ですね。それから市町村の教育長は県の教育長の承認が要りますね。そういうものはやめるべきじゃないかという意見は国民の間に多いんですよ。また、自治体の長からもそういう意見は強いんですね。だから、そういうことについて臨教審としてはどういう判断をされたんですかということをお聞かしていただきたいと思います。

○参考人(岡本道雄君) それが今お答えしましたところとして、おっしゃいましたようにそういう御意見もございまして、そして現在を考えますと、これにもいろいろ、やはり教育長の任命承認

制度というものは、任命をする者に対してある程度の歯どめと申しますか、そういうものもあるし、必ずしもこれを廃止すべきではないといううな意見もいろいろございましてね。ですから、ななそういふ意見がございまして、今後教育長の任期制やその他にも関連して得失等を総合的に検討しようということになっておりますので、その点、任命承認制度につきましてはそういう余地は残してございましてわけです。

○久保亘君 結局抽象的な論議では、集権より分権とか、統制より自由とか、そういうことを勝手に書き加えておられるけれども、具体的な問題になれば、今までの古い官僚的な行政のしきたりといふものから臨教審は全く踏み出すことができないのじゃないですか。

それで、結局教育委員も公選制でない方がいいという——公選制の方がいいという意見はなかったとか、そんなばかんなことではないんですよ。公選制にすべきだという意見が二十五人の委員の中に一人もいなかったという事になれば、私は臨教審の委員そのものが問題だと思えますよ。今、国民の間の意見はそんな分かれ方をしているんですよ。二十五対ゼロなんという国民の意見じゃありませんよ。そういう者ばかり集めてきて、そして今までの文部行政といふものをすべて守っていくようなやり方で教育改革を、二十一世紀に向けてというふうな、そういうきれいな言葉を掲げられても私はだめだ。そういうことで、先ほど言いましたように、歴史的な教育関係のいろいろな立場の対立をこの際終止符を打つて言われたら、とてもじゃないが臨教審は一体どこに足を置いて物を考えているんだというものは大変うつろなものに聞こえてくると私は思うのであります。しかし、この問題についても今後の検討課題として少しだけ引っかけたおるような話でありましたから、また機会を見て伺いたいと思っております。

次に、今度の答申のメインのテーマというのは、やっぱり何といつても、臨教審がここぞとばかりにうたい上げております「生涯学習体系への移行」こういうことなんだと思うのであります。これは一次答申とか、「審議経過の概要(その三)」とか、そういうようなものから見ましても、生涯学習への移行というのが今度の答申ではぐっと正面に押し上げられてきた。こういう気持ちを持つのであります。そして、随分ベンの達者な方がこの文章をお書きになったんだと思うのであります。この生涯学習への移行といふことを自画自賛するに当たって、「我が国近代教育史上画期的な教育についての発想の転換をもちたそうとするものである。」いいですか、近代教育史上画期的な教育についての発想の転換をやるのが生涯学習への移行といふことなんだそうではありますかね。それならば、画期的な発想の転換をされる、生涯学習への移行といふ転換をされる理念は何ですか。

○参考人(岡本道雄君) 転換をする理念は、今までの教育といふのは、今ここに述べてありますように、「第一の教育改革」も「第二」も、何といたって学校を中心とした教育といふものが焦点でございますね。それで、もし画期的な転換といえ、学校の方に比重があるのじゃなしに学ぶ方です。学ぶ方の人間に焦点を合わせていこうと、これが画期的といえ画期的でございます。——そんなことでよろしゅうございませうか。

それで、今までは学校へ入ることからいろいろ問題が起こっているわけですね。受験戦争とかなんとか起こっておりますけれども、このたびの転換といふものは、学校も大事にしますけれども、ひとつ学ぶ方の人間に、自己教育力といひますか、そういうものに主体を置いて進んで行きます。この意味では画期的であるだけにまた難しいことでもありますけれども、相当年月がかかって、現体制の問題もありませんから努力せんならぬと、そういう認識でございます。

○久保亘君 その学ぶ者と学校とを対置する理念にしてというのは、私ちょっとわかりにくいんですね。そうすると、二十一世紀における教育体系

の中心は何なんですか。学校中心の教育体系を、発想を転換して今度は二十一世紀のために全く画期的なものにしますと、こういうことなんだけれども、そうすると、学ぶ者ということじゃなく、二十一世紀における教育体系の中心はどこに置かれますか。

○参考人(岡本道雄君) 教育には、今までまあ便宜上といいますが、家庭教育とか、学校教育、社会教育、社内教育というふうなものがございまして、たわけですね。それで、今までは学校教育体系といふものが教育のすべてであるというふうな認識があたりであったのを、このたびは、今申しましたようなすべてをひっくるめてその中を学ぼうとする個人が歩んで行く、そういうのが新しい教育の理念であると、そういうことなんです。

○久保亘君 今会長がお話しなさった程度であれば、別に画期的な発想の転換とまで宣伝するようなものじゃないように私は思っています。これまでだって、生涯教育、生涯学習といふことは、新しい時代の要請といふことで随分いろいろと議論し、そういう問題と学校も現場も取り組んできたはずなんです。また、それぞれ社会教育の立場にある人たちが取り組んできたはずなんです。これがもし画期的な発想の転換といふことで文部省もそれに同意をされるのなら、文部省は全部切腹しなければいかぬ。今までの責任を感じて皆やめにいかぬ。それぐらいの問題だと私は思いますよ。こういうことを画期的な発想の転換といふことで、今会長が言われるようなことを文部省が突きつけられるとするならばですよ。そして、文部省はそれとを黙って受けとめるとするならば、これはとても文部省は責任を負い切れるような問題じゃないですよ。

どうも私は理解ができないことがあるんだが、学ぶ者に重点を移した教育体系にして生涯学習に移行していくといふことで、それならば、生涯学習といひましても学校というものを従来の感覚で仕切っているからそういうことが言えるのであって、むしろ学校というものが、生涯学習に役割

を果たせるように学校教育自体もいろいろと変わっていかねばならぬ問題が出てきているのであつて、生涯教育に移行するといふ名前のもとに、学校教育の役割を縮小するとか、あなたの方の表現によりますと学校中心の考え方を脱却するとか、これまでの学校は肥大化し過ぎていた、こういうふうな表現でもって学校教育を生涯学習の名前のもとに縮小し、役割を小さくしていくといふことが二十一世紀の新たな教育体系として構想されているものなんでしょうか。

○参考人(石川忠雄君) この生涯学習の問題が大きなテーマとして取り上げられたその根底には、もちろん、戦後四十年たつてこれから迫いつき型近代化を脱して新しい時代に入っていくといふときに、それに対応できるものとしての生涯学習体系といふものを考えたといふことであります。

したがって、学校教育に過度に依存していた過去のものとは違つて、やはりそこには常に学校教育の中で培われた非常に強い、みずから学ぶ心、基礎、基本、そういうようなものを持つたものが、つまり常に生涯を通じて学習をしていく体系をそこにしようといふこと、こういうことであります。

したがって、社会に向かつて従来の学校が開いていくといふことの必要はむしろあるわけ、それはこの答申の、例えば「高等教育」を見ていただければわかりますが、そのほかのところにもそういうことはたくさん書かれてあるわけでありまして、したがって、そういう意味では学校体系が過去のままで閉鎖的であるといふことはいけなものであつて、それを直さなきゃならないといふ必要はむしろあるわけでありまして。

それからさらに学校教育を、何と申しますか、軽く見るとか小さくすると、そういうことをここでは言つてはおけません。むしろ、生涯を通じて学ぶ姿勢とその機会を提供されたときに、それに対応する人間が基本的な学ぶ人間としてつくられていくためには、学校教育といふのは極めて大事なのでありまして、したがって、学校教育を軽視するといふ意味は含まれていない、そう申し上げ

たいと思います。

○久保亘君 そうすると、「学校教育体系の肥大化」といふのはどういふことをおっしゃっているんでしょうか。

○参考人(石川忠雄君) 「学校教育体系の肥大化」といふ意味は、過去においては過度に学校といふものに依存し過ぎたといふことであります。

例えばそれは社会教育その他もございましたけれども、しかし大体において、大学を終われば教育を終わったといふ考え方ですね、それがやはり問題なのでありまして、大学を終わつても、十八歳から二十二歳までやつて終わつても、将来に向けてなおかつ教育を受ける機会といふものがあつて得るといふことを言っているわけでありまして、「肥大化」といふ意味は、そういう意味で過去に過度に学校教育に依存していたし、また、依存する意識を持ち過ぎたといふことを申し上げるわけでありまして。

○久保亘君 どうもその辺のところがよく理解できないところですね。

過去に学校教育に過度に依存していた——過度に依存していたといふなら、これからは依存度を減らすといふことに受け取れるんですよ。だから、生涯学習といふのを、教育の全体を膨らましていく中で相対的に学校の受け持つ分野が小さくなるというならまあちよつとわかるような気がしますね。しかし、学校教育に過度に依存していたといふことになつてくると、やっぱり何か学校教育の持つ教育の比重といふものを軽くしていく、こういうような意味にもとれる。これに呼応するような形で、やっぱり義務教育の期間は長過ぎるんじゃないかと、もう少し国や自治体がつやうな学校を減らしてもいいんじゃないかといふような意見がございまして、臨教審の中にあるかどうか知りませんが、周辺にありますね。財界等にも義務教育を短くしろといふ意見もございましてね。だから、そういうようなことによもやこの「生涯学習体系への移行」といふ今度の答申が力を与えるといふようなことにはなりませんでし

うね。

○参考人(石川忠雄君) 私が先ほど申し上げましたことは、今久保委員の言われたように、これからの教育といふのは全体としてと大きなものになると思ふんです。したがって、そういうことから考えて、学校教育が今以上に重要性を減少させるといふ意味ではないと私は考えております。

ですから、そういう意味では、例えば学校教育の義務教育の年限を減らせとか、そういうような意味で言っているのではなくて、例えば「高等教育」をさらに進めようといふわけだと思ふんです。

ですから、「生涯学習体系への移行」といふことを言つたからといって、そのことによつて学校教育を軽く見ていい、そういう意味ではないといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○久保亘君 そのことについては、特に今度は義務教育に關して言へば、義務教育、まあ高等学校も今ではもう実質的に準義務教育でありますね。これらのもうほとんどすべての国民が受けている教育の期間といふものに対する国とか自治体の公的な責任を軽くするものでもない。この「生涯学習体系への移行」といふ表現を使つて、その中で、「学校中心の考え方から脱却」しようとか、これまでの学校教育体系は肥大化し過ぎていたといふような表現が使われているけれども、それは今石川先生がおっしゃつたようなことであつて、これまでの国や自治体が果たしてきた公教育に対する責任を軽くしようとか財政負担を軽くしようとか、そういう意味をこで言っているのではない、そういうふうにはつきり理解してもらつてよろしくございまして。

○参考人(石川忠雄君) それは今久保委員の言われたとおりだと思ひます。私は少なくともそういうふうに理解しているといふことでございまして。

○久保亘君 どうも、これだけ文章のお上手な方

がお書きになるなら「学校中心の考え方から脱却」といふような非常に誤解を生みやすい表現といふものは、もう少しいい表現でお書きになつた方がいいんじゃないかと私は思ふんです。

それで、今のところは先生のお答えよくわかりました。ところが、これをずっと読んでまいりましたと、「私立小・中学校設置の促進」といふことがございまして。私は何も私立の小中学校が悪いと言ふのじゃありません。私立の小中学校の設置を促進しようといふことを臨教審がおっしゃる根拠は何でしょう。

○参考人(岡本道雄君) ちょっとさかのぼつてなるとすけれども、最初の先生の、生涯教育への移行、大変学校教育の軽視でないかといふ御心配でございましてけれども、これは会長談話といふのが同時に出ておまして、そこにそういう危惧はないことがきちつと書いてございまして。また同時に、これはなぜ画期的だといふことにつきましては、入試を中心とした大きな問題点ですね、それを大変強く考へておること、現代の文明によつて八十歳時代といふものになっていきますけれども、それに対する生き方といふものが大きな転換期に来ておるわけですね。そういうものを重視しましてこのたび生涯教育といふものを挙げたことは画期的である、そういうふうにお思ひいただけます。その点、読んでいただきますとそういうものがにじみ出ておりますから、この名文の中から、ひとつ読んでいただきたい。

それと、今の私立学校の設置を促進するといふことについては、これはいろいろさういふふうなお考えもあるようございましてけれども、私立学校といふのは、それそれ創立者が理想を持って立ち上がつておられますので、そういうものを促進することによつて多様化といふか機会の拡大といふか、そういうものが果たせるのでないかといふような気持ちでございまして。それ以上には特に何もございせんので、その点は、公教育を徐々に減らしてとか、そういう気持ちは持つておりません。

○久保君 一部に、まあ一部にというよりは、この答申を読んだ人々の間に、臨教審がわざわざ私立の小中学校の設置を促進する考え方を明記していることは、国や自治体の義務教育に対する責任を民間に委譲しようとするものではないかという批判がございしますが、これは今両先生のはっきりしたお答えをいただきましたので、臨教審の意のあるところはそのように私も理解して、今後の動きを見てまいりたいと思っております。

しかし、それにしても、私立小中学校の設置を促進するという方針を出されているということについては、私は実態を御存じでないのじゃないかという疑問を持つんです。確かに創立者の理想のもとに歴史ある私立の学校はたくさんございします。特に石川先生の学校などは、幼稚園からずっとそういう教育をされておるので、私も承知をいたしております。しかし最近、私立の中学校がずっと地方の方まで次々につくられてつづいてあります。私は、まさか臨教審が、現在あちこちに生まれている進学予備校としての、全寮制で全国から子供を集めてくるようなそんな中学校をつくることを促進すべきだとお考えになっているのじゃあるまい、こう思うんですが、最近ブームのようになって、私の郷里にもございします。幾つもございします。中学校が次々に新設されてね。中学校だけで新たにつくられた学校もございします。この学校は草深いところにございます。子供を寮に入れて、そしてそこで徹底したエリート教育、進学のための教育を施すのでございしますが、これがやっぱり創立者の理想を反映した、私立の学校の特色ある教育ということになっていくんではないかと。

事実がございします。よくそれも注意しまして、考えてまいらなさいかぬと思っております。

○久保君 それはもう今は全国的に、地方に特に中学校の設置ブームがあります。これに今度は臨教審が拍車をかけられたわけですから、私はそれが二十一世紀のための教育体系にとって弊害とならないよう臨教審はしっかり御留意をいただきたい点だと思っております。

時間が大変短くなりましたが、あと一つ二つお聞きしたいのでありますけれども、生涯学習への移行という大きなテーマを看板にしてこの分厚い答申が出されたのに、なぜか人間の生涯の最も重要な出発点の部分、幼児教育に関して、今度の答申が意見をとりまとめられていないのはどういふわけでしょうか。それからもう一つは、この生涯学習の中で、言ってみれば一番重要な曲がり角と言いますか、にあります。中学校から高等学校へ行くその接続点のところで問題を、臨教審が高校入試という具体的な問題として取り扱っておられないのはどういふわけですか。生涯学習ということが看板ならば、学習の出発点である幼児段階の問題、それから義務教育を終わって高等学校に進んでいく時点の問題、この重要な問題について先送りされているのは、私も非常に理解しにくいことなんですが、これはどういふわけでございましょうか。

て、そして生涯学習の観点に立ってこれをやりたというところでございします。

それから、仰せの高等学校の入試というものが、これは大変大事なもののございますので、このたび、第三次答申の中の「初等中等教育の改革に関するもの」の中に、「高等学校入学選抜方法」というものはっきり入れておりました。この点を十分重視しておるといふ点は先生と全く同じでございしますけれども、この知見を得てこのたの生涯学習というふうなものを補完してまいることができないというふうな思っております。これを早くやっておらないと生涯学習ということば言えぬというわけではございしませんので、その点、先生が重要だと御指摘のとおり、これについては特別に注目をして、第三次答申ということにしておるわけでございます。

○久保君 時間がなくなりましたので、最後に私一つだけ、気になることがございましたのでお尋ねしておきます。

今度の答申の一番根底にある、日本の教育に対する歴史的認識というところで、戦前戦後の教育が、昭和十二年から二十年までの間の特別な時期を除けばこれは連続性があるということ強く述べられておるんですが、この連続性ということと主張される背景に、教育勸諭と戦後の日本の教育とをつなぐ、こういう考え方はよもやあるまいと私は思うんでお尋ねしたいんです。

そして、私の方から申し上げたいのは、戦前の教育と戦後の教育というのは、教育勸諭の廃止、教育基本法の制定ということによって、もちろんいろいろその理念やその他の各論の中では引き継がれている問題もたくさんございしますが、教育の一番中心の理念というのは、戦前の教育と戦後の教育との間には私は隔絶があると思っております。その隔絶をあらわすのが教育勸諭の廃止であり教育基本法の制定であったと、こう思っております。歴史的認識というものは、今私が申し上げていることとは違った意味で書かれているのでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) これは、おっしゃいますとおり、戦前教育勸諭から戦後教育基本法への転換というものが大きな転換でございします。ただ、ここに書いておられます非連続面と申しますのは、軍国主義とか極端な国家主義というものがあの年代のときにあつて、それがもう終止符を打たれたというところから、それは連続しておらないことをしっかり認識することが必要だと同時に、連続面としては、「富国強民」ということを申しておるんですが、私はさらにそれを科学技術振興だと思っております。やはり明治というものは、日本近代化というものの中軸が科学技術振興であった、科学技術立国であった。それはもうまさに一次の改革、二次の改革も連続しておる。そして今日の科学技術の繁栄を来しておる。これはまさに連続である、そういうふうな思っております。

○久保君 どうもありがとうございます。

○仲川幸男君 会長、石川代理、両先生とも大変御苦労さんでございました。

今までもいろいろ私が臨教審と窓口のような形になつておる申し上げてまいりましたけれども、このたびの第二次のものを見まして、時間がございせんから、まず、強力に提言をしていただいたものを高く評価するもの、もう少し突っ込んでいただきましたもの、大変心配なもの、これに分けて、お尋ねもしたり申し上げていきたい。

まず、それより先に、きのう大学入試があのような形でA、Bグループがはっきりしました。一番安心したのはやはり受験生であつたり親御さんであつたりしたわけでありまして。そこで、この問題は、共通一次をつくるべきかの実はある程度父兄の願いであつたわけでありまして。共通一次には全国の高等学校の生徒も父兄も余り共鳴をしなかつたのであります。そして、そのときに望んだことは、一期校、二期校ということではなくて、もう少し自由な形で二つ三つの学校を受験できる方法はないかなというのが願望であつたわけなんです。

す。それは私、あれは五十二年の春からであった
と思うのですけれども、ちょうど五十二年の十一
月に高等学校の父兄を代表して衆議院の文教委員
会で参考人として意見を申し上げておるわけなん
ですが、まあ十年たつてようようその願望のどこ
ろへ舞い戻ってきたなという感じがしておるわけ
です。

本題に入ります前に、この問題は関係も大いに
ありということで、臨教審の会長に、またこれに
かわります私学はどうなりますかということをも
石川先生にお尋ねをまずしたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) 共通一次というものは、
ちょうどどこにおいでいただきまます林先生と一緒
に出発していただいて、当時も、おっしゃいま
すようにいろいろ議論がございまして、これ全部
賛成だから大いにというところまではいかなか
った部分もあったかと思ひます。

おっしゃいますように、一期、二期という受験
機会の複数化ということにつきましても、当時か
ら要望がございまして申しておりましたのですけ
れども、時世が移るといふことは恐ろしいもので
ございまして、私なんか当時はなかなかまだ敵し
い気持ちを持っておりまして、一期校、二期校と
いうものが大変弊害があるということも言われま
したし、また考えれば一回ということも、ギャン
ブルではなしに、本当の努力を積み重ねて一回一
回に取り組むということもいじやないかという
ふうな気持ちもありましたしそれが賛成を得
たわけがございまして、一般的な傾向として、
これは国際的にも、機会を複数に持ち得ると
いうことはいいことだと思つておりますが、やは
りそれにはそれだけのいろいろ混乱が起こりま
す。

この点につきましても、国大協もここまでおい
でになったんですから十分お考えになって、それ
を避けながら立派に受験機会の複数化というもの
を実施してほしいと、そういうふうと思つており
ます。

○参考人(石川忠雄君) 今度の共通テストのこと

についてお答えすればよろしうございますか。

— それについての私学の立場であります。現
在まだその新テストをどういうふうにするかとい
うことは検討中でございます。文部省の中に入学
試験改革協議会というものがございましてそれを検
討しております。したがって私は、それができ上る
ことを待つて私学は検討していくことだろ
うと思ひます。

ただ、一つの改革の問題というのは、正しくそ
の意図が受け取ってもらえるかどうかというの
はなかなか難しいことでありまして、臨教審が提案
した今度の新しいテストの問題というのは、各
大学が独自の、自分自身が最もいいと考える入学試
験をやるのにその新しいテストを利用できれば使
つてもいいということでありまして、むしろ
目的は偏差値だけにならないような独自の、本
当に欲しい学生をとる試験に使えるところがあつた
ら使つてほしいと、こういうむしろ便宜を供与す
るような意味で考えられてゐるものでありますけ
れども、そのところがどうも共通一次と混乱し
てしまつて、参加させるとか参加しないとか、そ
ういうような意味合いにとられてゐるところが多
いようであります。これはこれからよく納得して
いただけるようにしなければならぬというふう
に私なんかは考えてゐるわけでありまして。

それから、今国立大学が入試について、何と
申しますか、A、Bグループに分けたというこ
とがございまして、その点について、私学の
立場とすれば、別にそのことによつて我々がどう
こうしなきゃならぬということではなくて、むしろ
学生諸君にとっては複数の受験機会が得られたと
いうことはいいことではないか、そう考えており
ます。

○仲川幸男君 それでは本題に入ります。

大変御苦勞でありましたことを重ねて感謝を申
し上げておきます。強力な提言として高く評価を
しました二次答申の中身、これは項目ごとに分け
ておりますので、時間がありませんから私が読み
上げて、後で一括でお答えをいただきたいと思ひ

ます。

教育の荒廃に対する掘り下げと諸方策の提言、
それから情報化、国際化の対応に対する非常に細
かい提言がございました。それから教員の資質の
向上、これは初任者研修も含めまして、まあこの
問題については大変注意を要するであろう心配事
がありますので後で申し上げますが、このことも
なかなか深く、初任者研修をどうするかまで突
込まれた。次に、先ほどお話しもありましたが、
生涯学習への移行、そして家庭教育の活性化、こ
の問題も高く評価をいただきありがとうございます
です。もう一つ、このことにはもう少し強く及
んでいただきたいかつたかと思ひます。一つは教育減税
の問題、さきにもお話がございましたが、もう一
つは私学など学校法人に対する寄附金の税制面の
問題。これは先生、今民話と申してゐる、これが
非常に流行語になりましたが、教育界の中で民話
といふばまあこれあたりが一番いい民話だとい
うことでございまして、この問題はかなり深く、
今後ひとつ御協議をいただきたいと思ひます。
以上六点を挙げまして、強力なる提言と高く評
価をいたします。

もう少し突っ込んでいただきましたものとい
うのは、学歴社会の延長の是正という問題であり
ます。これは中曽根総理の御下命ですから、これ
が全部、まあ学校のいじめの問題までいきますと
風吹いておけ屋になると言われたが、私はこれは
そうではない、そのあたりに一番根源があるの
ではないであらうか。政府の中に、会長さん御存じ
かもしれませんが、まだキャリア組、ノン
キャリア組という言葉が通用をしてゐるんです
よ、このかいわいに。このあたりがやはり、私は
学歴偏重という題目を掲げるなれば、もう少しこ
の問題は突っ込んでいただきたかつた。まだ間に
合ふと思ひます、せめて役人と称するものぐらい
は、このことについて中曽根総理の一喝のもとに
ひとつ正をなす方向へ行くように答申を出して
いただきたい、こう思ふのです。

それから、道徳教育に対することは何回かこ
でお話しを申し上げました。教科書もないので道
徳教育が小中学校でできますかと言つたら、それ
は大変難しいことだと言われる人もありますけれ
ども、私は道徳教育は、前にも申し上げたかもし
れませんが、二つではないのだ、道
徳教育なんだ、こういうことで道徳教育の問題をもう
少し突っ込んでいただきたかつた。

それから、私も長い間そのことのお世話をした
から言うのではないが、PTAに対する指針とい
うものがこの中では割合見当たらない。最大公約
数を求め、コンセンサスを得、世論を起すのは
私はやはりPTAだと思ふんですよ。今の社会教
育団体というものは一味違つた世論を起して
くれるのがPTAだと思ふので、そういう意味で
は、先ほどもちょっとお話しをしました、この前
の五十二年の共通一次をつくるときには、かなり
こを小中高とも重要視して、ここの意見をかな
り聞いたと思ふのです。それが一つでございま
す。

それから、偏差値と塾との現況に対する物の考
え方というのが少し表現としては甘いのではない
でしょうか。次に、高校、大学受験科目外に置か
れております体育とか音楽とか美術等の情操教育
に対するものについても、これは弱いところであ
ります、強いところですから私は余り言わないの
ですが、弱いところですから、何かそこに強い力を
与えてやるということが必要ではないでし
ょうか。

もう一つ、非常に残念に思ひますのは、心身障
害者の障害者教育に対する項目が、かなり読んで
みたのですけれども、案外少なかつたように思ひ
ます。これがもう少し突っ込んでいただきたかつ
たものというところであります。

ここは大事なところでございましてからもう一回
申し上げておきますが、学歴社会の問題、道徳教
育の問題、PTAの問題、偏差値と塾の問題、高
校、大学受験科目以外の情操教育関係の問題、心
身障害者の問題、こういうことであらうかと思ひ

ます。

次に、大変心配なもの。先ほど少し財政問題に触れられましたが、私は、財政問題を語らずして臨教審を語ることはならないと思うのですが、会長、四月二十八日、臨時行政改革推進審議会の推進状況調査委員会が出しておるものをお読みいただいたかと思いますが、全部臨教審が言うたことに水をかけてしまったわけなんです。これはこの前、会長御記憶ありますが、大蔵省が臨教審答申へ異例の意見書、財政負担増は困る、こういうことで、新聞に出た、そのことをお尋ねをした、いや、あれはちょっとレクチャーをしたので、すよと、こういうお答えであつたと思うのです。大蔵省が圧力をかけたじゃないかと言つたら会長は、いや、あれはレクチャーをしたのでございませうと言われた。そのときの書いてあることと——これを上げてもいいのですが、これは大蔵省が言うたのですよ、それと、今度臨時行革審の小委員会が書いておること、発表したことはうり二つなんです。何も違つてない。見え見えぐらいな話ではないので、大蔵省が言うておるのを代弁をしている、こういうことなんです。そうすると、ここで何かのすり合わせをしておかないと、私は、これが大蔵省の考えであり、行革審小委員会の考えでありして、臨教審が絵にかいたもちにならぬようにやらなければならぬ、咲いた花が実を結ぶようにやらなければならぬ臨教審の大方針と、この問題をおいてないと思ふんですね。ここで、まあ両方の委員会が一回、公式、非公式にかかわらずお寄りになつてお話しぐらいたらどうでしょうか。これはどちらも中曽根総理がお願いたしますと言うておる二つが、こういう形なことで、おまえが言うておることではまかりならぬと、こう言うておるんですから、まかりならぬと言われた方が少し何とかなしいとかぬのではないでしようかね。どうでしようか。このあたりのお考えもひとつ。

ただ、ここで一つまことに残念なことには、臨教審の報告と今の小委員会の報告とで、図らずも

同じものが一つあるんですよ、同方向にあるもの。それは地方へ財政移管をせいと、こういうことなんです。今の地方の状況の中で、教育財政を移管するだのということに至つては、これは物がわからぬ過ぎる、こう思うのです。これは東京におつたらちよつとわからないのですが、地方の教育現場におりますと、このことはもう大変重要な問題でございませう。これ、私がお話しを申し上げて質問をいたしておる間に時間がたちますので、そちらからお話しをいたしてください時間を置かなきゃならぬと思ふから、このあたりで、そういうことでございませう。

今の財政問題と別にもう一つ二つ。六年制中学の問題は、これはエリート公立にならぬ方策、これを原則に物事を考えないと、先ほど言つた学歴偏重のところへつなぐりますよ。

それから、初任者研修制度の創設についての身も、一つ言いますと、現場に十人おつた先生方同士の中に一人新任が入つたらどうするんだという例を挙げて申し上げた方がいいんですが、時間がありませんか。初任者研修制度の創設に対する中身、どうするんだ、初任者研修。一人に一人つけるんだ、そんなばかみたいなことは言わぬが、なかなか非現実的な今の小委員会の報告もあつて、しかるべき方法をとらなければならぬ、こう思ひます。

それから、個性化の問題についてはもちろん結構です。もう皆さん一斉にそういうお話でございまして、義務教育というのは機会均等であつたり、平均的なものであるという原則のもとに、一つそれを基本に置かないとならないと思ひます。このあたりで一度答弁をいただきたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) 主なものから申し上げますが、先生が一番御懸念いたしておるのはいや財政の問題だと思ひますが、これはほかの先生方からも御指摘いただいておりますので、切に、これは形式的なことをお答えしておいても切りがございませうが、基調としては、繰り返して申

しますように、それぞれ審議の焦点の異なつた委員会が審議しておるわけでございますから、本質的なものを大事にするという点を主張するのであつて、それがどういふふうに取り扱われるかというところは先生方の御審議によらねばならないと思つております。

ただ、こちらは教育の審議会でございますので、大変基本的な点を今までは申し上げまして、その詳細に至つては今後ということになつておりますけれども、基本的な点としましては、最前申しましたように、教育というものが極めて国の基本的な資産であるということと、もう一つ私が常に考えておりますのは、この教育とか文化というものは極めてフラジャイルなものである。壊れやすいものである。一遍中断したらこれは後から取り返すというのできないものだということとは大いに強調したいと思つておるのです。これは今いろいろ財政なんか大変苦しいときであるということとはよく存じておりますけれども、文化、教育というものは、一たん中断いたしますとその影響が極めて末長く続くのであつて、この問題はドイツなんかの事情に照らして今世界で言われておることでございますので、この点は先生方も強く認識していただいて、これがいいよ問題になるときはしっかりと頑張っていただきたいと思つておりますので、その点、先生の御発言に對しましては大変力強く思つておりますから、どうぞその点、ひとつよろしく願ひしたいと思つております。

その他、六年制中学がエリート化しないようにとか、初任者研修の中身というやうなことでございしますが、これは、六年制の中学——私はエリート教育につきましては、エリートというものもつくりなやならぬと思つておりますので、その点、これがやはり地域の偏差価値偏重になるというやうなことについては十分注意せんならぬと思つております。

それから、初任者研修のデテールにつきましては、各地域の教育委員会がしっかりと具体案を練る

というやうなことでございませう。

それから個性化につきましては、義務教育というものが基礎・基本であるからこれを大切にせよというところにつきましては、もう終始そのことを強く念願いたしております。

このほか、たくさんございまして、学歴社会の是正につきましては、私は、先生がおっしゃつていただきましたように、学歴社会といふ生涯学習の実現というものは、やっぱりその受け入れの問題が大きいんですよ。会社、それから官庁の受け入れというものが、そこがしっかりと意識転換というものがなくともこの定着は難しいと思つておりますので、この点は役所の方にも、それから企業の方にも今強く訴えておるところでございませう。

道徳教育というものの内容につきましては、大変難しい問題でございませうけれども、今までのいわゆる徳目をレビットすることで道徳教育というものが行われたのでありますが、このたびの行き方としては、生活の中からそれを感得するという方向に行つておりますが、これはなかなか難しいこととございまして、私はまた同時に、この徳目というものの反復も大事でないかというふうにかへたりいたしております。

PTAにつきましては、これも一部にPTA活動の活性化ということも申しておりますし、それから芸術大学とか、先生のおっしゃいます健康科学というか、健康教育と申しますか、まあ健康の中には心身とものを大いにやれというときに、何をやるんだというときに、私は芸術大学というものが大変大事だと思つております。基礎科学をやれといったときには、やっぱり文学部、理学部をしっかりとやれということで、具体的な方法として大事なのは、ああいふ芸術の大学というものをしっかりとやる。これは「高等教育」ところに枠の中にきちんとはめて書いております。

それから障害者のことは、これは大変重要なこととございませうので、御承知のとおり、この第三

次答申のところに書いておるわけでございます。

以上がほぼお答えする内容でないかと思ひますけれども、先生の一番御関心の財政のことにつきまして、今私がここで言えまことは、答申に申しておる通りでございますけれども、基本的なものとしまして、これが国の大変大きな大事なものであるということ、中断したなかなか取り返しのつかないものであるという認識をしつかり持っていたら、今後我々も審議しますけれども、先生方の御援助をよろしく願ひします。

○仲川幸男君 ます、お答えが一つ漏れておるのは、心身障害者の問題が一つありましたけれども、もう御理解いただいておりますものと思ひます。

そこで財政の問題は、もう一つ花を咲かせて実を結ばないかぬというのは共同の責任だと私たちも思ひ、ここでいろいろ意見を申し上げたり要望をいたしたりしますけれども、それは臨教審に実を結ばそうという一心以外にありませんので、それは共同の敵——ちよつと敵というのは取り消しておかぬかと思ひますが、もう教科書無償の問題も、給食の問題も、育英資金の金利の問題も、全部今追つかけてきているんですよ。何か臨教審がこちらをやつたらよからうというところでそれをやるということになったら、この総枠の中でこれを減らせ——間違ひない、もう次に来るものは、教科書無償の問題が押し寄せてくるんですよ。そのあたりも、臨教審の方もひとつよく心得てやってください。

だから、幾らでも金があるということでもないこともわかりますが、これぐらいは別枠でやれよとあちらを向いて言ってもらうぐらいな勇氣を持っていたらいいと思ひますが、ひとつこれお願ひをし、長い間の御苦勞を多として、また、これから一年余り御苦勞をかけますし、その最後のものが恐らくこれからの教育の指針になると思ひます。くれぐれも地方への財政負担は、教育の問題は、道路や橋をかけることは本質的に違ひますから、それはここから向こうは県市町村に任すだのという目の粗いことで押しつけられたのでは困

ると思ひますから、ひとつ要望として申し上げておきたいと思ひます。

もうお答えは要りません。これで私の質問を終わります。

○委員長(林寛子君) ここで石川参考人が都合により御退席になります。

一言、石川参考人にごあいさつ申し上げます。本日は、御多忙のところ本委員会に御出席賜りまして、本当にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から御礼を申し上げます。どうぞ御退席いただいて結構でございます。

○参考人(石川忠雄君) それでは、お先に失礼いたします。

○高桑栄松君 それでは、先生大変どうも御苦勞さまでございます。これから質問させていただきますが、最初に、やはり今大変問題になっている大学受験のことについてまず伺いたいと思ひます。

一つは、国大協の方が四月三日に大学受験の複教化というのを打ち出しているというのがございまして、それが今いろいろ意味で波紋を描いております。それから四月二十一日ですか、大学入試改革協議会が「中間まとめ」を出しております。これは、臨教審の第一次答申の具体化を図るために協議を行ってきたというふうに記載されておりますが、これは、システムとしては、臨教審系が大学入試改革協議会であるし、国大協の方は文部大臣の私的諮問機関というふうに出てあります。この二つは、将来は全くと互いに自由に進めていくんだらうかということでありまして、つまり、国大協が先に出ていますね、そして、今それが問題になっていますが、それを後で大学入試改革協議会の提言というものがこれに全く反することがあるのかということでございます。

○参考人(岡本道雄君) これはなかなか難しい問題ですけれども、御承知のとおり国大協というのは大学自体がつくつておるものでございまして、それが大学の自治というものを中心に置きまして自発的にやつていこうというところでございます。

ます。

それで、この協議会の方もいろいろ御検討願ひと思ひますけれども、やはり基本的に大事なものは、我々もですけども、実施されるということがなければだめなんです。その意味で恐らく、これは想像でございますけれども、私は協議会の方も国大協という連絡をとりながらおやりになるんじゃないかというふうには思っておりますけれども、オフィシャルにどういう関係にあるかということにつきましては、文部省の審議会であり、片一方は独立したものだというふうに考えております。

○高桑栄松君 まあ確かに先生おっしゃるとおり、これは先生も今のようなお答えしかないのであると思ひますけれども、というのは、もう来年度複数受験というのが始まるわけですね。大学入試改革協議会側はそういうことを言っておりますので、ですから、これが来年度また新しい方針で変わったりますと、これは受験生はまた混乱するわけですね。しかし一方では、五月七日、きのうですね、たかさんの大学の先生が今の複数受験に關して反対を表明しているわけですね。三十二の国公立大学の教授六十六人。うち国立大学では、京大、阪大、北大、東北大、名大も入りますし十四校というふうに、これ新聞でございまして、出ております。ですから、反対があったらどうなるんだらうかというの、一般の受験生はもう一番関心があるんだらうと思ひますし、大変なことではないかと思ひておるんです。ですから、これは今、先生にお答えを出していただきたいということではあります。臨教審としても私は責任がないわけではございません、いやな思ひますので、十分この辺は調整していただかねと困るのではないかと思ひます。これが一つでございます。

内容に入つてちよつと伺いたいと思ひますが、大学受験の複教化はもう始まるわけで、恐らく差しとめ要求したいものが、延期要求が今の大学の六十六人の教授の連名で出たというのがありまして、これは延期になれば話は別ですが、

ならない場合の想定であります。今まで言われていることを集約しますと、大学の序列化は一層細分化される、こういうことが言われております。それからもう一つは、点数は公表しないということになっておりますが、公表しなければどうなるのかという、そこで受験産業の出番がやってくる受験産業は張り切っている。これが進路指導になる。ですから偏差値論切りというものが一層はつきりしてくるのではないかと。ただ共通一次のときの入試センターの役割が受験産業に移るということになるといふふうに言われておりますが、これは先生はどんなふうにお考えでしやうか。

○参考人(岡本道雄君) 国大協のいろいろな決定に限りませんが、臨教審としては、ああいう提案をいたしました後は、主に文部省の協議会の成り行きを見ておるわけですが、実際問題として、国大協がこういう方針を出しておられます事実につきましては、例えば受験機会の複教化ということは本間に国民が望んでおることでございますので、それは結構だと思ひます。また同時に、こういう国大協自身が期日についても多様化についてもいろいろ内容について乗り出されることは意味があると思ひております。

ですけれども、おっしゃいましたように、これがさらにいよいよ序列化を促進したり受験産業の隆盛をもたらすというふうなことになるやうなかなかなそこ問題がございまして、国大協もその点はよく工夫して、偏差値で序列が起つて輪切りが起つたということが大きな欠点だったんですから、その辺は十分しつかり考えてもらわなければならないというふうに思ひますが、いずれにしても、偏差値だけでなしに、大学がそれぞれの特徴を發揮するというところで、序列といふことではあればそれが理想なんです。ひとつ国大協もその点はしつかり御検討を願ひたい、そう思ひておるだけでございます。今御指摘いただいたような内容は、そういう可

能力があるということでございますので、私も、気にはしながら今は見守っておるということでございませう。

○高桑栄松君 今に關連なんですけれども、受験の機会の複数化というのは、私は初め、受験生の国立大学離れを食い止めたというところは知らなかつたんですが、新聞等を見ておると、また、私に直接そういうふうな話をされてくれた人もおりまして、国立大学の教授の方ですけれども、なるほど国立大学離れが共通一次であったのかと、私はそうは思っておりませんでしたので新しい認識なんですけれども、逆に今度は国立大学に集中して、つまり、複数受験の機会があるというところは、どこかにできる子ははまるというわけですから、それを何遍かやるということとは、必ずあるに落とされて、偶然のチャンスというのか、あきがあつたから入るということとは異なるんです、今度は国立大学にコイが集まれば国立大学にフナが行く。まあ新聞にそう書いてあるものですか。石川先生がおられるときに聞きたかつたんですけれども、残念であります。

そういうことが現在言われているんですが、それはやっぱり臨教審はそういうことを考えたでしょうか。どうでしょうね。

○参考人(岡本道雄君) 私も先生と同じに、国立大学離れというようなことを余り考えたこともなかったんですが、およそ臨教審が入試の改善を考えたのは、現在言われております偏差値による序列化とか輪切りとか、そういう問題に注目して、それを改善しようというのを考えましたので、入ります者があつた国立に集中するとか私立にというような議論は私も頭にございませんでしたし、そういう議論も余りしておられないんじゃないかと思ひますが、これも結局は私は、大学がしつかり個性化して多様化して、そしてそれに合った学生が集まるというところに、基本的にそれにいかぬと、幾らいじつてみても、皆それで動いている以上は変わりなくいんだと思つておるんですよ。それに生涯学習というやうなものを大々

く挙げましたのも、即効的には効かないけれども長い目標ではやはりそういうところに行かねばいけないというところを示したものでございませう。

○高桑栄松君 もう一つ關連をいたしまして、大学入試改革協議会では、入試は十二月後半に行かうというふうな中間まで出ております。ところが、高等学校側の、これはもうここ毎々共通一次以来でございまして、数年来であります、高等学校側としては、入試は三年というところはできなかつた。それは当然そうなんです。十一月までに試験をするということになりますと、十一月までに実質的に高等学校の教育は終わるわけでありまして、四月月ぐらゐは確実にカットされるわけなんです。それは高等学校教育というのを考えたときには、これをもう完成しないですもうということになるわけ、この辺のことは、先生に伺つてもお困りかもしれませんが、どうお考えでしょうかね。

○参考人(岡本道雄君) 時期の問題は、いろいろなファクターを共通一次のときには考えたわけなんです。雪が降るとかいろいろなことも考えましたけれども、やはり基本的には、高等学校の教育を乱さないというところになつたもので、いつやればはばこれができるかというところは大変大きな関心事だつたんです。

その意味で、私もこの問題について特に聞いてみたことはございませんけれども、今割合簡単に繰り上げて繰り上げてという話が行われているにつぎましては、その点が十分顧慮されておるはずだと、おらねばいけないというように考へております。ただ、特にこれについての実態を知つておるわけではございません。

○高桑栄松君 私の希望ですが、これは高等学校側、つまり、高等学校長協会というふうなものがあつて、そういう側との間でやうな納得のいくやうな手を打たれた方がいんじゃないかと思ひます。

次に、今度は第二次答申に關しての質問を、あと残つた時間でやらせていただきますが、最初に申し上げたいのは、私たちというのか、私の立場と申し上げてもいいわけですが、これ、先生方の出された答申の非常にいいと私が思つてゐる面とかプラスの面は特に伺ひたいと思つてゐる面と、やっぱマイナスと思はれる面をどうするかということ、決して欠点を挙げるといふ意味じゃございませんで、それを御承知の上でひとつ質問に答えていただきたいと思います。

まず、総括的に私が感じましたのは、この答申そのものを讀んでおると、大変耳に聞こえがいいといひますが、大変いいように見えるんですが、それは問題点の指摘とか批判ということが多くて、具体的にどうするかということになりますと、どうしても文面からはうかがえないという面があるかと思ひます。私は、こういう答申ですから、余り具体的なことは指示はなさらないのかと思ひますけれども、やっぱり答申の文言の裏に何を想定したかというのがあつたわけですね。具体的に何があつたかと思つて見てみる

と、目についたのは、手づくり弁当を学校へ持たしてやるのが親子の愛情だぐらゐのところがある極めて明快に出ておるんですが、あとよくわからないうといふことでございまして、それで、何カ所か出てきた言葉で、私言葉も、個性化、個性とか個性の確立というところいろいろお話し申し上げたんですが、やっぱり言葉が教育の問題で気になるんですが、「教育環境の人間化」という言葉がちょっと見た範囲で三カ所に出てまいります。「教育条件の改善」という項目、二部三章四節であります、そこに出てきます。それから「いじめ問題への当面の対応」というところも出てまいります。それから情報化社会ということも出て、「情報化の影を補い、教育環境の人間化に光をあてる。」などと、大変美文でございませうけれども、よくわからぬ、これは、それで、その「教育環境の人間化」というのは何を指すのか。そして具体的にどういふことを想定しているんだらうかという

ことであります。

○参考人(岡本道雄君) 教育の人間化という言葉でございませうけれども、これはアメリカ等では使つておるやうでございませうけれども、私自身は、これには大変親しんでおると申しますか、と申しますのにつぎましては、先生、現在の我々の世界というのは科学技術文明ですね、物質文明ですが、その高度工業というものがそれ自体が今ソフト化、ファイン化といひまして、これを人間化であると言つて、科学技術会議は人間化という言葉を入れておるわけなんです。それで、人間化という場合には、現代の科学技術文明が人間に対して持つておる問題点ですね、それを意識しまして、それを補うやうなものを与えねばならぬというのが人間化ということなんです。

科学技術文明といひますと、理性だけだとか、超越したものに対する畏敬の念がないとか、自然というものが失われておるとか、そういうものが出てくるわけですね。そうすると、現時点で環境を人間化することになりまして、そういうものを意識してそこに持ち込まねばならない。それを最前からおつしやいますよという具体的などうするんだというところが一番大事だということでございます。それで、教育に關連しましては、自然教室とか、そういうものが重要なのはそういう意味なんだというところで申しておるわけですね。そのほか道徳につきましても、この中で人間を超えたものに對する畏敬の念だとか、それから偏差値偏重、理性だけ偏重してはいけな、もっと感性も、温かい心もということ、今度の目標も立てておるわけですね。そういうもので全般として人間化といふものを実現しようと、そういう目標でございませう。

それで、大変これは偏した考え方ではございませう。もつと人間化といふものを広くとつてもいいんですけれども、私自身が自分の職業上と申しますか、そういう科学技術というものをから教育とかそういうものを皆考えるべきでございませうので、今は人間化についてもそんな面もあるというやう

なことでございます。

○高桑榮松君 確かに、自然環境に触れるというのが具体的な項目として挙がっておりますが、それだけなのかなと思つたんですが、それにしても都会はコンクリート砂漠化しているわけではございましてね、例えば自然に触れさせようと思つていないということでもありますから、やはりグリーン化していく、緑化をして、緑化運動というものと並行しなければならぬわけで、そういったことがもしあるのなら早速教材として公園を使うとかいうことができるわけです。だから、そういったものの兼ね合いでひとつお考えいただくんないないんですけれども、ただ文字の上で、思いやりだとかなんとかだと言つてみたところで、それはどれだけの効果を上げるかということが問題になるのではなからうかと、こう思つているわけです。ただ、人間化ということが人間的なものへの、ヒューマニズムといいますが、そういったものの不足をというのが、言葉ではうたつてもやっぱり難しいのではないかと思つたものですから、具体策として伺つたわけです。

次に、健康教育は私も自分の専門の中の一つでございますが、先生も医学者であるという意味では同じ分野におられるわけでありまして、健康教育と道徳、いじめとの関連というのがこの答申に出てきますので、私も大変関心を深めておるわけですから、つまり、健康教育を充実するために道徳、それからボランティア活動、あるいは保健体育などの関連科目を見直すとか、内容を検討するとかというふうに出ております。これが一つですね。それから、いじめ対応のところで、保健室の機能を高めるということが出てきておりまして、健康教育は道徳やいじめの問題と深くかかわつていて、この認識があるように思つたわけです。それでよろしくございませうか。

○参考人(岡本道雄君) 先生と同じように医学というところでございまして、特にこのいじめの問題に関連しましては、私はこのたびの答申にも、初めのところにも原因は家庭にあるということ

申しておりますが、これは家庭にあるというのは極めて包括的な物の言い方ですけれども、やはり幼児が成長に際してしっかりとつけたいと思いますか自己確立ができていないということにあると思つておりますので、そういうものがそのまゝいままして学校という環境であつたんだというふうにとつておるわけではございません。そういう基本になりますと、これはやはり心身の健康といふか、本当に人間の心と体との相関で、成長がしっかりとしないといふところへ出てくるという意味で、その観点に立ちますと、健康教育という、まあ健康科学とも申しますけれども、そういう広い意味で私は単に体だけでなしに心と体の関係が大変密接なんだということも注目しまして、そして広い意味でこれを徹底して教えるというか、そういう立場が要ると思つております。

それで、健康教育につきまして、保健教育という名前が教科として存在しておるわけではございませうけれども、これはやはり学校の先生をつくり出す過程で、どこまで大学でこれが健康科学として教えられておるかというふうなことはもう大変大事な問題じゃないかと思つておるんですが、私は道徳にも同じことを申しておるんですが、教える先生が養成される時にそれをどこまで教えられるかというところが重大ではないかと思つておる。まして、先生のこの御指摘も大変貴重なものだと思つて拝聴しております。

○高桑榮松君 いや先生、大変いいことを言つていただいた、私が言おうと思つておりましたことを言つていただいたと思つておるんですが、私は機会をとらえては健康教育の重要性を主張してきたわけですね。生命の尊厳もここにありまして、道徳の根源みたいなものがやっぱりその辺から上がってくるという部分が随分あるわけですね。心身というものが、ローマの詩人でしたか言つたように、健康な精神は健康な肉体に宿る。その反対も言つておるわけですね。ですから、これは非常に重要な相関関係があるわけで、やっぱり保健教育というのは重要な。それを、一校に一人また

は二人の養護教員が全部負担するわけにはいきませんので、したがって、それを教える教師がどんな教育を受けているかということがまず第一なわけですね。

それで、私が主張しておりましたのは、戦前から昭和二十五年までだったでしょうか、師範衛生という健康教育が必須であつたんですね、教師免許の中に、それが二十五年に外されたんですね。それで任意になつたわけですが、これは日本学校保健学会も、私もその学会長をしたこともあるんですけども、それこそ十数年来続けて主張しているんです、これをやっぱり必須にしなければだめだ。それを学んだ先生が自分の知識で教えていくことになるわけですから、これはさういふのに盛るべきものかどうか知りませんが、臨教審の会長としてのお立場で何らかの形でひとつサセストをしていただきたい、こう思つておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) 今おっしゃつていただきましたことは、「教員の資質向上」のところで、養成、採用、研修と分けております、その養成のところ、教職科目と申しますか、それについては先生も含めてこれを見直すということを申しておりますので、これは教育課程審議会にかかるとは思つても、そのときにさういふものをしっかりと主張してもらいたい、そう思つております。

○高桑榮松君 次に、「自己抑制力」という言葉が何か所か出てくるんですが、これはやっぱりしつつけ教育、思いやり等に関連いたしまして、第二部第二章一節のところで出てまいります。それから第二部の第三章同じく一節にやはりもう一度出てまいります。こういった自己抑制力を育成するといふふうな書いてあるんですが、自己抑制力を育成する教育方法というの、先ほどのお話のように、具体的にはどういふ教育なんでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) 私、この自己抑制力というのにつきますのは、人格の形成という中でも大変大きなファクターと意識しております。これ

は脳の機構そのものに關係しまして、促進と抑制でございまして、抑制のないところにはパーソナリティーがでないんだというところまで、個性も皆これですから。

それで、私はこれは学校教育から始まるものではないと思つておりました、最前申しましたように、いじめというふうなもの発生は、やはり家庭におけるしつけのときの自己抑制力の育成が足りないと思つておるんですね。それで、家庭において自己抑制力の育成はどうするんだということは、私は親が壁になつてやることだと思つておるんです。何でもいいと言つて言うことを聞いてやるだけじゃないと思つておるんですが、それで、壁に当たらないければだめなんです、学校教育では、そんな具体的なことをどうするかというところは、ここにも挙げておりますのは、自然教育とか集団教育というものは、自分以外に他がおりますから、さういふもので自分の思うとおりにならないことを体験することになりますので、総じて体験教育というふうなものが大きいと思つておる。その観点に立つて、先生もまたその辺のことをしっかりと確信を持って、教育に当たるといふときに壁になつてやる面もなかなかないといかないと思つておるんですが、この辺はやはり先生自身の自覚が大きいですが、それから教育の中に鍛錬の面も要るというふうなことでして、やはり養成のときから大事な問題だと思つておる。

○高桑榮松君 時間がありませんで、私の意見を述べさせていただきます、あと、できれば先生のお考えも承りたいと思つておる。自己抑制力というの、欲求があつても我慢しなさいというふうなことは口で言つたりしてうまくいくんだらうかというのがあるんです。それで私が思うのは、「二十一世紀のための教育の目標」という中で、新しく「公共の精神」というのが加えられたというのを私は注目したわけです。というのは、私が森文部大臣、松永文部大臣、それから現文部大臣、各大臣に一回ずつ以上は必ず申し上げたことなんです、学校教育への期待という

のに二つの価値があつて、一つは競争の価値である、つまり自由の精神です。もう一つは協調の価値である。つまり公平なんですね。それで、自由と公平、競争と協調という、その協調の精神の中に自己抑制力というものが含まれているんだらうと私は思ひ続けております。そう思つてきております。

つまり、協調するというのは自分の欲望を抑えなければいけない。それは何だ、公正とか公平とか社会正義とかそういうものをしつかり教えていくことだ。何が正しいのか。悪いことをしちゃいけない、いいことはしなければいけない、いいとわかつていてもしないのは悪いと同じだといったような精神ですね。それが私はじめに働かし、いじめの傍観者をなくする一番重要なこととはここではないか。ですから私は、「公共の精神」ということが今度の二十一世紀への目標に加えられたのは、今さら加えるというのは発展途上国ではないかと思つたわけですね。これは西欧ではもう当たり前のことでありまして、ですからこれは、学校教育の価値のもう一つの集団生活の中における協調の精神、それが今度の「公共の精神」と同じものだと私は思つてゐるんです。それが自己抑制力の育成になるのではないかと。それは具体的なんですね。いかがでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) おっしゃいますとおり、団体生活でございますね、学校の生活は、それはまた別の言い方で、自己抑制力も含めまして、しつけのところ、社会生活の初歩だということをよく申しますけれども、その中にそういうものが皆入つておるわけでございます。

ただ、このたびこれをわざわざ挙げました理由は、その前に「自由・自律」という言葉を挙げまして、大変個人というものを大事にしようという、ややこれを基本的なものを挙げておられますので、ややもすればこの自由というものが放縱、無責任というふうなものに誤解されやすい点もございまして、で、やはりここに對をなして公共というものを考へて、今先生がおっしゃいますような、他がある

んだというふうなことでですね。そして、一つの目的に向かつて協同をするというふうなことも大事だということをわざわざ挙げたのはそんなわけでございます。

○高桑栄松君 ありがとうございます。

○吉川春子君 それでは、質問をさせていただきます。

膨大な臨教審の第二次答申、そしてその下敷きになつております「審議経過の概要(その三)」、合わせると四百八十ページほどになるんですけれども、これについて参議院の審議時間がわずか二時間半で、私に与えられた時間が十五分、これではほんの一部にしか触れられないということ、私はもともとずっと国会の場でこういうものについての論議する時間が保障されなければならない、こういうふうに思つておるわけなんです。

さて、大学の設置認可事務とユニバーシティーカウンシルについて伺いますけれども、高等教育の改革について今回の答申は、大学の設置基準は全体としてその大綱化、簡素化を図るというふうにしてあります。大学設置審議会大学設置分科会等について、私立大学審議会と重複する事項について、両者の機能に配慮しつつ、一本化することを検討するとしてあります。そして、ユニバーシティーカウンシル、大学審議会を創設して、これらの審議会の機能を再編統合していくというふうな打ち出しをされているわけですね。

そこで伺いますけれども、そうなりますと、大学設置認可事務の機能については、どこで果たすんでしようか。第二次答申の中では明らかにされておられますので、この点について伺いたいと思います。

○参考人(岡本道雄君) あの記載は、設置機能に關する部分を除いて、国公立一纏にしてユニバーシティーカウンシルという考えです。

それで、先生のおっしゃいますように、それなら設置のことはどこでやるんだということ、それないますけれども、これはやはり設置審議会というものは残すわけなんです。大学設置分科会に

ついては、これは私大審議会一本化するんですけども、設置をつかさどる部分というものは一本化してユニバーシティーカウンシルとは別に残す、こういうことでございまして。そういうふうなことは理解しております。それで、今まで設置審に私は理解してあります。それで、今まで設置審といふものはいろんなものを含んでいましたけれども、それは、その中の設置に關する機能だけを抽出、それで私大審もそれだけは取つて、それだけは一本化して残そう、それからそれ以外のものはユニバーシティーカウンシルに統合しよう、というふうにございまして。

○吉川春子君 今いろいろと複雑でたくさんあるので、簡素化してユニバーシティーカウンシルをつくるというふうな書いてありますが、そうしますと、大学設置認可事務というのは今までどおり設置審議会の方に機能としては残すということですね。二本立てになるということに理解してよろしいんですか。

○参考人(岡本道雄君) おっしゃいますように、二本立てになるということでございます。ですけれども、設置審議会のその基準に關しましては、できるだけそれを大綱化して、余り細かいところまでは言わないようにしよう、そういうことでございまして、おっしゃるとおり二本化するということですね。

○吉川春子君 ちょっと時間がないので、先へ急ぎます。

単位累積加算制度について伺いますが、八十四ページに書いてありますが、「一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度である」というふうに書いてあります。「加算認定、卒業資格の認定は各大学が行ふ」というふうに書いてあります。

そこで伺いたいんですが、私の例を引いて恐縮ですが、私は中央大学を百二十四単位を履修して卒業いたしました。例えば百二十単位を中央大学で履修して、最後の四単位は東大で履修したというふうになりますと、これからは東大卒になるわけですか。認定するのは東京大学ということになるんですか。

○参考人(岡本道雄君) ここに学位授与機関という第三者機関みたいなものを設けるといふアイデアもございまして、先生の今おっしゃった例は極めて単純といひますか、でございましてけれども、もともと複雑に、認定していかうかといふような内容もございましてですね。先生がおっしゃいましたのはもう当然認定される単位でございますからいいですが、もっと複雑に、これは大学卒として認定していかうかといふようなものを含めまして、なかなかこれは複雑で、そういうものについては学位授与機関というふうなものに別に設けるといふこともございましてけれども、いずれにしても、こういう問題の技術的なデテールはこれから政府が検討をしてまいると、そういうふうなこの答申は要望しておるわけですね。

○吉川春子君 そうしますと、大学が今まで持つております卒業の認定の権限と申しますか、こういうものが、大学から離れた遠く機関、文部省とかあるいは別の第三者機関とか、そういうところで単位の認定、卒業の認定を行うような方向も考へておられると、こういうことですか。

○参考人(岡本道雄君) 大学が自分のところで教育した者はもう当然自分のところで認定いたしますけれども、今申しましたように、多様化でございますから、いろんな道を通つて、その内容によつては単位に認めるべきかどうかというふうなものもございまして。そういうものを総合してそれを判定するのは別のものを、第三者的なものをつくらうということもございまして、今までの各大学が持つておる卒業認定の権限も取つてというふうなものじゃないわけですね。

○吉川春子君 そうすると、基本的には最後の単位を履修した大学に卒業認定権が残されるというふうになりますと、最初に申し上げました極端な例ですけれども、例えば東京大学の卒業認定が欲しいというふうな考へてゐる人が多いとすれば、

けですか。認定するのは東京大学ということになるんですか。

東大で最後の二科目なり三科目なりを履修して、国民がこぞって東大卒と、こういうような可能性も出てくるんじゃないやありませんか。

○参考人(岡本道雄君) 大変おもしろい考え方ですけれど……

○吉川善子君 いや、おもしろいって、臨教審が出しているんですよ。

○参考人(岡本道雄君) やはり今申しましたように、そういう基本的には認定は第三者機関だということ、それからデテール、技術的なものに関しましてはこれからやはり審議がされるということ、そこでまたそういうものは明らかにしてほしいと思います。

○吉川善子君 卒業の認定とか単位の認定というような権限を大学から取って別の第三者機関に任せる場合もあるということは、大学の自治との関係からいっても非常に重要な問題だということに思うわけです。

それから、もう一つ具体的な問題として伺いたしますが、寄附講座、これは九十四ページに書いてありますけれども、「大学と社会の連携の強化」のところ、寄附講座という考えを示しています。国立大学への民間資金の導入の一つとして、寄附講座の導入と短期任用制度の創設について今後検討するということにしています。この場合、寄附講座の教職員の身分保障、大学の人事権はどうなるんでしょうか。例えば、企業があるプロジェクトの成功のために設けた寄附講座で、仮にプロジェクトが目的を達成できなくなると寄附を廃止するとしたとします。そうすると、そのときにその講座におります教授以下の教職員の身分保障というのは一体どうなるのか。その点については、いかがでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) 加えて最初のお答えをちょっとしておきますと、先生もおっしゃいますように、卒業認定をどこでするかというのは大変重要なことでございまして、特に学位につきましましては、私なんかとんでもないことだと思っていたんですけれども、これは英国にもちゃんと例がござ

いまして、それを、設置にはそれこそ慎重にいたしまして、そしてそれに託していいようなものをつくるわけですから、その点は大学の自治とか、そういうものにも抵触しないものをつくるということでございます。

それから、寄附講座の導入、短期任用制度でございすけれども、これは各大学がそれを受けて雇用するのでございすから、そのときの条件というか、そういうものは設定されるはずでございす。それに従って雇用される方もされたいと思ひます。それで、寄附の額によりまして、その果実から半永久的にできるようなものもございすし、いろんなものがあると思ひますけれども、そのデテールは、やはりその具体案につきまして大学とその当事者との間できちっと整理されるものだと思ひております。

○吉川善子君 例えば企業が寄附講座という形で講座を寄附しますね。そして自分の社で、高齢になつて社としては使えないけれども、大学教授ということでつけてやるとか、寄附講座とともにその教授もつけてやるとか、いろんな形が考えられると思ひます。

じゃ、その寄附講座が廃止されたときにその教授も要らなくなる、職員も要らなくなる、そのときに、講座とともにその人たちの雇用はそこで打ち切られると、こういうことになる可能性も出てくるんですよ。そういうこととあわせて短期任用制度の創設というようにも考えておられるのかというふうに私は理解したわけですが、けれども、あくまで寄附講座ですからね。今岡本会長がおっしゃったように途中で中止になるということも十分予想されるわけで、そのときに本当に教授なり職員が国立学校の職員としての身分が守られるのかどうか、その辺についてはどうお考えなんですか。もうちょっと具体的に説明していただきたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) 大変重要な指摘でございまして、今私は、この点はどこまでも大学が主体性を持ちまして、お金を出すからこの人を雇えと

いうようなものでももちろんないわけでございますが、大学が主体性を持つて雇うといひますか、資金を企業からもらつてやるわけでございますけれども、その際のやはり契約をはつきりしてせんならぬものだと思ひております。

ですけれども、いずれにしましても、教育公務員特例法という精神もございすし、この辺は大変重要な問題ですから、今後十分デテールは検討して、この方法は採用せんならぬと、そういうふうに思ひております。

○吉川善子君 ちょっと具体的に幾つかの問題を指摘したわけですが、大学の改革について大変重要な、ある意味では画期的な提案をなされておられるわけで、これを読みまして、私は非常にこの設置基準の見直しということに危機を感じたわけなんです。大学設置基準の見直しということ、施設とか設備、定員等に関する基準を大綱化、簡素化する必要があると言ひております。これは今まで保つてきた大学の水準、質を大幅に低下させるものではないか。何のためにこのようなことをあえておやりになるのかということには非常に疑問です。

八五年の九月に、高等教育の改革に関する臨教審各委員の意見を求めていますけれども、その中で臨教審のメンバーの一人は、校舎、敷地、教職員数、教員資格、設備、履修単位、修学年限などの設置基準、必置規則の大幅な自由化を主張して、さらにこの人物は、運動場、図書館のない大学も認めるべきである、こういうふうな主張しているわけなんです。図書館のない大学、すなわち学問の府でない大学を認めよと、こういう見解を持っているメンバーの一人にいらつたことに私は実はびっくりしたわけなんです。

こういう議論も含めて、こういう人の突き上げも受けながら大学の設置基準の緩和を行つたということは、大学の水準を非常に低下させていくということには必至ではないかというふうに思ひわけです。これは高等教育の改革とは言えない。むしろ、高等教育が今まで營々として築いてきたそういうものを破壊する道につながるのではないかと、そういう危機感さえ私は持ったわけなんですけれども、この大学設置基準の見直しということを、大学の質を下げるといふ効果をもたらすわけですが、その点についてお考えはいかがですか。

○参考人(岡本道雄君) 先生のおっしゃいますようにいろいろの危機もございまして、例えば生涯学習というふうなことにございまして、大学が本来持つておる機能をしっかり守るということ、大学の質の向上ということが逆に、いつでもどこでもだれでも入れるということでは質が低下するのではないかと、こういうような危機もございまして、そういう点は十分注意しておりますので、特に大学設置基準の緩和と申しまして、大学の本来の機能を向上させるのに意味のあるものを緩和するのであつて、何もかにもすべてを緩和して全体を質の悪いものも大学にすると、そういうことではございせんので、この点のデテールはこれもやはりしっかりと技術的にも詰めて、先生の御指摘のような点が起らないように十分注意せんならぬと思ひております。

○吉川善子君 大学の質を向上させるということであれば、設置基準というものは最低なわけですから、これにプラスして、どんなにいい設置のいろいろな形態を持つてもいいわけなんです。最低基準を今決めてあるわけでしょう。これを緩和し簡素化することについてはこの最低基準を引き下げるといふことにつながるわけですから、私はこれは高等教育の充実にはつながらないというふうに思ひわけです。

時間が参りましたのでこれ以上質問をすることはできませんが、この大学の設置基準の緩和が小中高等学校の教育に物すごく大きな影響を与える。そしてそれに対する突破口だということはこの第二次答申でははっきり書いてあるわけですね。私は、大学の自由化ということが義務教育あるいは高等学校の教育にまで影響を与えるのでは

ないかということを含んで指摘してまいりました。岡本会長は、いや、そうではないんだとおっしゃってこられましたけれども、実はそういう大学の自由化を突破口にして小中高の教育にも非常に大きな影響を与えていくのだという方向がこの二次答申の中で書かれているわけですね、具体的にページを申し上げてもいいですね。

そういうことで、非常に私は、一時消えました義務教育の自由化という概念が生徒教育という言葉と相まって再び出てきた、非常に危険な方向を示すものではないか、こういうことを印象として持ちましたので、最後に指摘して、時間が参りましたのでこれで終わりたいと思います。

○岡本会長 岡本会長にはお忙しいところをたびたび本院に来ていただきまして御苦労さまでございます。また、この第二次答申、これを取りまとめられるのにいろいろ御苦労だったと思うのですけれども、私、大体原則的にはこの考え方に賛成でございます。どうも御苦労さまでございまして。ただ、一カ所、この答申の目玉になるいわゆる生涯学習の問題につきまして、あるいは誤解を招くおそれがあるのではないかと。誤解というのはそれは私の方の誤解であって、私の方の考え方が間違っていると言われればそれまでですけども、そういう懸念している点がございしますので、そのことをまず最初にお尋ね申し上げたいと思っております。

生涯学習というのは、人間が死ぬまで学習を続けていくという考え方で、この考え方は私も賛成です。そして、これはまさに教育基本法に言っているところの「人格の完成」という考え方から導き出されてくる考え方だろーと思っております。この人格の完成の考え方も原則的には賛成でございます。ここに書いてありますように、「人格の完成」は理性と自由の存在を基本前提として、人間が限りなく真・善・美の理想に近づこうとする営為の中にある。つまり、このような超越的な価値の実現に参与して人間がこれは死ぬまで努力していく、これは私は人間に与えられた使命ではないかと思う。その使命を実現する方法として生涯にわたって学習するのだ、学校を卒業すればそれですべて終わりになるのじゃないに、卒業した途端に習ったことを全部忘れてしまおうというのではなしに、学校というものは生涯学習のいわばインストラクション、学習の方法を教え、基礎を教えるにすぎないのであって、卒業した後に本場の学習が始まるのだ、そういう考え方から書かれているのだろーと思います。

その意味では賛成でございますが、そしてまた、学習という言葉を使つて生涯教育という言葉を使つておられないのも私よくわかるような気がするのですけれども、ただ注意しなくてはならないのは、未成年者に対する教育、家庭及び学校教育と、それから成年者が、市民が自分で卒業後学習を続けていくというのは、私はやはり基本的にその方法において違いがあるのではないかと思うのであります。

つまり、幼児に対する家庭の教育あるいは未成年者に対する学校の教育というのは、よき市民をつくり上げる、ここに自由を使いこなす能力というふうなことも書かれておられますけれども、自由を使いこなすような能力を備えた市民をつくり上げていくのが未成年者の教育であり、そしてそれを一応基礎にして自分でその後学習を続けていく、これは全く自発的な努力だと思ふんです。未成年者の場合は、これは自由にほうっておいては自発的にやるものではないと思う。やはり何らかの意味の他律が働かなければ教育というのはできないのではないかと。何か人間が生まれつき子供のままで完全な人間であつて、それを束縛する外部の制度さえ改めていけば人間は自然に完成していくんだというふうな考え方は、これは十八世紀の啓蒙的な一面的な考え方でありまして、やはり子供に對しては、伝統的な文化あるいは社会制度のもとからその基本的な生き方、これを教え込んでいく。そして、そういった型にはめられた人間が初めてその型を破つて自由のありがたみをおかしていく、あるいは自由を獲得しようという考

え方になってくるわけでありまして、その市民になつてからの自発的な学習と、それから市民にまで育て上げるところの家庭及び学校の教育とは、私はやはり基本的に考え方を違へなくてはならないのではないかと。これが何か一本として書かれておりますために、とすると、何か子供に對して自律性、自発性を与えていけばそれでいいんだというふうな考え方を与えようとすると、私はこれは大変な間違つた考え方ではないかというふうに思ふわけでありまして。

例えば、子供の自律性を尊重することというふうな言葉が十五ページにあります。これなんかもう、うっかり読みますと、子供に對して束縛を加えずに自由にさせておくんだ、それがその自律性を尊重することだというふうな間違つた考え方を私は与えかねない点があるのではないかと思う。子供を自律するような人間に育てていく、そのためには年齢が小さければ小さいほどやはり他律がなくてはならないのじゃないか。その点がどうもこれを書かれた人の頭の中ではつきりしていないのじゃないか。そのことが、例えばその子供の自律性を尊重することとか、あるいは「自由・自律」というふうな言葉も三十三ページにございまして、けれども、自律のできるような人間につくっていく、それが私はやはり未成年者に対する学校教育あるいは家庭教育であつて、大人になつてからの学習と大人になるまでの教育、それは私は区別して考えるべきじゃないかというふうに思ふので、すけれども、会長の御意見をまずお伺いしたいと思います。

○参考人(岡本道雄君) 先生のたゞいまのお考えは私全く賛成でございます。私は自然科学者でございますし、特に脳の専門家でありますので、割合今までの観念的な物の言い方というものは余り興味がないと申します。自分が実感しないわけなんです、今は私は研究を離れておりまして、かえつて、脳などから考えまして、創造性なんかの生まれてくるメカニズムに関連しまして、私は個性の育成というふうなことを大変脳との関

連で大きく考えております。その意味で、私は初期であればあるほどユニホームな中できちっと教育をしてやれというところが主張でございます。初めのところは基礎・基本というものはしっかりと、これは自由化の論争が起きましたから、あの委員会の中では、一般の受け入れたものとして皆承知しております。

そういう意味で、家庭教育、義務教育にわたつてやはり生きることの基礎・基本というものをしっかりと——それは何も放任をしてやることではないんだ。放任をしておれば大変創造的な人間が生まれるだろーというのとはこれはまさに誤りでしてね、そういうしつかりしたものでなければ創造性も生まれません。その辺ははっきり認識しております。審議会としてもこの基礎・基本、特に家庭教育と初等中等の義務教育の年限ですね、そういうものには基本的なものをしっかりとすることを申しております。

これに関連して、生涯教育というのに関連しても私がちよつとこの間も申しました中で、こういう初期の教育というものは、ある意味で教育に關してエンジンをつくつてやることなんだ、しっかりと方向とブレーキがかつた。そういうものが、今度それを離れて自由に実社会の中で教育施設を全部使つて自己教育を展開するんだと、そういうふうにしておりますので、この点、先生がおっしゃいますように、生涯学習とはいはしめても、初めの間の教育というものが重要であるということはもう強く感じておりましたので、これも会長談話の中に今度書いておきましたので、これから、どうぞお読みいただきしたいと思います。

○岡本道雄君 岡本会長はその点は十分おわかりだと思ひますけれども、初期のころ、いわゆる自由化というふうな言葉がはやりまして、自由化というののもっと多様な教育をやれというのであれば私は賛成なんですけれども、不用意に自由化というふうな言葉を使われると、何か子供を自由に放任しておくことがいいことだというふうな間違つた印象を与えかねない。それで私は、その自由化

という言葉を使うことに反対して意見も申し上げた次第ですけれども、その点を十分今後も強調していただきたい。

殊に家庭のお母さんたちが非常に迷っているんじゃないかと思うんです。やはり家庭において子供に対してしつけをきちんとしていくというふうなことは、これは基礎の大事なことですけれども、子供の自律性を重んずるんだ、尊重するんだというふうな言葉が出てきますと、何か子供を余り干渉しないでほったらかしておくのがいいんだというふうに理解する人も出てくるのではなないかと思ひますので、そのことを申し上げた次第でございます。

それから、これはさつき高桑委員も取り上げられた問題で、しつけ、自己抑制力を教えなくちゃいけない。問題はどのような方法でそれを教えていくかということとでございます。これも下手するのと、しつけ、型にはめるために体罰を加えるんだというふうな誤解を与えかねない。私は体罰にすべて反対するものではございません。何か体罰というのは非常に悪いことのように言われておりますけれども、私、今から三十年ほど前イギリスの小学校を訪問したことがあるんですけれども、そこで体罰の問題を聞きましたら、校長室にむちが置いてありまして、個々の先生は一切生徒に対して体罰を加えてはいけません。体罰を加えなくちゃいけないときにはその子供を校長室に連れて行って、校長先生がよく両方の言い分を聞いて、そしてやはりこれは体罰を加えなくちゃいけないという場合には校長先生がおしりをひっぱたくというのを聞いて、私はやはりその教育は正しいと思います。

ただ、現在の日本でそういうふうなことを言いますと、失礼ながら今の二十代、三十代の先生たちとは、ちょうど今いじめをやっている子供たちと精神年齢において余り変わらない、そういう人たちがいますから、何か子供同士でいじめをやるのと同じような気持ちで先生が子供をいじめる意味と罰を加えるから、私は学校における体罰には

反対ですけれども、家庭において親が、これも行き過ぎはいけませんけれども、子供に対して、幼児期において子供のしりをひっぱたくというふうなことは私は決して悪いことではないと思う。

ただ、そういった体罰というのは、私は最も最後の手段であつて、むしろしつけ、自己抑制力を教えていくのは、精神的な苦痛を与える。つまり、うそをついたり人のものをとったりすること、は人間として恥ずかしいことだ、その恥の觀念を子供のときから教えていって、あなたおてんとうさんに對して恥ずかしいか、あなた家の名前を傷つけるんじゃないか、村の人たちに対して恥ずかしいか、そういうたの恥の觀念が私は日本の古来の道徳を支えてきた抑止力になつてい

戦後 ルース・ベネディクトという人が「菊と刀」という本を書いて、何か日本の道徳というののは恥の道徳、人に対する恥の道徳、ヨーロッパの道徳は神に対する罪の道徳、罪を犯すというので抑止力が働くんだというふうなことを書いてあつて、それを間違つて解釈した日本のいわゆる進歩的な人たちは、日本の道徳というのは恥の道徳であつて、これは封建的な道徳だ、罪の道徳が近代的な道徳だというふうなことを説く人がいましたために、何か恥というふうな觀念がなくなつてしまつた。これは私は、恥も外聞も知らない政治家なんかが出てくるもとはそこにあるんじゃないかかと思ひますけれども、私は、やはり日本人の場合に、抑止力として働くのは恥の觀念じゃないかと思ふ。

まあその考え方をこの臨教審の報告の中に書くかどうかということは、これは別問題であります、これに対してはいろんな見方がございますので、しょうから。ただ、どういう方法でしつけあるいは自己抑制力を育てていくか、これはやはり我々我としても考えなくてはならない問題じゃないかかと思う。単に、自然に親しむ、これも必要でありす。困苦欠乏に耐える、これも必要でございます。しかし、もつと根本にあるものは、その抑止

力として働くものは何であるか、これを考える必要があるんじゃないかということを申し上げておきたい。

もう時間がございませんので、あとは私希望だけを申し上げまして、もし何か御異論があれば御答弁お伺いします。なければ御答弁は要りません。

一つは、教科書の検定の問題。私は検定は必要だと思っんですけれども、どうも何かやみの中で行われているんじゃないかというふうな印象を持っている人たちがいる。これはやはり私はもっとオープンな姿において教科書の検定をやるべきじゃないかということが一つです。

それから教科書の問題でもう一つ。この答申の中に「國を愛する心」というふうな言葉がありますけれども、國という言葉が日本語では非常にあいまいな使われ方をしておりまして、法律用語なんかでは國というと中央政府。國と地方自治体。中央政府のことを國という言葉であらわしているんですけれども、この「國を愛する心」というのは決して中央政府を愛する心ではないだろうと思う。國民共同体のことだろうと思うんです。そういうった國という言葉をやはり教科書なんかの中で正しい使い方を教えていく。そうでないと、下手するとこれはかつてのような国家主義、国家権力そのものの増大を図るところのエタティスムに陥る心配があると思う。この問題もやはり教科書の中で正しい國を愛する心を教えていくということが必要じゃないかと思えますけれども、どうも私が見た限りの教科書ではその点十分にやないように思えます。

それから最後に、ユニバーシティ・カウンシルの問題で、これは大学相互のお互いに切磋琢磨していく、そういう方法をやはりユニバーシティ・カウンシルとしても考えていただきたい。何か大卒の間の相互競争といいますか、いい意味の競争というのが非常に欠けているように思うんですけれども、これをもっと促進するような方法を考えていただきたい。これは希望でございます。

○委員長(林寛子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

岡本参考人には、御多忙のところを本委員会に御出席賜りまして、大変貴重な御意見をちょうだいいたしました。まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

それでは、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時三十分開會

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案及び著作権法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。海部文部大臣。

○国務大臣(海部俊樹君) このたび政府から提出いたしましたプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨年六月に公布されたプログラムの著作物の保護に関する著作権法の一部を改正する法律により、「プログラムの著作物に係る登

録については、この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる。」と定められたことを受けて、プログラムの著作物の特性等に応じ、その

登録の手續及び登録機關等について著作権法の特例を定めることを目的とするものであります。次に、本法律案の内容について申し上げます。

まず、プログラムの著作物の特性に応じて登録
手続等の特例を定めております。

その第一は、プログラムの著作物に係る著作権登録原簿は、磁器テープ等で調製し得ることとしたことであります。

第二は、登録に際し、申請者は、プログラムの著作物の複製物を提出することとしたこととあります。

第三は、登録されたプログラムの著作物に関し、その概要等を公示することとしたこととあります。

次に、プログラムの著作物の登録に係る事務を円滑に実施し得るようにするため、文化庁長官は、登録機関を指定し、当該指定登録機関に登録事務を行わせることができることとしたとしております。このことに伴い、指定の基準、登録の実施義務、指定登録機関の役員または職員に関する罰則等、指定登録機関における適正な登録事務の実施を確保するための規定を設けております。

次に、施行日等についてであります。

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行することとし、指定登録機関の指定に係る規定については、昭和六十一年十月一日から施行することといたしてあります。その他所要の経過措置を講じてあります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

次に、このたび、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年の情報処理技術及び電気通信技術の発達に伴い、電子計算機を用いて必要な情報を容易に検索できるようにしたデータベースや有線テレビジョン放送やビデオテクスを初めとする有線系ニューメディアが急速に開発され、普及してきております。

このような状況に対応し、データベースについては、著作権法により保護される著作物であることを明らかにし、データベースの作成者の権利を適切に保護するとともに、その円滑な利用を図る必要が生じてきております。

また、データベースのオンラインサービスやビ

デオテクスなど有線系ニューメディアについては、その発達に適切に対処し得るようするため、有線による送信に関する規定を整備するとともに、有線テレビジョン放送が、大規模化、多チャンネル化するなど、放送と同様の有力な情報伝達手段となってきたため、放送に準じた著作権法上の取り扱いをする必要が生じてきております。これらの必要性に基づき、所要の措置を講ずることが今回の著作権法の一部改正の趣旨であります。

次に、本法律案の内容について申し上げます。

第一は、データベースの著作物について、著作権法による保護を明確化することとあります。

すなわち、データベースの定義を新しく設けるとともに、データベースで、その情報の選択または体系的な構成により創作性を有するものは著作物として保護することを明らかにしております。

第二は、有線による送信に関する規定の整備であります。

まず、「有線放送」の定義を改正し、有線放送は公衆によって同一の情報が同時に受信されるように送信する形態のものに限定し、この有線放送と、利用者の求めに応じ個別の情報を個々に送信する形態のものを一括し、公衆に対する送信を広く「有線送信」と定義してあります。これに伴い、著作人及び実演家の有線放送権を改め、有線送信権として規定するなど関係規定の整備を行っております。

第三は、有線放送事業者の保護についてであります。

現在、放送事業者には著作隣接権が認められておりますが、有線放送事業者に対しても、その実態にかんがみ、複製権、放送権、再有線放送権などの著作隣接権を新たに認めることとしております。さらに、放送事業者と同様に有線放送事業者に著作物の一時的固定を認めるとともに、商業用レコードの二次使用料支払い義務を課するなどの措置を講じてあります。

最後に、施行日等についてであります。

この法律は、昭和六十二年一月一日から施行することとし、所要の経過措置を講ずることといたしております。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(林寛子君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、政府に対する質疑は後日に行うことにいたします。

これより参考人から意見を聴取したいと存じます。

本日は、両案審議のため、参考人として、岡山大学法学部教授阿部浩二君及び尚美学園短期大学教授黒川徳太郎君の御出席をいただいております。

この際、参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

両参考人におかれましては、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案及び著作権法の一部を改正する法律案につきまして忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしく願います。

つきましては、議事の進め方でございますけれども、まず、お一人二十分程度御意見をお述べいただきまして、その後各委員の質疑にお答えいただきます。阿部参考人。

○参考人(阿部浩二君) 本日、著作権法の一部を改正する法律案並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案についての意見を申し上げます。まず御礼申し上げます。ここに二つの法律

案が出されておりますが、著作権法の一部を改正する法律案につきましては、大別いたしますとニューメディアとデータベースとのこの二つの分野に分けることができるのではないかと思います。私はそのうちの主としてデータベースについての意見を申し上げます。ニューメディアにつきましては黒川参考人の方にお譲りしたい、こういうようなつもりでおりますので、よろしく御了解いただきたいと思っております。

それでは最初に、著作権法の一部を改正する法律案、そちらの方から申し上げてまいりたいと思っております。

データベースにつきましては、今度の改正に当たりまして、「データベース」と、まず一番初めに定義が置かれていたわけでございます。データベースと申しますと、非常に広い意味におきましては百科事典のようなものもデータベースと言ふことができるわけではございません。しかし、ここにおいて問題といたしますデータベースは、そのような百科事典のようなものを取り上げているわけではございませんで、論文とか、あるいは数値、図形等多数の情報を体系的に整理統合し、コンピュータで、電子計算機で検索することができるよう体系的に構成した情報の集合体、こういう意味においてデータベースが使われていると理解いたしております。

データベースというものは、作成に当たりましては、御承知のように非常に多額の金銭、費用と、それから多くの時間が費やされるわけでございます。したがって、そこには経済的な価値はもちろんのこと、文化的な価値も非常に大きいというところは当然のことでございます。これに対する保護が昔からございますが、データベースの構築が考えられた時点からいろいろと考えられておりまして、諸外国の例を眺めてみましても、例えばアメリカの場合を取り上げてみますと、一九七六年に一九〇九年の旧アメリカ著作権法が全面的に改正されました際に、いろいろとデ

ータベースにつきましても討論されたわけでござ

います。しかし、データベースという文言は明示はされておられませんでしたが、その中にあって、保護される著作物の中にリテラリワークという言葉がございます。リテラリワークと申しますと、日本では通常文芸の著作物というような表現をとっておりますけれども、私は、余りその表現といえますか翻訳は感心したものではないと、こう考えております。それは言語の著作物と言った方がより正確ではなからうか、こう思いますが、非常に古いベルヌ条約が翻訳されたときも文芸の著作物と言ったので、それを引いて現在も文芸の著作物と言っているのじゃないかと思えます。その言語の著作物としてのリテラリワークの中にこのデータベースが入るのであり、著作権法上保護されるということをアメリカの新著作権法においては申しているわけでございます。それは審議の過程において明らかにされていくところでございます。

ただ、文言は出ておりませんが、続きまして、データベースあるいはコンピュータのプログラムにつきましても審議を開始しておりましたアメリカの国会図書館、その著作権局だったと思えますが、そこに付設されました、新技術の開発に伴って生ずるところの著作物の保護に関する特別な委員会、国家委員会がございました。通常コンツィと呼んでおります。CONTRUという略語を使っておりますが、そこにおきまして、データベースは著作物として考えていこう、しかもそれは編集著作物として考えていこう、このようなことで、著作物としてデータベースを保護するというものにつきましては、アメリカでは現在確定した考え方であるというように私は理解しております。

また一方イギリスにおきましても、イギリスには日本の著作権審議会に該当するような委員会が臨時に設けられることがしばしばございますけれども、その一つとして、一九七七年にウィットフォード委員会というのが報告を出しております。そのウィットフォード委員会の中におきまして

も、データベースを著作物として取り上げよう、リテラリワークとして取り上げようという報告がなされているわけでございます。

そのほかにも、カナダもまた一九八四年に政府の白書でそのような取り扱いをしているわけでございます。オーストラリアもそのとおりでございます。

また、国際機関といしまして、御承知のようなWIPO、世界的な所有権機関とユニスコとの合同でしばしば持たれております政府の専門家会議におきましても、データベースの保護につきまして、これは保護の対象として考えていこう、データベースも著作物の中に含ましめることができれば、例え一九七九年や一九八二年の政府間の委員会において取り上げられていくところでございます。こういうような、国際間におきましてもいろいろとデータベースの保護ということが努力されておりますので、今回、まあおくれればと言つては失礼でございますけれども、我が国におきましてデータベースが著作権法の中において保護されるということになりましたことは、私としては、極めて喜ばしいことではないか、こういうふうに考える次第でございます。

と申しますのは、先ほど申しましたように、データベースはこれを作成するに当たりまして多額の費用や多額の労力が使われてくるのであって、残念なことには、現在日本におきましますところのデータベースの利用状態ということを見ましても、一九八四年、八五年——昨年、一昨年あたり、どちらでしたか、一昨年だったと思えますが、現在日本で使用することができると申しますか、用に供されているところのデータベースの数といふものは、総数として、単純計算いたしまして約二百くらいだったでしょうか、千二百くらいだと思えますが、それが提供されておりますけれども、そのうちで、現に我が国でもって作成されたデータベースがどのくらいあるかと申しますと、そのうちの二百と若干という程度でございます。約二

一割ぐらいしか我が国のいわば国産はないわけでございます。そのほかのものは外国のデータベースでございます。とりわけ、主としてアメリカのデータベースが供されておまして、私もしばしばその恩恵に浴しております。

例えば、アメリカにダイアログという大きなデータベースのディストリビュータープロデューサーがございまして、日本の紀伊國屋や丸善を通して、私の方の端末機でもって呼び出しなからいろいろな文献を参考にするということが出来るわけでございます。そういうデータベース、これは日本にも、おくれればながらと申しましても、日本では科学技術情報センターを中心としたしまして、化学関係の文献、これがあそこJOISというデータベースが日本の化学関係者には非常に利用されております。しかし、そういうふうなものはございまして、まだまだ日本ではこのデータベースの開発という点におきましては世界的に見ますとどうもおくれているのではなからうか、こんな感じがいたします。そういうところで、この著作権でもってデータベースの権利を保護し、その流通を考えていこうということとは、極めて結構なことじゃなからうかと思っております。

そして、そこで一つ出てまいりますのは、なぜ著作権によって保護しなければならぬかということが一つ疑問かと思えますけれども、これは確かにデータベースならデータベースとしての特殊な法律をつくるということも考えられないわけじゃないかもしれませんけれども、そういうことは現在の実際の社会から見たならば極めて不適切ではなからうか。著作権による保護が最も適切であるというような感じを持っております。と申しますのは、先ほど申しましたように、諸外国において著作権法において保護するということを現にしているというだけではございせん、これは言語の著作物として十分にその内容としてとらえることが出来ますし、と同時に、現在百以上の国々が、御承知のような万国著作権条約であると

かあるいはベルヌ条約によって相互に著作物を保護するという体制をとっているからであります。そういうことによりまして、我々の著作物としてのデータベース、これも世界的に保護されるところの、何と申しますか、そういう体制が明示されてくるということは非常にうれしいことだと、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、今回のこの著作権法の改正に当たりまして、どのようなことが中心として取り上げられてくるだろうかということとちょっと私なりに整理してみますと、著作権法の第二条に、データベースにつきましても定義を置いていくわけでございます。そして、データベースで、その情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するところのものについては、著作物として保護せられる、それがデータベースの著作物ですが、そのデータベースについての定義をまず第二条にはっきりと置いているわけでございます。そして、そのデータベースの中で、創作性を持つものについては保護していこうと、これが第十二条の二でもって保護の明確化を図っているわけでございます。これは理屈から申しますと、必ずしもこのような規定が置かれなくても、著作権法によってデータベースは保護の対象とするには私は差し支えないと思えますけれども、しばしばこのデータベース、新しい一つの知的産物でもあり、それに対する誤解があつても困りますので、この保護を明確化するということは、極めて賢明な手段ではないかと、こう思っております。

話は飛びますが、後ほど申し上げますところのプログラムの登録の問題のそのものもとのプログラムにつきましても、これは一つの言語の著作物として取り上げることが十分に出来るわけであつて、それを注意的に規定したのが、この前のプログラムについての著作権法の改正ではないか、こういうようなところを方々してもよろしいと思えますが、データベースもまさしく著作権法によって保護されるものをここで保護していると明記し、誤解を避け、注意的な規定としてせよこれをは

つきりしたことは喜ばしいと、こう思っているわけであります。

さらに、この著作権法の一部改正におきましては、データベースというものは、現在、その利用形態というものはオンラインによって利用されるということが通常でございまして。そういったしますと、このデータベースの作成は、個人でもって作成するよりも法人組織において、これがどのような法人であれ、法人組織において作成するということが多いたるうと思ひます。法人の作成のときに限らず、一般に著作物についての公表が著作権の保護を受けることの前提となつておりますが、データベースも、これは端末から引き出すときにはデータベース全体についての公表と果たして言えるかという点につきましては、若干の疑問があるわけでありまして。そういう点まで配慮いたしまして、いつでも公衆がそれを利用することができ、こういう状態において公表とみなすという規定が今回設けられているようにございまして。それも極めて適切な規定の仕方ではなからうかと、こういうふうに考えるわけでありまして。

そしてまた、データベースの場合には、データベースを構成するデータそれ自体これもまた問題になります。それとデータベースとの関連におきまして、そのデータ自体のもとの保護についてはデータベースの保護とはこれは抵触するものではない、そちらの方の権利を格別侵害するものではない、それらの権利はそれ自体として保護し、それとは別個にデータベースをデータベースの著作物として考えていこう、こういう体制をとっていることは賢明ではないかと、こういうふうに思う次第であります。

データベースにつきましては、柱としましてはそんな三つ四つの点があるのではないかと思ひます。それにつけておきますと、このデータベースを単なる一般的な編集著作物として見るだけではなくて、それよりも一歩進んだデータベースそれ自体を著作物として見ると、こういう姿勢をと

つたということとは、これは本能的ともいえるものでなくて、世界でも余り見ないところの規定でございましてけれども、これはそれ自体データベースの新しい知的産物としての特徴をよくつかんでいられないか。しかしそれは、編集著作物との間においてどういう差があるのか、こういう点は学問的には私は非常に興味があります。しかしながら、実際に余り余りこれを問題にする必要もなさそう、実務界ではそんなふうなことはほとんど問題にしないと思ひますけれども、学問的には非常に興味のあるところではございまして。

データベースにつきましてはそんな程度にいたしまして、余り時間を超過しても恐縮でございまして、次に、簡単にプログラムの登録の方について御説明といひますか、私の感じを申し上げたいと思ひます。

プログラムの著作物に係る登録の特例法でございまして。御承知のように、これはことしの一月一日から施行された著作権法の一部改正法、その中において、プログラムが著作物として保護されるということが、注意的にせよ何にせよ、これは明記されたわけでありまして、その著作権法の中には、現在のところ、登録につきましては実名を登録する、あるいは発行年月日を登録する、あるいは著作権の登録をする、これは権利の対抗要件としての意味を持つていられるわけですが、三つの登録のやり方があるわけでありまして、その三つの登録に加えて、今回、一月一日から施行されておりますところの著作権法の改正法におきましては、プログラムについての創作年月日の登録が制定されたわけでありまして。

その制定されたのは、これもまたそのときに十分に御審議いただいたはずだと思ひますが、プログラムにつきましては公表されないということがしばしばあるわけではございまして。公表されないプログラムにつきましては発行年月日、この登録といたしましては現実には余り役に立たないということになりまして、発行ということではなくて創作の登録ということが考えられてもよいのではないかと、

そのことが実務会から多分に要望が出されたところだったと記憶いたしております。それにこたえてきたのが創作年月日の登録であり、したがって、それについての、登録についての規定の整備を固めていくということはこれはどうしても必要であり、それが特別法といひますか、特例法をとってやるということとは、若干通常の形態からいいますと、これはちょっと異例な形になるかと思ひますが、つまり、プログラムにつきましては法律、著作権法の中にこの創作年月日の登録についての大きなところはちょっと書いておいてもいいんじゃないかと、これは思ひますけれども、プログラムについてはそれ自体の保護を非常に強く要請しておりました実務界あるいは世界的な情勢から見まして登録につきましての手続に關しましては後回しにした、そしてプログラムについての保護を前に持っていた。この一月一日から施行しておきまして、あとは、この創作年月日の登録だけは後回しにした、これもやむを得ないし、また、今回これが出されたということは極めて結構じゃないかと、こういうふうに考えるわけではございまして。

そして、拝見いたしますと、この登録も、多数の登録があることはこれは一応予想しなければならぬので、そこで磁気テープでもって原簿を作成する、あるいは申請に当たりましては磁気テープをもつて申請してもよいという含みまで残されているように私には見受けられるわけではございまして。内容的に見まして、私にとりましては時宜になつた特例法ではなからうかと、こんなふうな感じをされているわけではございまして。

ただ、この場合に注意しなければならぬのは、プログラムにつきましては公表しないというところは、つまり商売上の秘密と申しますか、トレードシークレットと申しますか、そのように、一般に公表を嫌うというふうなこともございまして。その点と登録との調和を図つたこの手続のいゝんな施行規則というものが考えられなければならぬといふと、こんなふうな感じを持っているわけではござい

います。

時間も参りましたので、これで、私の考えというものを簡単に申し上げた次第でございまして。

○委員長(林寛子君) ありがとうございます。それでは次に、黒川参事人をお願いいたします。黒川参事人。

○参事人(黒川徳太郎君) 私は、著作権法の一部を改正する法案を主体として意見を申し述べたいと思ひます。

科学技術、特に情報処理技術と通信技術の発達に伴ひまして、新しい情報の伝達媒体が出現し、これらの媒体によって著作物の伝達が行われるようになり、科学技術が著作物の制度に及ぼす影響が世界的に論じられておるようになっております。特に、最近の伝達媒体は多種多様な著作物を大量に伝送するため、このような事態に対処できるように著作権の制度を早急に整備しなければならぬ。著作権に重要な影響を与えるのではないかと、そういうような改正の必要が叫ばれてきたわけではございまして。従来から著作権制度は科学技術の進歩の後を追つて、それにもかかわらず整備されてきたのが従来からの世界的な傾向でございまして、このような傾向に對しまして、今回の一部改正法案は早い時期に当面これらの伝達媒体が著作権に及ぼす影響を調査、検討いたしまして、制度の改正を必要とするものを法案として取りまとめたものでありまして、適切で時宜になつたものと言ふことができるかと私は考へております。ある意味では、世界の著作権制度をリードするものではないかというふうな感じも持つております。というのは、今回の法改正の対象になつておりますデータベースとニューメディアについて、今回の改正案のような検討の結果が、私の知る限りでは、他の国でまだ法律に規定されていないというふうな現実があるからであります。私はこのように、今回の一部改正法案を評価いたしております。

次に、法案の内容に入りますが、まず、データベースであります。現在商業用あるいは学術研

究用のデータベースが既に多数利用されており、それは、データベースは一応著作権で保護されるものではないかという考えのもとに利用の契約を取り交わしている者がある一方で、中には、既存の著作物を著作権者の許可を得ず、その要旨、すなわち抄録でございませうが、それを利用しての者もあるという状況にございませう。日本は、アメリカに比べましてかなりおくれてはおりますが、相当のデータベースが既に構築されており、また実用に供されておりますので、データベース自体の法的保護及びデータベースにおいて利用される著作物の保護を早急に著作権法で明確にすることの必要性が感じられてきたこととあります。

もちろんデータベースは現行法におきましても第十二条の編集著作物と解することができるとであり、国際的にもおおむねそのように理解されておるようでありませうが、この法案では、コンピュータによって効率的に検索できるような諸種の情報を一定の目的のもとに体系的に構成された情報の集合体という定義のもとに、データベースの特性にかんがみまして、従来の編集著作物とは別個のものとして取り扱い、新たに十二条の二を設け、データベースの保護を定めているという点で、従来の一般的な考え方から見れば、さらに一歩踏み込んだ検討の結果が見られる、このように考えます。このような考え方によって、データベースの創作的要素である情報の選択とその体系的な構成に依存しているようなプリントアウトに、データベースの著作権の権利が及ぶことになるわけにございませう。

なお、ビデオテキスト、日本ではキャブテンサーピスと呼ばれておりますが、このキャブテンサーピスの情報提供者、すなわちIPでありませうが、IPの提供する情報集合体、IPファイルと呼ばれるものでありますが、なども同様に、データベースと同様の保護が与えられるのではないかと考えます。

データベースの著作権問題は、先ほど申し上げ

たデータベース自体の著作物性の問題と、データベースにおける著作物の利用という両面の問題があるわけにございませう。これらの双方の著作物の利用について考えてみますと、データベースはオンラインサービスとそれからパッケージによって利用者に伝達されるわけにございませう。パッケージの場合は、従来の二十一条の複製権がそのまま及ぶわけの問題はございませうけれども、オンラインサービスの場合はどのように考えるかという問題があります。オンラインサービスについては、現行法においては第二十三条の有線放送権が及ぶものと解することができると思われますけれども、有線放送が同一の著作物などを同時に多数の者に送信するのに対して、データベースのオンラインサービスは利用者のリクエストに応じて個々の利用者へ送信が行われるという実態の相違があります。この点は、ビデオテキスト、先ほど申し上げましたキャブテンサーピスでありませうが、ビデオテキストやVRS、画像応答システムにおける送信も同様であるわけにございませう。したがって、これらの新しいメディアの今後の普及を考えると、この際、従来の有線放送の概念を含む新しい有線送信という概念を設けて、著作物と実演家にこの権利を認め、有線放送を、有線送信のうち公衆によって同一の内容が同時に受信されるものに限定したのとは、法律上の概念を実態に適合させ、今後予測される有線系ニューメディアの発達に因って、著作物などの権利の保護を確実にする措置であると考えます。

なお、データベースの公表については、特に「公衆からの求めに応じ有線送信の方法で公衆に提示される状態に置かれた場合」と定めてありますのは、特にデータベースの場合は事例が多いと思ひますけれども、法人名義の著作物の保護期間の起算点を明確にする上で適切であると考えます。

次に、有線放送に関する改正について申し述べます。有線テレビジョン放送は、施設数も次第に増加

してございませう。また、大規模で多数のチャンネルを持ち、みずから番組を編成して自主放送を行うCATVも増加し、また、双方向のサービスを行うことも可能になってございませう。これらの有線放送事業者には、従来から著作権法上の地位は与えられておりませうでしたが、これらの施設がCATVとして今後さらに発展するのではないかと、いう予測もあり、このような事態に備えて、有線放送の分野の公正な秩序を維持するために、CATV事業者が放送事業者に準ずる法律上の地位を与え、その自主有線放送を保護することとしたのは、CATVの今後の発展を図る上で適切な措置であると考えます。

したがって、有線放送事業者に対しては放送事業者と同様、著作権隣接権として複製権、放送権、再有線放送権及び有線テレビジョン放送の伝達権を与えるとともに、その制作しますテレビジョンの番組、法律上は映画の著作物になります。これに因って有線放送事業者が権利を帰属させる。それから、公表された著作物の学校教育番組組での利用あるいは自己の有線放送のための著作物の一時的な録音・録画についても放送事業者と同様の規定が定められているのは当然のことでありませう。CATVによる自主番組制作の円滑化に資するものであると考えます。

ただ、一方で有線放送事業者が商業用レコードを使用して有線放送を行った場合に、従来の音楽有線放送と同様、商業用レコードの二次使用料の支払いが必要になったこと、及び非営利、無料の有線放送は放送の再送信の場合に限られることになったことは、自主放送を行うCATVが主として営利を目的として運営されていること、及び今後の発展を考えると、やむを得ないものではないかと考えられます。

以上、有線放送を含む有線送信の規定が整備され、有線放送事業者が権利が認められませうことは、CATV、ビデオテキスト、VRSなど有線系メディアに因って今後大きな事態の変化が生じない限り、著作物などの権利の適正な保護と情報

通信の分野における公正な秩序の維持に役立つのではないかと、このように考えます。

また、有線放送事業者が著作権隣接権を認めることに因って、データベースのディストリビューター、あるいはビデオテキストの送信センターなど、有線電気通信の送信を行う者を同様に扱うこととしてはどうかという問題がありますが、これらについては、現実にはその経済的利益が損なわれておるという実態もなく、今後の状況の推移を見つつ、著作権隣接権制度の全般に関する問題として検討されるべきものであると考えます。

なお、無線系ニューメディアにつきましては、法案で改正の措置は講じられておりませうけれども、直接衛星放送、文字多重放送、静止画放送、ファクシミリ放送は、公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信の送信を行なうこと」という現行法第二十一条八号の放送の概念に適合するものであり、現行法の規定により著作物の権利が十分に保護され、また、放送自体も著作権隣接権によつて保護されるものと考えます。

また、衛星通信は、現在のとおり公衆による直接の受信を目的としておりませう。したがって、放送には該当しませうけれども、今後の通信衛星の利用あるいは受信の態様の推移によつては改めて検討の必要が生ずるかも知れませう。

次に、その他のニューメディアとして、ビデオディスクとデジタルオーディオディスクがあります。これらはパッケージ系のものでありますけれども、ビデオディスクは既に市販されている映画、放送番組などの映像を録画したもの、ほかに、文書や図画を記録して発行することが可能になっており、電子出版などと呼ばれております。これらについては、著作物などの複製権あるいは録音権、録画権が及ぶことになっており、これらに関する現在の利用の状況から見ても、直ちに何らかの措置を講ずる必要はないと考えます。

また、デジタルオーディオディスクはデジタル信号で音を記録するため良質の録音が可能なものでありますけれども、これは現行法第

二条一項五号のレコードに該当するものであり、これについても特別の措置を講ずる必要はないと考えます。

以上、有線放送を初めとしてニューメディアに関する著作権問題について意見を申し述べましたが、今回のデータベース、有線送信あるいは有線放送事業者に関する改正法案は、現在予測できる限りにおいて、新しい情報伝達媒体に關して著作権などの権利の保護を図り、著作物などの円滑な利用に資するものと考えます。しかし、最近の科学技術の発達は非常に急速でありまして、その変化によつては著作権などの権利に影響が及ぶことも考えられますので、今後とも事態の推移に応じた検討が必要と考えられます。

なお、プログラムの著作物に係る登録の特例に關する法律案につきましては、本年一月一日から施行されました著作権法の一部改正により定められました七十八条の二に基づくものでありまして、関係各方面の意見を広く聞かれた上で、プログラムの著作物の特性を考慮して作成されておりますので、必要かつ適正なものであると考えます。

以上、意見を申し述べさせていただきましたことを御礼申し上げます。

○委員長(林寛子君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

○粕谷照美君 ただいまの参考人の御意見をいろいろとお伺いしております、何か法律そのものができた経緯についての御説明のような感じがいたしました。実は、私などはよくわからないから、ニューメディアとは一体どのようなことなのかという点について学識経験者のお話を伺つて、そして法律そのものについては十五日の文教委員会でも質問したいと、こういうふうに考えていたもので、それからもう既に、何か法律の説明そのもののような感じがいたしましたので、さて質問

の内容をどのようにしようかと思つて先ほどから迷つておりましたのですけれども。

黒川参考人から、著作権法というのは、科学技術の発展の後を追つて歩んできたというふうなお話がありました、私もそういうふうな思つております。それで、日本人は二十一世紀はニューメディアを使つてどのような生活をしていくのだから、そういう基本的な理念のもとに、著作権といふのは一体どのようなあるべきかというふうなことに、参考人の御意見を伺いたいと思つておられます、ニューメディアに振り回されてはいかかというふうな考えるものですか。お二方からよろしく願ひします。

○参考人(阿部浩二君) 非常に難しい御質問でございます、何と申し上げてよろしいやらという感じがいたしますが、御指摘のように、ニューメディアに振り回される世界であつてはならないという点におきましては、私もそのとおりだと思います。ニューメディアはいろいろなものがございますけれども、それを使うのはやはり人間であり、人間が主体性を失うようなものであつてはならない、こういう基本的な視点のもとにおいている。ニューメディアを考へていくべきじゃないか。これは何も著作権法に關連する問題だけではないというふうに私は考へております。

簡単に申しますと、学校教育におきましても何であつても、機械そのほかにだけ、単なる伝達手段に頼りながらいくのではなくて、人間の触れ合いといふものを基本に置きながら、そこにニューメディアといふものを、人間的な触れ合いをさらに豊かにするものに使つていくと、こういうふうな基本的な姿勢がこれからの社会においては最も大事じゃなからうか、こういうふうな感じがいたしております。つまり、ニューメディアそのものにはなおりますと、極めて単純に物事を目の前に見たりあるいは手に入れたりする機会といふものはふえてくるだろうと私は思ひます。そういうことでありますと、人間はどうしても人間的な、何と申しますか、高めるといいますか、そういう意

欲が薄らいでくるような気がいたしてなりませぬ。

そういうことで、ニューメディアは非常に便利ですが、それによつてはどうかというふうなことも、それは使ひようによつてはどうかになるようなものであつて、それをこれから世代の者に對して、ニューメディアをつくつてきた者として、これを後世に託すだけのものを、地盤をこれからの者たちに對してしっかりと植へつけていかなければならぬ、こんなふうな感じは持つております。

簡単にございますけれども、基本的な考え方だけ申し上げさせていただきます。

○参考人(黒川徳太郎君) 私は、ニューメディアというハードの問題よりも、むしろニューメディアによつて連想される情報が問題であらうというぐあいに考へるわけでありまして、それで、先ほど申し上げましたように、著作権法による対応は、従来は世界的にやほりおかれていたところを申し上げたわけでありまして、よくおつていふことを申し上げたわけでありまして、今、ニューメディアニューメディアと呼ばれておりますけれども、そこで流される情報といふもの、それは著作物の場合もあるわけでありまして、その著作物についてやはり創作の権利が及ぶといふことにいたしませんと、メディアばかりが繁榮するといふことになりまして、やはりこういうふうな著作権法によるコントロールといふものが、そういうことが必要であるといふぐあいに考へます。

○粕谷照美君 阿部参考人のおっしゃいました、ニューメディアがやばり人間的な触れ合いを促進していくようなものであつてほしい、それでなければならぬ、こういうふうにおっしゃったことは私もまことに賛成なんですけれども、どうも今考へてみますと、何か機械で操作される、人間的な触れ合いが逆に言えば断絶されるようなメディアの動きになりはしないか。この辺について

はどのようにお考へになつていらつしやいますか。

○参考人(阿部浩二君) ただいまのお話でございますけれども、そういう危険性がつまり両刃の剣の一面ではなからうかというふうには思ひますのでございまして。ただその場合でも、使ひようによりまして、例えばたまたま黒川参考人が申し上げましたように、無体の財産といふものを尊重するといふことを同時に教へ込んでいくといふことによつて、ただ物的なものにだけ流されない、そういうふうな場がつくれるんじゃないか。これは非常に迂遠な考え方かもしれませんが、また、効率が悪いかもしれませんが、有体の財産だけではなくて無体の財産に対する尊重、これを重視する方向でこれからいかなければならぬのではないかと。つまり、有体の財産としてのハード、それから無体の財産としてのソフトと、この両面が相かみ合つていかなければ、これからの社会と申しますのはどうもぐあいが悪い、こんなふうな感じであるわけでございます。

○粕谷照美君 黒川参考人、今の阿部参考人の話と関連いたしますけれども、そういう意味で学校教育といふものは一体どのような実態になつていふと、このように御判断をなさいますか。有効に行われていふと、このように考へていらつしやいますか。

○参考人(黒川徳太郎君) 私、尚美学園短期大学の教授という肩書きになつておりますが、ことしの四月から就任したばかりでございます、まだそちらの方は新米でございますが、一応、私のおります学校では、いろいろ新しいメディアに対応するような教育といふものを、これは短期大学でございまして、特に実務的なことを中心にしてやっておりますので、そういうことも対応できるような教育をしておりますけれども、一面、やはり文化の重要性といふことに重点を置いて教育を行つていふという点がございまして。

にそれをデータベースをみずから作成するとか、
 こういふことになりますと、データベース産業そ
 れ自体に対する、データベースという財産に対す
 る大きな脅威になるのではなからうか、こういう
 ふうな危険、心配はございますけれども、それは
 現在においてはそういうふうな問題をまだ考える
 ことは必要ではないのじやないかといえますか、
 先に考えておつても結構でございますけれども、
 焦眉の急としての問題ではないのじやないか、こ
 ういふふうな意味に理解していただければと思
 います。

○粕谷照美君　実態がそのような状況になればま
 た著作権法の改正は考えなければならぬと、こ
 ういふように理解をいたしまして、それで、現在
 考えられる問題としては、データベースの業者と
 利用者とのトラブルの問題だとか、あるいは業者
 同士のトラブルの問題などということが予想され
 るのではないかというふうに思ひますけれども、
 その点については、今回、法律の中に何らかの盛
 り込みなどがありますでしょうか。

○参考人(阿部浩二君)

業者と申しますと、データベースのプロデューサー、製作者、それから続きましてディストリビューターとしてデータベースを頒布する者と考えてよろしいかと思ひます。それから簡単に申しましてエンドユーザー、使用者ということになるかと思ひますが、大体におきまして、プロデューサー、ディストリビューター、それからディストリビューター、エンドユーザーの方におきましては、それは契約によつてデータベースの利用についての処理されているのがほとんどでございまして、その間におけるところのトラブルと申しますか、それは今のところ余りないんじゃないかならうか、こういうふうに理解いたしております。

業者間におきましてと申しますのは、例えばあるプロデューサーのデータベースを他のプロデューサーの方がそのデータベースといわば盗用すると申しますか、それを持つてきて自分のデータベースとして売り出してしまつと、こういうことじやなかろうかと思ひますけれども、そのような訴訟そのほかの争ひといふものにつきましてはまだ、狭い世の中なのでしようか、寡聞にしてまだ直接には聞いておりません。あるかもしれせんけれども、私ははつきりとは聞いていないということでございます。

○粕谷照美君 日本の国においてはまだそのような状態だとしても、アメリカなどは随分あるのではないかと申すに思ひますが、いかがでしようか。

○参考人(阿部浩二君) あるのではないかと申すに思ひますが、確かにそのような想像は、私はできないわけじゃないと思ひます。

例えばデータベースを端末で、あるオリジナルなソースのデータベースから、ポストデータベースでございまして、そこからデータベースを端末でもつてデータを取り出します。取り出して自分の端末機の方に蓄えてまいります。フロッピーディスクでも何でもいいですけれども、そこに蓄えて、それをダウンロードと申しております。

す、そのダウンロードを少部分であれそれ一つずつ積み重ねてまいりますと、これはデータベースが一つ構築されてしまふことになりまふ。それをまた他人に対して売却をするというふうなことは十分に考えることはできると思ひます。

したがひまして、アメリカにおいてもそういうことはあるんじゃないかならうかと思ひますけれども、それについてのアメリカの訴訟の記録を私はまだ読んでいないということでございます。

○粕谷照美君 ディストリビューターの保護に係つて言えば、データベースの原タイプを加工いたしまして、そして付加価値を与えて利用者に提供するなどというふうなことも考えられるのではないか。今のところないとしても、将来はまたそのようなことがあるのではないかと申すに思ひますけれども、この点はいかがでございますか。

○参考人(黒川徳太郎君) 今お話しのございました点は、ディストリビューターが付加価値をつけた場合に、それが新しい創作性をそこに加えた場合には二次的著作物としてのデータベースが発生する、でさがることになりまふので、二次的著作物の著作物としての保護を受けられるということになるかと思ひます。

○粕谷照美君 わかりました。それでは、ケーブルテレビジョンについてお伺いをいたします。

まず、ケーブルテレビジョンにどのような著作権侵害のおそれがあるかという問題でございます。――質問の意味、わかりますでしょうか。

○参考人(黒川徳太郎君) ケーブルテレビジョンが行つたことではございまいしょうか、ケーブルテレビジョンに対して行われる侵害ということでございますまいしょうか。

○粕谷照美君 「が」です。

○参考人(黒川徳太郎君) ケーブルテレビジョンが行つた侵害のケースとしては、自主制作、自主的に番組を制作するわけでございますが、その際に

著作物が使われるということがあり得るわけでございますが、その場合に無断で使うということが一つあるかと思ひます。それからもう一つは、番組の供給がCATVに対して行われるというところがありまふが、その場合に、その番組の供給を受けたものを許可を得ずに、その中に著作権が、あるいはそれ自体に著作権がございまして、その許可を得ずに自主放送を行うというふうなケースが考えられるのではないかと申すに思ひます。

○粕谷照美君 ケーブルテレビジョンですけれども、今まで、正式には認知されないで何か補完措置のような形でやつてこられたものが、今度はきちんとして法的にも認知されるということになるかと思ひますけれども、法律でそれだけの権利が認められ保護されるということとは、それ相応の実体があればできないことだといふふうに思つてゐるわけでありまふ。ここ十年ぐらゐの間に随分大きな変化があつたと思ひますけれども、現状はどのようなことになつておりますでしょうか。

○参考人(黒川徳太郎君) まあ有線放送といつてもいろんなものがあるわけでございますけれども、最近では大型の、加入世帯が一万以上のものとかそういうものがふえてきておりまして、自主放送を行うものもかなりできておるといふような状況にございまして。したがひまして、今後さらに、徐々にではあるけれども大規模のCATVが発達をしていくのではないかと申すに思ひます。そういう自主放送を行うCATVを、他の者による無断の利用から保護するといふことが必要ではないかというぐあいに考えられるわけでございます。

○粕谷照美君 このお仕事に因連をしていらつしやる方々で、例えば宮古島とかあるいは石垣島とか、そういうようなところでケーブルテレビジョンをやつていまして、今度法律で認められまふと二次使用料を払わなきゃならなくなるわけでありまふ。そうすると、まあ折衝が始まるわけである、結局、著作権者と言ひますけれども、随分経済的な問題がその間にびしと入り込んでく

るのではないかと申すに思ひます。それから、心配するのは、そういうことが協議ができていないことになれば、金銭の問題で折り合ひがつかないとかそういうことになれば、結局この仕事もできなくなるというふうな事態に陥つてくるのではないかと。

その辺のところは、どのように現状を把握していらつしやいますでしょうか。

○参考人(黒川徳太郎君) 今お話しがありました宮古、石垣でございまして、いずれも離島地域でございまして、そういうところでは主として放送の再送信が行われているというふうに見ておりますけれども、中には番組を提供している者もございまして、中には番組を提供している者もございまして、現実には権利者サイドで行つてゐるようでございます。その実態に適した使用料で有線放送を行つてゐるというふうな状況になつてゐるといふぐあいに承知しております。

したがひまして、二次使用料の問題なども、自主放送をもしレコードなどを使うということになれば、二次使用料の支払いが必要になつてくるわけでございますけれども、これもやはり私はその実態に即した形で、そういう離島地域の問題でございまして、そういう配慮が恐らくは協議の場になされるだらう、またはそういうことが望ましいといふぐあいに感じております。

○粕谷照美君 私はその点非常に心配するんですよ。というのは、貸しレコードの問題がありましてね、JASRACあるいは芸団協、これ話し合ひがつかまつたけれども、結局レコード協会はずっと営業成績が下がつてゐる。その下がつてゐる理由は、やっぱり貸しレコードあるいはホームテッピングの問題があるんだと、こういうことになりまして、許諾権があるんだから、許諾をしまふと一方的な通告などをしてくれまふと、やっぱり弱い方というのは負けちゃうわけですね。こういう場合にも大変離島なんというのはなかなかベイスしない部分でありますから、本当に、著作

と申しますのは、昨年(一九五四年)の二月の二十五日から三月の一日にかけてましてジュネーブで、プログラムを著作権によつて保護することに關する国際的な専門家會議、これがWIPOとそれからユネスコとの合同の委員會で開かれました、合同の専門家會議でございしますが、そこに三十五くらいだったと思いますけれども集まつた國々がございまして、その國々からの意見を聞きますと、その當時、著作権法によつて保護するかあるいはほかの法律によつて保護するかといつて頭をひねつていたのは、その當時は日本も頭をひねつていたところでございます。五力國くらい、四力國でしたか

きにもソビエトの代表が、どうしようか迷っていると、著作権法によるか特別法によるか、これは迷っているという話をしておりました。しかし、その迷っているというのも、このプログラムを著作権法の中に入れてしまうとまた著作権法の改正ということになってきて、だんだんと膨れ上がってしまいうので、著作権法の性格は持つけれども別な法律でやってみたらどうかという意味において迷っていると、こんなふうな話でございました。ほかの国々の人たちも、ブラジルを除いてはほとんどが皆プログラムは著作権法による保護である、これがまた現実的な意味におきましても

ころによりますと現在万を越す登録ではなからうかというふうには聞いておりますが、その正確な数は存じ上げません。そのほかの国々におきましては、西ドイツにせよあるいはフランスにせよ、プログラムについての特別法があるのかどうかよくわかりませんが、今のところは私寡聞にしめて存じません。

と申しますのは、恐らくその登録がなくとももとと著作物の場合においては創作によつて権利が発生するのであり、アメリカにおいて登録と申しますのは、一九〇九年以降におきまして、つまり昔の著作権法以来著作物については登録をする

に周知せしめて、二重の投資、先ほど申しましたようにプログラムを作成するに当たりましては多額の費用と労力とがかかるわけでございます。その二重の投資をできるだけ避けるためにも、それからまた、流通が望ましいという点からも一般に知らしめたい、こういうふうな二つの要素があるわけでございます。しかし、一般に知らせる、流通、二重投資を避けようとはしますと、プログラムの内容ができるだけ詳しくなければならぬということになるわけでございます。そうしますと、そのプログラムをできるだけ人に知らせたくないというような、企業秘密のような、そういう性格

を持たせたいというメーカーそのほかもおるわけ
でございます。その人たちの希望と申しますか、
それを無視するわけにもまいりませんので、その
調和ということになるうかと思ひます。

そうすると、具体的にはどういうふうな形においてその接点を見つけることができるだろうか。

一つが登録の場においてあらわれてくるのではなからうかと思ひます。そうすると、登録する場合に、登録の内容と申しますか、どの程度の登録を認めるということが必要になるだらうか。あるところまで、ある程度の内容の登録を認めて、そこまでのプログラムを性格そのほかのことがわかる、それならばそのメーカーのところに行つてコンパクトしたらどうだらうかと、こういうことになり、一面においてはそのメーカーの方、プログラムの製作者の方として、プロデューサーの方として自分たちの権利も守ることが出来る。そこにどの程度の内容までプログラムを登録せしめるか。登録の要件としてどれだけ著作物として特定することが出来るその限度はどうなのかという、その辺のところの見きわめが接点になるのではなからうかというのが私の考えでございます。

○粕谷照美君　ローマ条約加入のことについてお伺いをいたしますけれども、世界の大勢というのは一体どういうふうになっているんだらうか。西ドイツが一九六六年に機器に賦課金を課すということを決めたと言われておりますけれども、一九八〇年代に入りますと、約十カ国が入っていると、いうことでありますが、十カ国というのは多いのか少ないのかという問題も含めまして、状況を御報告いただけますでしょうか。

○参考人(阿部浩二君) ローマ条約と申しますと、これは隣接権条約のこととございますようか。あるいは、今お話を伺いますと賦課金というふうなお話でございましたので、それは隣接権条約じゃなくて、私的録音・録画に関する機器に対する賦課金という意味じゃないかなと、どっちの方をお答えしたらいいかなと思うんですが、

二ついたしましうか。

○粕谷照美君　ローマ条約加入の世界的な大勢が一つと、もう一つは、その賦課金の問題についてお伺いをしたかったわけであります。

○参考人(阿部浩二君) ローマ条約、隣接権条約の方からお答えしたいと思います。

御承知のように、一九六一年だったでしょうが、ローマでの著作隣接権条約、正確にはそういう言葉は使っていないくて、著作権に隣接する、実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約と、こう申しているかと思えますけれども、それにつきましての加入というものは、例えればベルヌ条約あるいはUCC、万国著作権条約に加盟している国が百国くらいあるというふうに、多数の国がおるわけでございますけれども、隣接権条約に加盟している国というものはまだ三十にはいつていないのじゃないかというように私は思っております。日本もその一つでございます。また、アメリカもそうだと思います。それにはいろいろな理由があるのではなからうかと思えますが、だんだんとその加盟国がふえてきているというのが実情じゃなからうか。その過程におきまして、いつまでも待つておれないというので、レコ

ード保護条約、海賊船防止のためのレコード保護条約が隣接権条約の中から取り出されたような形において、その保護の範囲は若干違いますがそれだけでも、そのレコード保護条約が作成されて、これには日本も入っているわけでございます。そういうように一步一步進んできているのが隣接権条約ではなからうかと、こういうふうな考えでござい
ます。

もう一つの私的録音・録画に関するところの賦

課金の問題でございますけれども、これはたび重
なつてこの文教委員会からの附帯決議の中におい
ても出されていたと、隣接権条約につきましても
そうでございますけれども、いろいろ御要望が決
議の中にも盛り込まれていたんじゃないかならう
かと、こういうふうに私は伺っております。

その私的な録音・録画に関するところの機器に

関しましては、御承知のように、西ドイツあるいはフランス、あるいはオーストリーあるいはアイスランドとかいうように、いろいろな国々におきまして、私的録音・録画の機器、ハードに對して、ハードそれ自体あるいはテープそれに対して一定の、何と申しましょうか、賦課金と申しますか、上乗せする、一定の定価に對して上乗せをする、著作物使用料のような形において課しておるというわけでございます。その課しておるものの中におきましても、課し方にもいろいろございまして、税金として、文化的な目的税のような形において課しているものあれば、著作者に對して還元するという性格をもって課しているものもありましておられます。

するし、また両方を織りまぜて課しているものも
ございますし、いろいろあるわけでございます。
日本も、それにつきまわしていろいろと、JAS
RAC、音楽著作権協会や、あるいは芸団協、あ
るいはレコード協会等が熱心に賦課金についてそ
ういう制度を設けるべきではなからうか、こんな
ふうな運動があることも十分に承知いたしてお
ります。ただ、それに至りまして、やはり一方のハ
ードのメーカーの方がそれに対して簡単にうんと
申すわけでもございませんし、また、世界的に見

○粕谷照美君 大変面白い展望が出てきたとい
うことで私も心強く思っているんですけども、フ
ランスではこれは昨年の六月ですか、議会で、生
テープに対する賦課金制度を認めた著作権法改正
法、これが成立をしたということでありますね。
イギリスではまたダブルカセットの広告を中止を
させたという、大変厳しい著作権を守るといふ姿
勢だと思ふんですね。我が国では、一方ではそう
いうことを主張しながら、やっぱりダブルカセッ
トなんかをどんどん広告をしているという相矛盾

まして、ハードのメーカーといたしましては、日本だけではない、これはアメリカも大きなハードのメーカーの一つだと言つてもいいと思います。そのほかの国々におきましては、例えばビデオのようなものは、日本が世界の生産のほとんどを占めているというように、フランスあたりではほとんどつくつていない、こんなふうな話も聞きますし、そういうところよりもむしろアメリカがいろいろとすつたものだしながら今なお上院、下院でするような姿勢を持つてゐる企業もあるわけであります。

著作権法改正をするということになりますと、やっぱり審議会をつくりながら条件をつくつていくということに政府としてはなるうかというふうに思いますけれども、ただいま阿部参考人のおっしゃった点について、黒川参考人は何か感触というふうなものをどのようにお持ちになつていらっしゃいますか。

もってその著作権使用料に関するところの争いと思しいますか、続いているのだからと思しいます。

そういう影響を受けて、日本でもメーカーさんの方でいろいろと足踏みをしているんじゃないだろうか、こんなふうな感じはいたしますけれども、やはり一步一步進んで、お互いにこれは敵対する関係と申ししますか、利害が相反するというのは結構でございますか。

○参考人(黒川徳太郎君) 一つは隣接権条約の問題でございすけれども、国内的には隣接権条約のレベルを上回る立派な著作権隣接権制度というのができておりまして、また、有線放送事業者を今後は保護するという考え方もございす。こういうような状況から見て、私としてはかかるべき時期に早く隣接権条約に加入すべきでは

1

ないかというぐあいに考えておりますが、これにつきましても、やはり利害関係者の合意とその間の調整ということも必要であらうかと思ひますので、その点についての作業が早急に急がれるのではないかと、いふぐあいに考えます。

それから、私的録音・録画の件につきましては、先ほど阿部参考人からお話がありましたように、全く私も同意見でございます。やはりできる限り早い機会に利害関係者のコンセンサスというものができ得れば大変いいのではないかと、いふぐあいに考えております。

○粕谷照美君 これ最後にいたしますが、今黒川参考人は隣接権条約を上回る立派な法律が我が国はできているというふうにおっしゃいました。そうしますと、法律的には条件が整っているわけですから、あとは条約に加入するだけです。例え、いろいろな条約が出てくる、そうすると我が国は、法律が整わないからということではなかなかその条約を批准することができなかつたということがあるわけですね。そうすると、著作権法においては、もうそれを上回るものができているんですから、あとは入るか入らぬか、これは政府の問題だと、こういうふうには理解をしてよろしいのじゃないかと思ひますが、阿部参考人いかがですか。

○参考人(阿部浩二君) 形はそうだろうと私は思ひます。

ただ、先ほど、これは隣接権でございますが、それともう一つの私的録音・録画の著作権使用料と申しますか、それにつきましても、著作権審議会に第五小委員会というのがございます。前にそれについて私的録音・録画とその問題について討論したことがあるはずでございます。その報告書の最後に三つございまして、一つは著作権思想の国民的な普及によつて著作権使用料、これを課することについての国民的な賛成といふことが、理解というものが必要ではなからうかといふのが一つございまして、もう一つは、諸外国におけるところのいわば世界的な趨勢を見てひとつ考え

ていこうと、日本だけが先走りしてもどうかといふふうなことも、いふかと思ひますけれども、世界的な趨勢を見て考えていこうというのが一つございまして、もう一つは、その両当事者といふことが、関係当事者間における合意の形成といふことの三つの柱と申しますか、それを立てまして、そうすると、著作権思想の普及と申しますと、だんだんとこうずつとできていくと、隣接権につきましても同じことじゃなからうか、こういうふうな思ひわけでございます。

隣接権につきましても、どういふふうな、例えればそれは放送機関の方が出費を強いられるという形になりますので、具体的にはそちらの方面からの反対が非常に強いんじゃないかと思うので、隣接権者に対する放送機関の方の費用の支出、これをどういふふうな考えていくか、そのの当事者の決断が必要じゃなからうか。それを強行してもよいのかどうかといふことはこれは一つの判断じゃなからうかと思ひますけれども、それは隣接権のみならず私的録音・録画の場合も全く同じじゃなからうかと、こう思ひておりますので、少し気長に私は見ているところでございまして、

○粕谷照美君 終わります。

○山東昭子君 それでは、まず阿部参考人にお伺ひしたいと思ひます。

昨年の百二回国会の法改正に続きまして今国会にプログラム登録法が提出されたことは、私は、大変タイミングのよい処置と思ひております。

ところで、これが制定されますと一体どんな法秩序が形成されるのか、また、プログラムを登録することにより、実際のプログラム取引上の効果があるのか、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(阿部浩二君) 今回のプログラムの著作物の特別法、これはこの前百二国会で創設されましたプログラムについての創作年月日の登録に関する手続の法律でございます。

創作年月日の登録が可能になりますと、どういふような実体法上ないし実際上の効果が生じてく

るかといふことになりまして、登録なさいますと、その人間が少なくともその著作物の創作であるという推定規定が働いてくるだろうと思ひます。登録をすることによつてそのプログラムについての著作権が発生するわけではもちろんございせん。プログラムにつきましても、御承知のように、著作物として創作のときに登録するかしなにかにかかわらず、創作のときにおいて著作権が著作物としてそれについて発生するわけでございます。登録をいたしますと、その創作であるという推定が働くことになりまして、後日著作権についての創作、著作物としての争いを生じた場合においては、少なくとも相手方は自分が創作したのであり、創作として登録されている者が創作したのではないという、そのような立証することが義務づけられてまいります。したがひまして、創作として登録をした者、ですからたしか法文にも、著作権者が創作の登録をするのではなくて、著作物が登録をするという文言が出てくるだろうと思ひます。著作物の登録、著作物がみずからそれを作成したのであるという推定が働きますので、著作物にとっては非常に有利な一つの武器が与えられてくる、こう考えてもよろしいのではなからうかと思ひます。

そうしますと、著作物として登録されている者からその著作権の譲渡を受ける者も、安心してその譲渡を、まあ安心と申しましてそこに実体上もともと創作してなければ仕方ありませんけれども、そうでない限り、一応の安心をもつて著作物を譲り受ける、あるいはその著作物についての使用の許諾を受けるというように、その流通についても一つの役に立つと、そういう機能を持っているのではないかと、いふ私の理解でございます。

○山東昭子君 この法案によれば、プログラムの登録事務は文化庁長官が指定する公益法人に委託できることになっておりますけれども、行政の簡素効率化という面から見ればむしろ望ましい措置だと思ひますが、他方においては公正中立さが要

求されるわけですから、その意味においてこのような事務を民間の法人に行わせることについてはどのようにお考えにならうか。

○参考人(阿部浩二君) 指定登録機関のことと思ひますが、その指定登録機関は、今御指摘になりましたように文化庁長官が指定する。その登録機関は民法上の法人であり、御承知のように民法上の法人は公益法人であり、公益法人は営利的なものを目的とするわけではございませんし、のみならず、公益法人を運営する、それを運営するその職員と申しますか、理事と申しますか、その人たちにしても一定の資格要件もたしか要求していかないと、同時に、公益法人において従事する者については、いわゆる守秘義務と申しますか、それも課しておるものでございまして、また、それに反するような場合においては刑罰規定も存在するだろうと思ひます。そういう形において、それから文化庁長官の監督ももちろん受けるわけでございますし、民間の方だからといって、そこに私は今御指摘がありましたような心配はそれほど考えなくてもよろしいんじゃないかと。

例え、プログラムについてではございませんけれども、半導体チップ保護法というのがございますけれども、そこに財団法人として工業所有権協力センターという名前だったかと思ひますけれども、もう既にここの一月一日あたりから発足しております。それもまた財団法人として民間の法人でございまして、それとも同じような監督を、たしか通産省の管轄だと思ひますが、それから受けながらやっていると、いふことでございまして、この指定登録機関については、御指摘のような御心配は余り必要ではないのじゃないかと、いふふうな思ひております。

○山東昭子君 プログラム登録法の制定後、政省令が整備され、登録制度が実施されることになりまして、この制度が円滑に利用され、実際に生きた法律にするために特に希望されるポイントをお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(阿部浩二君) まあこの法律、特例法が円滑に施行されていくことを希望するだけのことです。登記制度を積極的に利用するメリットがあるかないかということによってこれは生きるか死ぬかということになるんじゃないかと思ひます。つまり、それだけのプログラムを登録するという業界の方々と申しますか、メーカーといひますか、その人たちがこのプログラムの登録についてどれほど熱意を持ってくるか、理解を持ってくるか、ということになるんじゃないかと思ひます。これは必要であるとなると、黙っていてもどんどん登録が多くなってくるだろうと思ひますし、そうでなければ登録を控えるということになるかと思ひます。

ですから、私としては、今のところ登録がどんなふうになつていくかわかりませんが、ただ言へますのは、そのプログラムについての登録の、先ほどちょっとお答えいたしましたような接点ですね、どのような内容のところまで登録をするかというのを認めて考えていくか。その登録の内容、余り詳しく過ぎて困りますし、それから簡略過ぎて困る。その辺のところの見きわめを少し慎重に考えてみなければならぬんじゃないか。その点がこの登録法に關しての私の希望でございます。

○山東昭子君 現在のはらんする情報の中から、自分が必要とするものを的確かつスピーディに手に入れることが現代人には重要なこととなつております。そのような要請に応じてデータベースの開発は時代が求めているものだと思ひますが、果たして今回の改正だけでデータベースの法的保護が十分なものになったと言へるのかどうか。

また、プログラムの場合の法改正においては、その保護を明確にしただけではなく、プログラムの特質に應じて、著作権者人格権の一つである同一性保持権の特則やバックアップコピー等を許容する規定、創作年月日の登録制度などを整備してお

ります。データベースについては、これらと同様の規定の整備は必要ないのでございませうか。先ほどちょっとお話しございましたけれども。

○参考人(阿部浩二君) まず、著作権者人格権としての同一性保持権の問題でございまして、データベースに対して、先ほどちょっとありましたが、データベースに、プロデューサーが作成したものをデイスクリプターがそれに対して何らかのプラスするかマイナスするかという加工するということが出てくるんじゃないかと思ひます。そういう場合に、もともとデータベースというものは加除、加除と申しますか、つけ加えたり減らしたりということとはもともと運命づけられているものじゃないか。それと私は思つております。例えば数値のデータベースのようなものでございまして、例えば株のデータベースのようなものではございまして、非常に古いものは捨てて新しいもの、新しいものもどんどんつけ加えていくというふうなこともあります。そういう、そのように運命づけられているものもあればそうでないものもある。ですから、データベースによって違ふと思ひますけれども、加除がもともと考えられ、想定されているものについてはこれは仕方がない。これはやむを得ない改変として同一性保持権に対する侵害とは考えられないと、こういうふうに私は思つております。

したがいまして、データベースにつきまして改めてプログラムのようになつて、プログラムのときにはたしか同一性保持権についての例外のような、建物の建築物についての改変と同じような措置をとりましたけれども、このプログラムにつきましては今のところは必要はないんじゃないかと、こういうふうな考へております。と同時に、もともとデータベースというものはそういうものとして提供されているところからでもござい

○山東昭子君 ところで、このような技術の進展に対応する法改正は、文化の発展に寄与すること

を目的とする著作権法の使命との關係でどのような意義を持つとお考えでございませうか。

○参考人(阿部浩二君) これは先ほど申し上げましたように両刃の剣でございまして、これを積極的に生きている方向において利用していただければよろしいんじゃないかと思ひます。

ただ、即物的に、何でも利用できるという形で引張り出して使われてはこれは困るので、同時に、国民の文化の発展という、後で飲む者は井戸を掘った者に感謝しろという言葉をどこかで聞いたような感じがしますけれども、そういう趣旨をこのデータベースの中に、もともと著作権法というものは文化の遺産を大事にしていきたいながら後世に伝えていくということとございまして、文化の後世の発展と申しますか、その辺の、著作権法の第一條にある目的規定に従つてこのデータベースも運用されていかなければならぬ、保護についても考へていかなければならぬ、また、そこでそのように積極的に努力しなければならぬ、そういうふうな考へておりますし、それに大いに役に立つんじゃないか、こういうふうな思つております。

○山東昭子君 続きまして、黒川参考人にお聞きしたいと思ひます。

現行の著作権法において、放送事業者は著作権接権制度により保護されておりますが、その趣旨は何なのか。また、従来有線放送事業者は保護されておりましたが、今回の法改正により放送事業者と同様の保護が与えられることとなりますが、その意義についてお伺いしたいと思ひます。

○参考人(黒川徳太郎君) 放送事業者は保護が与えられておりますのは、人間の精神的活動の成果を放送という手段によつて世の中に送り出すに当たつて、番組を制作し、あるいは番組を編成するという創作的行為に準ずる行為がそこにあるわけ

とということであらうというぐあいに考へます。

今回、有線放送事業者に保護を与えるのも、CATVなどが自主放送を行ひまして、放送事業者に準ずるような創作的な活動を行ひつつあるという現状から見まして、その活動を活発にし、発展を促すという意義があらうかと思ひます。

○山東昭子君 大規模マルチチャンネルのいわゆる都市型CATVテレビに代表されるように、有線放送事業は地域に密着した身近な情報伝達媒体として期待されるところだと思ひますけれども、有線放送事業の実態及び今後どんな伸びを見せようか、黒川参考人にお聞きしたいと思ひます。

○参考人(黒川徳太郎君) 現在の有線放送の実態でございまして、昭和五十九年現在で全国に約三万八千ぐらいの施設があるというぐあいに聞いております。そのうち加入世帯が五百以上のものが約四百九十というところでございまして、都市型の大規模なCATVというものは、これはその定義にもよるわけですが、これは、加入世帯一万以上のものが現在稼働しているもので約十三程度、ちょっとはつきりしたことはわかりませんが、そして郵政省の許可を得ているものが昨年の三月末で二十ぐらゐるといふぐあいに聞いております。

それから、今後の発展の予測でございましてけれども、これは実は現在の時点では大変困難でございまして、アメリカのような広大な地域においてはあつたとしても、CATVが発達しているわけではございまして、日本はこのような地域が狭小でございまして、アメリカのような発展は望めないにいたしまして、徐々に発達していくのではないかと、こういうぐあいに考へます。

○山東昭子君 放送には音楽を初めとするさまざまな著作物が利用されておりますが、放送事業者と著作権者との間では、その著作物の利用許諾についてどのような処理が実務上なされておるか。また、有線放送を行う上においてはさまざまな著作物が利用されるものと考へられますけれども、これらどのような形で利用許諾がなされてい

るのでございましょうか。

○参考人(黒川徳太郎君) 放送事業者が文芸、学術、美術などの分野の著作物を多種多様に使っておるわけですが、これにつきましては、権利者団体が存在するものにつきましてはその権利者団体との間に使用の条件を取り決めまして、その条件に基づきまして、これは使用料なんかも含むわけですが、これは使用料なんかも送るわけですが、特に、音楽の場合には音楽著作権協会と著作権者との間に使用の条件を取り決めまして、これは放送事業者の収入にリンクした形の使用料を払うことによってその団体が管理するすべての著作物を利用する契約になっておりますが、そういう契約でもって著作物を利用しておるわけでございます。CATVの自主放送の場合は、放送事業者は、放送事業者が利用するケースは現在のところは少ないんではないかというふうに思います。音楽に関しましては、現在の音楽著作権協会との間にやはり放送事業者のような一種のプランケットに関する契約が結ばれておるといふうに聞いております。

それから、CATVに対する番組の供給というのが行われるわけですが、この番組の供給につきましては、文化庁に、「ニューメディア(CATV)における著作権などの処理の在り方に関する調査研究協力者会議」というのが昨年ございまして設けられました。いろいろ著作権上の問題があるものでございまして、そこで検討が行われまして、その中間的なまとめをものとしまして、現在、権利者の団体とそれからユーザー側と申しますか、ソフトの提供者側との間で一応協議をしていく体制になりつつあるというふうに承知しております。

○山東昭子君 このようなニューメディアをより一層発展させていくためにいろいろ法律が関連していきわけですが、こころが、こうしたあらゆる法律をひくくする今後の検討をしていかなければならない課題としてはどんなものがあるのか、最後にお伺いして質問を終わらせていただきます。

たいと思います。

○参考人(黒川徳太郎君) その点につきましては、一つは、先ほど申し上げました通信衛星の問題があるかと思ひます。通信衛星によって番組をAの国からBの方へ供給するという形が行われておるわけですが、最近通信衛星の出力が強力になっておるわけで、ある程度の受信機で受信ができる、そしてそれが利用されるというふうなことが生じかねない、現実には生じている事例があるというふうに聞いておりますが、そういう意味で、この衛星通信を保護する、通信衛星による放送の中継を保護する条約、衛星信号条約、これはちょっと略して申し上げたのでございませうけれども、そういう条約がございまして、そういう条約に入るといふことも必要かと思ひます。

ただ、これは加盟国が非常に少のうございまして、今のところそういう盗用を行う国というのが入っておりませんので、入ってそれが直ちにメリットがあるかどうかというのとは別問題でございませうけれども、そういう問題が考えられると思ひます。

○山東昭子君 ありがとうございます。

○高桑栄松君 それではひとつ、二、三質問をさせていただきます。

最初に、プログラム著作物を登録をする、これは特例法ということになっているようですが、これは、その辺がよくわからないんですが、著作権法でなくて特例法というところへ持ってきた理由と、これは何かあるんでしょうか。――阿部先生、何かございませうか。

○参考人(阿部浩二君) 特例法になくても、著作権法の一部改正でもよろしいのかと、こういう御質問かと思ひますが、私、立法技術のことについてはよく存じませんが、私のように外から眺めている者から率直な印象を言わせていただきますと、プログラムについての保護は、ことしの一月一日から施行されている、百二国会におきまして制定されたわけでございます。そのとき

に、プログラムについての創作年月日の登録ということは、百二国会において提案された法律案を作成するその前の審議の段階においては、審議という審議会におきましては、余り問題にはならなかったことになったかと思ひます。ただ、その後において創作年月日を設けたらどうだという話になったと思ひますが、そこでつけ加えられたということ、それはまた、つけ加えることにした。それが、それはまた、つけ加えることにした。

したが、いまして、つけ加えることは非常に賛成でございませうけれども、つけ加えるに当たりましたも、それだけ内容的に整備しなければならぬまいというところになりまして、例えば、登録するに当たりまして、プログラムとしてはどういうプログラムを登録すればいいの、ソースプログラム、オブジェクトプログラム、いろいろございませうし、あるいはオペレーティングシステムプログラムとかございませうが、どういうプログラムを登録したらいいの、という点もあつたのでございませうし、あるいは登録機関をどうするかというところもございませうし、恐らく時間的にその百二国会においてはそこまで詰める余裕はなかったのじゃないか。しかし、プログラムの保護はどうしても必要であるということで、急いで、プログラムを百二国会において制定されたというの、非常に結構じゃないかと思ひます。

少くともプログラムについての保護を、単に学理上と申しますか解釈上著作物として保護されるというふうにとどめないで、制定法上においてきちんとしたという点において非常に大きな意味があつた。

ただし、そのところで、創作年月日、登録についての手続を、既に著作権法にある登録の制度として先ほど申しました三つございませうが、それに加えてなす。それについてどんなふうな登録の内容をどの辺までいくか、あるいは申請書をどうするか、細かいところを詰める余裕といひますものはなかったんじゃないかというのが私の率

直な印象でございませう。したが、いましてここに特例法として設けられたのじゃないかと、こころが、私、私は、当たらないかもしれませうが、それほど外れてもいないような気がいたします。そういうことでございませう。

○高桑栄松君 少しわかつたような気がいたしますが、いづれ今度また文部省の方に聞いてみたいと思ひます。

○参考人(阿部浩二君) 登録制度をとっている国で、私が非常にびっくり理解しておりますのは、アメリカでございませう。アメリカは、著作物それ自体について争いがあつたときには、登録をしておきまないと、訴訟のための要件を欠くというところ、裁判所の門前払いを食つてしまうことになりませう。したが、いまして、どうしても登録をすることは権利を保全するためには必要になつてまいります。ただそれは、著作権を発生せしめるための要件ではございませう。その訴訟のときにおけるところの要件だと、こころが、したが、いまして、事実上訴訟のときに役に立たなければならぬもの、ほとんどのものは登録するということになります。プログラムも一般の著作物と同じように登録されてまいりますので、私の知つてるところでは一万を超える登録があるのではないかと、こころが理解しております。

○高桑栄松君 それでは、保護期間というのが私わからないうで伺いたいと思ひますが、我が国は五十年というんですが、外国ではフランスが何かは少し短いんですかね。これは、保護期間の決め方というのはどういうふうな考えでいつたもの

なんでしょか。

○参考人(阿部浩二君) 著作物の保護期間でも、プログラムの保護期間に限定してお話し申し上げたいと思います。

もちろんプログラムが著作物であるということと前提をいたすわけでございますけれども、そういたしますと、ベルヌ条約の場合には、著作物の生存中、それから死後五十年と、これが原則でございます。一般的に著作物はそうでございます。したがって、日本におけるプログラムについての保護期間も、その著作物の生存中、それから死後五十年、あるいは、法人著作の場合においては公表後五十年、こういうことになっております。

ただ、フランスの場合には、プログラムの保護期間は、先ほど御指摘のように二十五年、たしか二十五年だったと思います。フランスの著作権法においては、ところが、二十五年でございますが、フランスはベルヌ条約国でもございます。したがって、私の考え方からいいますと、フランスが二十五年にしたのはどういふことなんだらうかと、こういう疑問がすぐ出てまいります。

ただ、フランスの場合には二十五年の保護期間というの、応用美術に関する著作物については保護期間は二十五年となっております。ある説明書を眺めてみますと、フランスでは、プログラムを応用美術の著作物の一変形と申しますか、特殊なものとして理解したと、こんなふうな説明がございますけれども、それはこじつけであってとんでもない、これは国際的に見ましても、条約上から見ましても非常に不都合な規定であり、そしてフランスの場合には条約は憲法と全く同じ効力を持つております。したがって、フランスの場合に、これを争って、二十五年の規定というのは憲法に反することではないのか、条約に反することではないのか、こういう議論は、フランスの中において既に起こっております。したがって、これがこれから後どういふふうになっていくのか私にはよくわかりません。フランスが二十五年を

やめて五十年の方に持ってくるのか、あるいは外国に働きかけて、プログラムについてだけはベルヌ条約でも二十五年というように短く働きかけてくるのか、これはよくわかりませんけれども、どちらの方になっていくのか、この二十五年というのは非常に興味深く見てるところでございます。応用美術の著作物として見ることにいたします。フランスの場合には非常に特殊な見方もございまして、一つの理屈としてはできないわけじゃないか、私にとってはどうも納得のいかないところでございます。

五十年にしたのはどうだと言われましたが、これはベルヌ条約で五十年とされておりますので、その枠を外すわけにはいかないというお答えを申し上げる以外はないんじゃないか。じゃ、なぜ五十年かとなったら、またいろいろな問題があるかと思ひます。

○高桑栄松君 これもわかつたようなわからないようなことだったんですがね。

ところで、文部省の出されたものを見てみますと、コンピュータプログラムの保護といたしまして、「国際的調和に留意しつつ、今後とも中長期的観点から、国内的及び国際的検討を行うこと」を通産省との間で協力することが合意されたかというのがあるんですね。「中長期的観点」というのはこれはどういふ、例えば何年かしたら変わるというのを考えているのか、それともこの世界の発達の状況というの、もう長期じゃなくて中期的に何か考えられるのか、よくわからないんです。それから、「国際的調和」というのはどういふ、つまり国際的にはどんな動きが推定されるのか。中長期というの、中期を二十年とか長期を五十年という、保護期間五十年というの、長期的に過ぎはしないかとか、何かいろいろあるように思ふんですが、その辺、御感想みたいなものはございまいしょうか。

○参考人(阿部浩二君) 今の、通産省とそれから文部省との間の合意と申しまいしょうか、それは恐

らくは通産省ではプログラムの保護についてはプログラム権法の策定によって保護しよう、文部省文化庁の方では著作権法の一部改正によって保護すれば十分であると、こういう見解がありまして、両省の間において話し合いが成立したときの項目はなかなか、こう理解いたしますが、そのときにお互いの話し合いで、中長期的に国際的な調整といひますか、それを考えながらも一度考え直してみようじゃないか、そういうことに含みを残して合意しようということじゃないかと思ひます。

私の理解するところでは、その一つは今御指摘がありました保護期間の問題じゃないかと思ひます。つまり、通産省のプログラム権法では、当初におきましては十年の保護期間ということをしたが提唱したはずでございます。しかし、プログラムは著作物である以上はそういうことはできないというの、文部省文化庁の立場であつて、しかし、そのときには通産省の方ではどういふふうにか、考えていたのかよくわかりませんが、恐らくプログラムは著作物ではないと、こういう前提に立たなければ私は理解できないんじゃないかと思ふんです。ただ、それは申しまして、確かに期間につきまして、プログラムのように日進月歩のものが五十年ないしあるいは七十年とかということになってまいりますと、長期であるという感じがぬぐい切れないわけでございます。もとも私は、著作物についての保護期間が五十年も七十年もあつていいかというところについて若干疑問はありますけれども、それは横に置いておきまして、そして五十年なりあるいは七十年というの、縮める方向において、国際社会の動向を見ながら、フランスのようなものが出てくるのはそのときは想像できなかったと思ひますけれども、もしも出てきたならば、そういう視点からその保護期間についても再考すると、こういう余地を残しておいたのではなからうかと、そういう点で、中長期的というの、どれくらい

の期間かと言われましたが、私には全然、ただ言葉じゃないかなと、言葉というのは失礼ですけれども、そういうちょっと将来において課題として残したと、こういう意味じゃないか、こういうふうな思ひ方しております。

○高桑栄松君 やっぱお伺いすると、いろいろとおもしろい——いや、おもしろいと言つてはまずいですが、大変興味深い御意見が伺えて大変いいと思つております。

この後もう一、二伺いますと、登録というものは、これ、登録料というのがあるんでしょか。それは例えば外国と比べるとどういふうか、なるものかと思つて、知らないで何うんですけれども、いかがでしうか。

○参考人(阿部浩二君) 創作の登録、登録原簿に登録するわけでございまして、一般に不動産の登記の場合でも登録料が支払われるのが当然でございます。そういうふうな意味におきまして登録料はどうしても必要だろうと、こういうふうに思ひます。

ただ、今度委託されるのは、その案によりまして指定登録機関であり、それは民法によつて制定されるものの法人であるということになりますと、その法人が運営するに当たつては、やはりその登録料というの、これは国の方に行くだろうと思ひますので、登録料ではなくて手数料のようなものがどうしても必要ではなからうか。その手数料によつて法人が運営されていくということになりますし、また、そんなふうな案ではないかと思ひます。しかし、その場合におきまして、やはりどうしてもそれは必要じゃないか。チップの保護についてもそんなふうなやり方をとっているという話を聞いておりますので、同じような形に思ひ進められてもいいんじゃないかと思ひますが、まあチップの方については正確ではございせんけれども、その手数料を取つても仕方がない、それを、その金額が問題でしうけれども、それは業界そのほかの意見を聞きながら決められ

ることではなからうかと、こう思っております。

○高桑栄松君 それでは、次のデータベースのことを伺いたいと思います。

これは、私たち自然科学に携わっていたときに、非常にいいものであるということで、我々はやっぱり我が国は少しくお困っているんじゃないか。図書、文献の収集なんかも大変なことだったわけで、だんだん便利になってきたなと思ひます。しかし使用すると高くなりますけれどもね。

で、今のようにプライオリティーを主張する場合に早く調べておきたいと思ひます。これは五十八年度版の通産省のデータベース台帳よりとなっておりまして、計九百十六で、ほぼ半分が社会科学、人文科学、自然科学、技術、まあ自然科学が一番大きいんですけど、ほぼ半分がこれになっております。学問研究等々で使っている部分が多いんだと思うんですが、先ほど阿部先生の

お話でしたか、今日日本で使われているのは千二百とおっしゃったんですね。そのうちの二割が日本のもので、残りはアメリカが主なんですね。それで、これ五十八年度が九百十六と書いてありますので、今先生おっしゃったのは六十年です。

○参考人(阿部浩二君) 五十九年、六十年のことです。

○高桑栄松君 そうしますと、ここ一、二年ぐらゐの間に約三割近くふえておるんですが、データベースのふえ方というのは、まあアメリカが一番進んでいるんですね。そこでちょっと気になって伺うんですが、我が国の場合とアメリカの場合、どういう割合で両者が推移していくというふうに、それこそ中期じゃなくて短期的に、ここ数年の間の動向としてはどんなふうに考えられるでしょうか。

○参考人(阿部浩二君) 私、正確な数字の裏づけを持っておりませんので、ただの感想でございます。

すけれども、現在のような割合において推移するんじゃないかな。もしかすると日本の方が、アメリカとの関係だけ考えますと、どんどん離れていくんじゃないかな。こんなふうな感じは持っております。ただ、正確な数字を過去におけるデータから出すというわけには、今のところ持っておりませんので、何とも申し上げかねますけれども、そんな感じは持っております。

○高桑栄松君 そこで気になるんですが、いろんな白書を見たり、あるいは日本の貿易黒字みたいなことを見て、我が国は世界で何で第一番だと思ひ込んで、そういうミスアンダスタンディングがあるんじゃないかと思ひますね。私なんか、やっぱり自然科学系でございまして、日本が決して世界の第一等国であると思っておりますので、ある分野においてはすぐれていてもアペレージではそうはいかぬと、こう思っております。で、このデータベースを見ますと、そういう差があるというのは、将来科学の進歩を考えるとこれはやっぱり大変なことじゃないのかなと思ひているわけなんです。

そういうことについて、一体どうしたらそれを追いつくかと思ひますが、これは今のパテントと同じで、つまり登録してあるものはお金を出さなければその権利は使えないわけですね。だから、今の差というものは縮まらないわけだ。新しいものができてきた場合のことを言っているわけじゃないか。

私よくわからないんですが、分野別で、例えば医学なら医学の分野のある部分である方式ができてしまったら、その分野ではもうこれは手がつけられないということですか。どうなんでしょう。

○参考人(阿部浩二君) ただいまの御指摘は、非常に心細い話なんですけれども、全くそのとおりじゃないかと思ひます。

例えば、アメリカにおけるところの化学情報あるいは医学情報データベース、それが積み重ねられてまいりますと、日本で幾らこれからつくっても後追ひだけになってまいりますし、どうしても最先端のものを使おうとするならば、アメリカのデータベースを利用することになっていくだろうと思ひます。そうすると、太るものはどんどん太っていく。そうでなくて後から追いつこうと思ひても、追いつくだけの資力や体力がないということになってまいりますので、その辺のところは先生が御指摘のように非常に心配なところだろうと私は思っております。

○高桑栄松君 だから、この部分を取り上げれば貿易赤字なわけですね。もう八割以上借りて、向こうがどんどん太っているんですから。この辺、やっぱり少し政府当局も頑張る言うてもらわなきゃいけないと思ひます。何か何まで日本が黒字だと思っております。

それでお二人に、一体どうしたいのか。子供にパソコンとか何か、ファミコンですか、与えていけばいいのですね。これはまあ冗談でございますけれども、何かこれを育成する方法というのはないものか。あるいは日本の開発したものを、何とか、保護するの——やっぱり保護をしようか、そういうふうな方法論が何かございませうかね。いかがでしょうか。

○参考人(黒川徳太郎君) 今のデータベースの件でございますけれども、先生がおっしゃいましたように、科学、その関係のものにつきましては、アメリカの後を追っている限りはなかなか追いつかないということですが、私はやはりアメリカにはないローカルの、地域の情報に関するデータベースというものがあんじゃないか。そういうものを開発していくということが必要であつて、その地域のローカルベースがあるいは世界性を持つつかもしれないという点、まあ抽象論でございますけれども、そういうこともございまして、そういう方面のやはりデータベースの開発が今後行われていくのではないかなという気がしております。

○高桑栄松君 それから、何か使用のデータですね。「データベース・サービス売上高推移」というのを見てみますと、米国は非常に急カーブに上がっていつているし、ヨーロッパがその中間で、日本は水平とまで言いませんけれども、やや上がるという程度なんです。これはどうなんでしょうかね。たしか電話線を使いますね。電話線ですね、これ。ですから、電話代が高いと非常に高くつくわけですね。日本は電話代というのはアメリカに比べて物すごく高いですからね。そういうことも影響しているんじゃないか。どうなんでしょう。売り上げが上がっていない、日本の場合。

○参考人(阿部浩二君) どうもよくわからぬというのが率直なところでございますが、電話代とまでは考えたことはございせんのでした。で、少し勉強させていただきたいと思ひます。

○高桑栄松君 電話の代金ですと、札幌と東京屋間使いますと三分で四百円ぐらいいっちゃいますからね、これとてもじゃない、すぐ破産しちゃいますよ。アメリカですと非常に長距離電話安いですから、だから私、売り上げが上がっていないというの、やっぱり使おうと高くとくというんで使わないのかと思ひて見ているんですが、しかし、それは逆に言うと、学問の進歩におくれをとっているんじゃないか。このデータから見ますとですね。勢い我が国は、やっぱり人のまねを何でもいから早くした方がいいというんで自分の開発がおくれるというの、データベースの利用度が少ないということもあるんじゃないかなと今思ひながらこれを見ておったわけなんです。まあそんなことでございます。

次に、それじゃ有線テレビのことをちょっと伺いたいと思ひますが、ホテルに入るとホテル専用のものがあつて、お金を入ると出るのがありますね。私はまだそれ使ったことがございせんが、そういうものがあるんですが、あれはどの範囲に入るんでしょうかね。

○参考人(黒川徳太郎君) これは有線放送には該当しないことになっておりまして、いわゆるCCTV、クローズド・サーキット・テレビと言われ

る閉回路テレビでございますね。そういったしますと、そこにいる番組が流れているのは、実は著作権法上の概念からいえば一種の上映といいますが、そういうことに当たるといふやうに考えております。

○高桑栄松君　そこで、これは何といひますか有線放送のアクトといひますかね、行動、行為のことについてなんでもしょうが、内容について、これは有線のだけを申し上げているんじゃないんで、有線、無線を含めてなんでもすけれども、内容が日本は非常にフリーで、いろんなことがあつて、それが子供にも影響していることがいふはあるわけですが、そういうことについて内容を、何か倫理規定というのが放送界にはあるようですが、これをもう少しきちっとできないものか。例えば、すぐ殺しの場面があるとかですね。これは有線、無線一緒でお話ししているんですけれども、それから、本当に見るにたえないようなのがやつぱりありますよね。まして子供と一緒になんか見られないというのがいふはあるわけ、そういうものの何かレギュレーションはできないものでしょうかね。どんなものでしょうか。

○参考人(黒川徳太郎君)　今お話しがございましたレギュレーションでございますが、これはやはり放送を行う者あるいは有線放送を行う者の自主的なレギュレーションでやっていかなければ、何か公的なレギュレーションを課するということがやはり一つの統制ということにつながりますので、それぞれ放送を行う者がそういうレギュレーションを定めていくべきじゃないかというやうに考えます。

○高桑栄松君　今の件、競争の原理の中では、何といひますか、いい形でおさめるよりはやつぱり少しは刺激が多い方がそれだけ視聴率が高まるという考え方が一方ではありますので、自主的というのにはある意味ではやつぱり野放しに近いのではないのかなという気がして今申し上げたわけですが、これも黒川先生のお話を幾ら言っていただけでも多分同じことでしょうから、これぐらい

にさせていただきます。

もう一つ、有線に限ってなんです、放送というのを送信と受けたんではないか。放送という言葉が送信というのになつたんでしよう。

○参考人(黒川徳太郎君)　有線送信というのはいわゆる広い概念にございまして、違う場所にある端末から端末へ送って、中心から端末へ送るといふのを有線電氣通信というやうにいひまして、その中で、同一の内容を同時に送るもの、有線放送というやうにいひて定めているわけでございます。したがって、有線放送が上位概念でございまして、有線放送がその中に含まれる。同一内容を同時に送信しているものを有線放送と呼ぶと、そういうことでございまして。

○高桑栄松君　私はまた、放送の方が上位概念でブロードキャストイングと、ブロードなんであつて、送信はリミテッドなかなと思つたんですが、そうすると、無線の方は放送のままで有線の方だけが有線送信になるんですか。

○参考人(黒川徳太郎君)　はい、そういうことでございまして。

○高桑栄松君　そうすると、送信というのは英語に直すと、何という言葉になつていふんでしょうか。あれはブロードキャストイングだから放送でいいですね、ちょうど。ブロード、広くて、キャストだから投げるわけですから。——いや結構です、どうも突然で済みません。しかし、多分外国に紹介されるときに英語に訳されるでしょうから、私、上位概念と下位概念が逆だったもので、私、ちょっと驚いて、勉強したいなと思つたものであります。どうもありがとうございます。

では時間ですので、もう一点で終わらせていただきますが、有線テレビの法律の方に、放送事業者の許可を得て有線放送をするというのが現在なってますかね、そうですね。その中には、何か対立があつたときにはあつせん制度というのがある。そして、現在有線テレビ放送法の改正が進んでいふんで、その中で、裁定制度というのが今度設けられようといふやうに聞いている

んですけれども、その裁定制度といふのとあつせん制度との違いですね。あつせんだから仲介をするだけで口は出さぬのか、あるいは裁定といふのは裁判みたいなものなのか、よくわからないんですけれども、その辺は今度は、見込みといふのはどうなるんでしようか、裁定制度が進むとすれば、どんなものでしょうかね。

○参考人(黒川徳太郎君)　私の聞いておるところでは、有線テレビジョン放送法の改正が予定されておりました、それで放送事業者が同意を与えない場合には裁定を行うというやうな制度になるといふやうに聞いております。あつせんではないに裁定と。

るところであり意見が随分あるところなんです、データベースを一般に編集著作物として見る傾向が非常に強かつたわけでございます。現在のデータベースも、データベースの多くは編集著作物であるといふことも言えると思ひますけれども、さらに、単なる編集著作物の枠を超えて、それ自体第二条に示すやうな著作物それ自体として、編集著作物ではなくて、単なるその素材の選り配列を超えた一つの体系づけを持った著作物として考えることができる、こゝまで踏み込んだところ、今回の著作権法においてのデータベースについての何と申しますか、大きなメリットがあるんじゃないやうな、そういうふうに私は考えております。

○高桑栄松君　わかりました。

○吉川春子君　そういたしますと、その著作物の中にデータベースを含めることに概念上多少無理があるから、だから明確に法律で規定するんだと、そういうことではないといふことですか。

○参考人(阿部浩二君)　著作物の中に含めることについて、もともと無理はございせん。データベースを著作物として見ることに疑念は余りないんですけれども、そのデータベースを編集著作物として見るか、データベースを編集著作物という形において見るかというやうな、その見方の問題について二つの場合があるといふやうに、そしてデータベースとしては独立の著作物といふやうなことを取り上げたといふところに意味があるんじゃないやうなと思ひます。

○吉川春子君　それから、契約によらないデータベースの利用という形態が実際にあるんですか。

○参考人(阿部浩二君)　契約によらないで利用するといふのは、例えば契約によらないといふことは、つまりは、その権利者の承諾を得ないで利用するといふ形になるかと思ひます。それは三十条におけるところの私的利用であるとか、あるいは学校教育において必要であるとか、著作権の制限が置かれていふやうな利用の形態の場合には、契約によらないで法律の規定によつて許されるということになるかと思ひます。そうでない限りは、

と申しますのは、過去においてデータベースは、外国なんかの、いろいろここが解釈の分かれ

ものでないという意味がございせんので、五十年も昔のデータベースを使うという事はまずないだろうと思ひますが、したがひまして、今後国際的な場でこういった著作物をどういう保護期間を与えれば適正であるかという点の検討が行われるのではないかと。まあこれは私の予測でございすが、そういうぐあいに考へておられますので、そのときにそれに従つてコンピュータプログラムなりあるいはデータベースに適応した保護期間を与えるというようにすればいいのではないかと、うぐあいに考へます。

○吉川善子君 これが最後の質問になるかと思ひますが、外国のデータベースによる日本の文化の支配と申しますか、オーバーに言へばそういう懸念も持たれてゐるわけですね。フランスでは、アメリカのデータベース業者の進出に対して脅威を感じて、大統領の諮問に答へて報告書を出して、その中で、外国のデータベースによる情報の支配は文化的植民地化を招き国家的危機につながる、こういう報告書が出て、政府は対抗施策を講じてゐるというふうに聞いてゐます。

日本のような外国のデータベースのはんらんに対して、どういふ対応をとつていかなければならないのか、その辺についてそれぞれ二人の参考人から御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(阿部浩二君) 先ほど申し上げましたように、やはり日本は日本なりのソフトの開発、データベースなりあるいはプログラムの開発の方向で世界と競争していくことが必要じゃないかろうか。つまり、そういうデータベースやあるいはプログラムにせよ、それぞれについての外国のいろんな資料と申しますか、それが流入することを阻止するといふようなことは学問そのほかについての流通という点から見ましても、一時的にはいいかもしれませんが、結局長い目で見た場合においてはどうかかなと。いわば鎖国状態をつくつていくようなことになるのじゃないか。むしろ世界的に開かれた中において自分なりの精いっぱい努力をしていこうと、こういうふうな

姿勢でなければならぬのじゃないかなと。そういう意味におきまして、フランスのその見解に対して、私としては若干違つた考へを持つてゐるわけでございます。

○参考人(黒川徳太郎君) 私も、先ほど申し上げましたように、日本はやはり日本としてのデータベース、アメリカならアメリカに追随するようなデータベースでなしに独自のデータベースというものの開発をやはり進めていかなければいけません、そういう必要があると思ひます。そういう意味で、データベースの作成について、構築について助成が必要だといふようなことを言う人もございしますが、ともかくも、国内のデータベースの作成の振興を図つていく必要があるだろう、こういうぐあいに考へます。

○吉川善子君 終わります。

○関嘉彦君 きょうはお二人お忙しいところを御出席いただきまして、専門的なお話をしていただきまして、大変ありがたうございました。ところが、私著作権の問題余りよく勉強していませんし、コンピュータの問題になるとますますもつてわからないので、私の質問は、初歩的な、あるいははんぶんかんな質問になるかと思ひますけれども、蒙を聞く意味で教えていただきたいと思ひます。

今度独立の著作物としてデータベースが保護されるようになったといふことが今度の法改正の一番特色だと思ひますが、そのデータベースのもことになるデータベースの中には、例えば著作権がないもの、政府の官公文书でありますとか、あるいは学術論文なんかのタイトルだけであるとか、そういうもの、それから著作権が非常につきりしてゐるもの、論文の中身とか。それから先ほどちょっと触れられましたプライバシーに関するもの、個人の情報に関するもの。大体これ三つが含まれると考へてよろしうございしますか。

○参考人(阿部浩二君) データベースを構成する素材の問題かと思ひますが、素材にも、御指摘のように著作権によつて保護される著作物もありま

すでしようし、あるいは著作権によつて保護されない著作物、あるいは著作物としてさへも言ひ得ないような、今お話しありましたようなタイトルであるとか著者名であるとかといふことになりましてこれは著作物それ自体でもございせんので、いろいろなものがその素材として含まれてゐるだらうと思ひます。いづれにしましても、著作権によつて保護される素材であらうとなかろうと、あるいは著作物として認められるものか認められないものか、いづれにしましても、それらの素材の選択、配列、のみならず電子計算機によつて検索ができるような体系的なものをくり上げていく、そこに知的創作の価値を認めまして、そのデータベースを一つの著作物として認めていく、こういうふうな理解じゃないかろうかと、こう思つております。

○関嘉彦君 わかりました。それで、その中で著作権の非常につきりしてゐるものの著作権者と、それからデータベースの製作者との間の権利関係の問題ですけれども、例えば原著者が、例えば論文なら論文の執筆者が、データベースを集める人に対して拒否をする、その場合にはデータベース化されないわけですか。許諾を与えない場合。

○参考人(阿部浩二君) 素材に使われてゐるもののものが著作権によつて保護される著作物である場合、その著作物が、データベースとしてその素材の構成要素として使用されることを拒絶する場合、これは、それを拒絶にもかかわらず使用した場合においては、もとの著作権者の権利を侵害するといふことになるのであつて、データベースはそれ自体として著作物として認めるといふことはその中における素材についての著作権を否定するものではないと、こういうことだと思ひます。その点は、今度の改正法の中におきましてはつきりとしてその素材についての権利を侵害する、あるいは無視するものではないといふ趣旨の規定が置かれてゐるかと思ひます。

○関嘉彦君 そうすると、その場合には、そのデータベースの中には収録されないわけでございますね。しかし、他方データベースの中にはできるだけ情報がたくさん入つてゐる方が便利である、そういう公共の利益という観点もあるわけでございますね。その調和はどういふふうにして図つていったらいいか。あくまで原著者の著作権を守るといふ立場で拒否をするのを認めてゐた方がいいのか、あるいは何か裁定制度みたいなものによつてそれをその場合には認めさせるといふふうなやり方の方がいいのか、その点どうでしようか。

○参考人(阿部浩二君) 拒絶する場合に、拒絶にもかかわらず裁定制度によつてデータベースの中に取り込む、そういう制度は考へられないか、こういう御質問かと思ひます。

裁定制度というものは、私の考へによりまして、著作権法上におきましてもできるだけ裁定制度というものは持ち込まない方がよろしいんじゃないか。持ち込まないで、それぞれの著作物の権利、それを尊重するといふ方向で考へていくのであつて、裁定制度全体をもちこんで否定するわけじゃございせん、現在におきましても裁定制度が適用されてゐる部分もございしますけれども、さしあたりデータベースにつきましては、今のところは、全文データベースのような場合は私は別問題だと思ひますが、学術論文の場合でも、アブストラクトを恐らくデータベースとして収容することになるだらうと思ひます。そうしますと、アブストラクト自体に原著物の権利が及ぶか及ばないかといふことだらうと思ひます。そういたしますと、一般的には、アブストラクトにつきましてはもともとの原稿、もともとの論文をじっくりとそしやくいたしまして、いわば換骨奪胎して、そのもともとの論文が一万字の論文であるといひますと、それを二、三百字にまとめるのだらうと思ひます。そのような場合には、別個の著作物としての考へ方として考へることができると、それは原著物の使用といひますか、流用といふことにはならないんじゃないか。そういったし

ますと、データベースの作成については現実には支障はないんじゃないだろうか。ただ、全文をそのままおさめようとする場合においては、これは御指摘のように問題があるかと思ひますけれども、全文データベースをそういう場合にはどれほど必要とするだろうかという事になりますと、そういう点から裁定制度は今のところは必要ないんじゃないかならうかと、こんなふうな感じでございます。

○関嘉彦君 わかりました。

あともう一つ、個人の情報が知らないうちにデータベースとして出回って、クレジット会社なんかはよくこの情報を交換し合っているような話を聞くんですけども、そういうプライバシーの保護のことも質問するつもりでございましたけれども、先ほど吉川委員の質問に対してプライバシーの保護はもっと急ぐべきであり、そういう立法をすべきであるというお答えでしたので、同じ質問になりますから繰り返しません。

どうもありがとうございます。これで終わります。

○委員長(林寛子君) これにて両参考人に対する質疑は終了いたします。

この際、両参考人に一言ごあいさつ申し上げます。本日、御多忙のところ、長時間にわたりまして貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、私学助成に関する請願(第一四一九号)
- 一、現行学校給食制度の維持に関する請願(第一四二〇号)
- 一、私学助成制度の充実強化に関する請願(第一四二〇号)

一四二二号

第一四一九号 昭和六十一年四月七日受理

私学助成に関する請願

請願者 北九州市門司区畑一、四一七ノ一

八 古賀正夫 外二万四千二百十三名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一四二〇号 昭和六十一年四月七日受理

現行学校給食制度の維持に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五

二 水田伸三

紹介議員 浦田 勝君

現行の学校給食制度は、昭和二十九年、学校給食法制定以来三十有余年の歴史を経て今日にいたつており、給食による栄養の配慮等によつて体位向上を図るとともに、給食時間における教師と児童生徒との対話によつて人間関係が培われ、教育各方面にわたり貢献をしている。また、米飯給食をつうじて、米の生産と消費に対する役割を果たしている。最近、国の財政負担軽減の観点及び愛憎露の機会としての弁当持参論が繰り出しているが、これらはいずれも学校給食本来の教育的使命を軽視した議論である。ついで、学校給食が果たしてきた教育効果と、多様化している家庭環境のもとでの青少年健全育成に果たしている役割を再認識し、現行学校給食制度の根幹を維持されたい。

第一四二二号 昭和六十一年四月七日受理

私学助成制度の充実強化に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五

二 水田伸三

紹介議員 浦田 勝君

我が国の学校教育において、私立学校は大きな役割を果たしている。このため、熊本県において

も、私学教育の重要性を認識し、私立学校の育成に努めてきたが、今後とも、私立学校の経営基盤を確立し、教育条件の向上と父母負担の軽減を図る必要がある。ついで、私学助成制度の充実強化を図られたい。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(予備審査のための付託は三月四日)

一、著作権法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願(第一六八一号)

第一六八一号 昭和六十一年四月十七日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、障害児者の就学にあたり、普通学校、特殊学校の選択は本人又は親が行い、学校はそれを受け入れるようにすること。

二、学校の施設は、障害者でも利用できるようにし、そして、就学中に障害者になつた者を学校は積極的に受け入れること。

理由

(一)障害児を養護学校で教育することは、利点もあるが次のような弊害がある。(1)障害児ばかりの養護学校では、身体的な機能面において健常児のそれが理解できないで、障害をもつた自分たちの身体機能が、そのまま一般健常児、一般の成人と同じであると思ひ込む。(2)健常児のなかで障害児

を教育すると、障害児が健常児に引つ張られ、心身両面にわたつて伸張するが、養護学校では自分が障害者であると萎縮してしまい、将来成長して社会へ進出する際、一般健常者との間に隔絶感が生じ、自立して社会生活を営むことが困難になるおそれがある。(二)生徒(学生)が就学中に交通事故、体育実技などで脊髄損傷になつて車いすを使用するようになると、こうした設備が学校側に皆無のために、車いす使用の生徒(学生)の就学継続を拒否するが、こうした生徒(学生)が利用できる施設のある学校はなかなかないので、就学継続の断念を余儀なくされる。こうした者を救済するため、就学中に車いす使用者が発生した場合は、これに対応する学校の設備を速やかに新設して就学を継続できるようにし、また、障害者となつた生徒(学生)を学校は積極的に受け入れるべきである。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願(第一七五四号)(第一八八一号)(第一八一九号)(第一八四六号)(第一八四七号)

(第一九四三三)(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四六号)(第二〇三三三)(第二〇二四号)(第二〇二五号)(第二〇六四号)

一、横浜市金沢区の中世遺跡「上行寺東遺跡」の保存に関する請願(第二二八一号)

第一七五四号 昭和六十一年四月十九日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二

一 全国脊髄損傷者連合会福岡県支部内 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第一八八一号 昭和六十一年四月二十一日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 山形県東根市長壽一、一四九 浅野目正吉
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。
第一九四四号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 広島県三原市沼田町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県支部内 森江友行
紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。
第二〇二五号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山上進之丞
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

ては、既に多くの研究者からさまざまな発言がされ遺跡の重要性を疑う者はいない。しかし、この遺跡は民有地内にあり、横浜市には文化財保護条例もないため、現時点でこの遺跡を保存していくためには、国によるなんらかの保護措置が必要となつてゐる。考古学、歴史学研究者は、もしこの遺跡が残されるならば、中世の海上交通、都市、墓制、宗教などを考えるうえで学界に貢献することは疑いがないばかりでなく、歴史的遺産を次の世代に残すという我々の時代の任務を果たすことにもなると思ふ。この遺跡の国による保護を要請するものである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

第一八一九号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二 四 三王延昭
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第一九四五号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二 竹前巖
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第二〇六四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

一、上行寺東遺跡に対し、国による保護措置を講ずること。
二、広大な未発掘区域を残したままでの着工をやること。

第一八四六号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 鳥取県米子市東福原九〇ノ二 祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第一九四六号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四 福田清
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第二二八一号 昭和六十一年四月二十四日受理
横浜市金沢区の中世遺跡「上行寺東遺跡」の保存に関する請願
請願者 東京都練馬区東大泉三ノ二七ノ四 石井進 外百七十九名
紹介議員 林 健太郎君
横浜市金沢区六浦の中世宗教遺跡である上行寺東遺跡は五月中にも破壊してしまうとのことである。一昨年の発掘以来この遺跡は、中世都市鎌倉の外港であり、東国の交通上の最大の要所であつた六浦の歴史的景観を伝えるわずかななごりであるばかりでなく、遺構だけをとりあげても、少なくとも建物とやぐらが結びついた特異な遺跡として、考古学、歴史学研究者の注目を集めてきた。この遺跡は、発掘から日を経ているので、正式の報告書も出版されていないが、その価値について

第二号中正誤
ページ 段行 誤 正
一 終り 一 終り
二 終り 二 終り
三 終り 三 終り
四 終り 四 終り
五 終り 五 終り
六 終り 六 終り
七 終り 七 終り
八 終り 八 終り
九 終り 九 終り
十 終り 十 終り
十一 終り 十一 終り
十二 終り 十二 終り
十三 終り 十三 終り
十四 終り 十四 終り
十五 終り 十五 終り
十六 終り 十六 終り
十七 終り 十七 終り
十八 終り 十八 終り
十九 終り 十九 終り
二十 終り 二十 終り
二十一 終り 二十一 終り
二十二 終り 二十二 終り
二十三 終り 二十三 終り
二十四 終り 二十四 終り
二十五 終り 二十五 終り
二十六 終り 二十六 終り
二十七 終り 二十七 終り
二十八 終り 二十八 終り
二十九 終り 二十九 終り
三十 終り 三十 終り
三十一 終り 三十一 終り
三十二 終り 三十二 終り
三十三 終り 三十三 終り
三十四 終り 三十四 終り
三十五 終り 三十五 終り
三十六 終り 三十六 終り
三十七 終り 三十七 終り
三十八 終り 三十八 終り
三十九 終り 三十九 終り
四十 終り 四十 終り
四十一 終り 四十一 終り
四十二 終り 四十二 終り
四十三 終り 四十三 終り
四十四 終り 四十四 終り
四十五 終り 四十五 終り
四十六 終り 四十六 終り
四十七 終り 四十七 終り
四十八 終り 四十八 終り
四十九 終り 四十九 終り
五十 終り 五十 終り
五十一 終り 五十一 終り
五十二 終り 五十二 終り
五十三 終り 五十三 終り
五十四 終り 五十四 終り
五十五 終り 五十五 終り
五十六 終り 五十六 終り
五十七 終り 五十七 終り
五十八 終り 五十八 終り
五十九 終り 五十九 終り
六十 終り 六十 終り
六十一 終り 六十一 終り
六十二 終り 六十二 終り
六十三 終り 六十三 終り
六十四 終り 六十四 終り
六十五 終り 六十五 終り
六十六 終り 六十六 終り
六十七 終り 六十七 終り
六十八 終り 六十八 終り
六十九 終り 六十九 終り
七十 終り 七十 終り
七十一 終り 七十一 終り
七十二 終り 七十二 終り
七十三 終り 七十三 終り
七十四 終り 七十四 終り
七十五 終り 七十五 終り
七十六 終り 七十六 終り
七十七 終り 七十七 終り
七十八 終り 七十八 終り
七十九 終り 七十九 終り
八十 終り 八十 終り
八十一 終り 八十一 終り
八十二 終り 八十二 終り
八十三 終り 八十三 終り
八十四 終り 八十四 終り
八十五 終り 八十五 終り
八十六 終り 八十六 終り
八十七 終り 八十七 終り
八十八 終り 八十八 終り
八十九 終り 八十九 終り
九十 終り 九十 終り
九十一 終り 九十一 終り
九十二 終り 九十二 終り
九十三 終り 九十三 終り
九十四 終り 九十四 終り
九十五 終り 九十五 終り
九十六 終り 九十六 終り
九十七 終り 九十七 終り
九十八 終り 九十八 終り
九十九 終り 九十九 終り
一百 終り 一百 終り
一百一 終り 一百一 終り
一百二 終り 一百二 終り
一百三 終り 一百三 終り
一百四 終り 一百四 終り
一百五 終り 一百五 終り
一百六 終り 一百六 終り
一百七 終り 一百七 終り
一百八 終り 一百八 終り
一百九 終り 一百九 終り
二百 終り 二百 終り
二百一 終り 二百一 終り
二百二 終り 二百二 終り
二百三 終り 二百三 終り
二百四 終り 二百四 終り
二百五 終り 二百五 終り
二百六 終り 二百六 終り
二百七 終り 二百七 終り
二百八 終り 二百八 終り
二百九 終り 二百九 終り
三百 終り 三百 終り
三百一 終り 三百一 終り
三百二 終り 三百二 終り
三百三 終り 三百三 終り
三百四 終り 三百四 終り
三百五 終り 三百五 終り
三百六 終り 三百六 終り
三百七 終り 三百七 終り
三百八 終り 三百八 終り
三百九 終り 三百九 終り
四百 終り 四百 終り
四百一 終り 四百一 終り
四百二 終り 四百二 終り
四百三 終り 四百三 終り
四百四 終り 四百四 終り
四百五 終り 四百五 終り
四百六 終り 四百六 終り
四百七 終り 四百七 終り
四百八 終り 四百八 終り
四百九 終り 四百九 終り
五百 終り 五百 終り
五百一 終り 五百一 終り
五百二 終り 五百二 終り
五百三 終り 五百三 終り
五百四 終り 五百四 終り
五百五 終り 五百五 終り
五百六 終り 五百六 終り
五百七 終り 五百七 終り
五百八 終り 五百八 終り
五百九 終り 五百九 終り
六百 終り 六百 終り
六百一 終り 六百一 終り
六百二 終り 六百二 終り
六百三 終り 六百三 終り
六百四 終り 六百四 終り
六百五 終り 六百五 終り
六百六 終り 六百六 終り
六百七 終り 六百七 終り
六百八 終り 六百八 終り
六百九 終り 六百九 終り
七百 終り 七百 終り
七百一 終り 七百一 終り
七百二 終り 七百二 終り
七百三 終り 七百三 終り
七百四 終り 七百四 終り
七百五 終り 七百五 終り
七百六 終り 七百六 終り
七百七 終り 七百七 終り
七百八 終り 七百八 終り
七百九 終り 七百九 終り
八百 終り 八百 終り
八百一 終り 八百一 終り
八百二 終り 八百二 終り
八百三 終り 八百三 終り
八百四 終り 八百四 終り
八百五 終り 八百五 終り
八百六 終り 八百六 終り
八百七 終り 八百七 終り
八百八 終り 八百八 終り
八百九 終り 八百九 終り
九百 終り 九百 終り
九百一 終り 九百一 終り
九百二 終り 九百二 終り
九百三 終り 九百三 終り
九百四 終り 九百四 終り
九百五 終り 九百五 終り
九百六 終り 九百六 終り
九百七 終り 九百七 終り
九百八 終り 九百八 終り
九百九 終り 九百九 終り
一千 終り 一千 終り
一千一 終り 一千一 終り
一千二 終り 一千二 終り
一千三 終り 一千三 終り
一千四 終り 一千四 終り
一千五 終り 一千五 終り
一千六 終り 一千六 終り
一千七 終り 一千七 終り
一千八 終り 一千八 終り
一千九 終り 一千九 終り
二千 終り 二千 終り
二千一 終り 二千一 終り
二千二 終り 二千二 終り
二千三 終り 二千三 終り
二千四 終り 二千四 終り
二千五 終り 二千五 終り
二千六 終り 二千六 終り
二千七 終り 二千七 終り
二千八 終り 二千八 終り
二千九 終り 二千九 終り
三千 終り 三千 終り
三千一 終り 三千一 終り
三千二 終り 三千二 終り
三千三 終り 三千三 終り
三千四 終り 三千四 終り
三千五 終り 三千五 終り
三千六 終り 三千六 終り
三千七 終り 三千七 終り
三千八 終り 三千八 終り
三千九 終り 三千九 終り
四千 終り 四千 終り
四千一 終り 四千一 終り
四千二 終り 四千二 終り
四千三 終り 四千三 終り
四千四 終り 四千四 終り
四千五 終り 四千五 終り
四千六 終り 四千六 終り
四千七 終り 四千七 終り
四千八 終り 四千八 終り
四千九 終り 四千九 終り
五千 終り 五千 終り
五千一 終り 五千一 終り
五千二 終り 五千二 終り
五千三 終り 五千三 終り
五千四 終り 五千四 終り
五千五 終り 五千五 終り
五千六 終り 五千六 終り
五千七 終り 五千七 終り
五千八 終り 五千八 終り
五千九 終り 五千九 終り
六千 終り 六千 終り
六千一 終り 六千一 終り
六千二 終り 六千二 終り
六千三 終り 六千三 終り
六千四 終り 六千四 終り
六千五 終り 六千五 終り
六千六 終り 六千六 終り
六千七 終り 六千七 終り
六千八 終り 六千八 終り
六千九 終り 六千九 終り
七千 終り 七千 終り
七千一 終り 七千一 終り
七千二 終り 七千二 終り
七千三 終り 七千三 終り
七千四 終り 七千四 終り
七千五 終り 七千五 終り
七千六 終り 七千六 終り
七千七 終り 七千七 終り
七千八 終り 七千八 終り
七千九 終り 七千九 終り
八千 終り 八千 終り
八千一 終り 八千一 終り
八千二 終り 八千二 終り
八千三 終り 八千三 終り
八千四 終り 八千四 終り
八千五 終り 八千五 終り
八千六 終り 八千六 終り
八千七 終り 八千七 終り
八千八 終り 八千八 終り
八千九 終り 八千九 終り
九千 終り 九千 終り
九千一 終り 九千一 終り
九千二 終り 九千二 終り
九千三 終り 九千三 終り
九千四 終り 九千四 終り
九千五 終り 九千五 終り
九千六 終り 九千六 終り
九千七 終り 九千七 終り
九千八 終り 九千八 終り
九千九 終り 九千九 終り
一万 終り 一万 終り
一万一 終り 一万一 終り
一万二 終り 一万二 終り
一万三 終り 一万三 終り
一万四 終り 一万四 終り
一万五 終り 一万五 終り
一万六 終り 一万六 終り
一万七 終り 一万七 終り
一万八 終り 一万八 終り
一万九 終り 一万九 終り
二万 終り 二万 終り
二万一 終り 二万一 終り
二万二 終り 二万二 終り
二万三 終り 二万三 終り
二万四 終り 二万四 終り
二万五 終り 二万五 終り
二万六 終り 二万六 終り
二万七 終り 二万七 終り
二万八 終り 二万八 終り
二万九 終り 二万九 終り
三万 終り 三万 終り
三万一 終り 三万一 終り
三万二 終り 三万二 終り
三万三 終り 三万三 終り
三万四 終り 三万四 終り
三万五 終り 三万五 終り
三万六 終り 三万六 終り
三万七 終り 三万七 終り
三万八 終り 三万八 終り
三万九 終り 三万九 終り
四万 終り 四万 終り
四万一 終り 四万一 終り
四万二 終り 四万二 終り
四万三 終り 四万三 終り
四万四 終り 四万四 終り
四万五 終り 四万五 終り
四万六 終り 四万六 終り
四万七 終り 四万七 終り
四万八 終り 四万八 終り
四万九 終り 四万九 終り
五万 終り 五万 終り
五万一 終り 五万一 終り
五万二 終り 五万二 終り
五万三 終り 五万三 終り
五万四 終り 五万四 終り
五万五 終り 五万五 終り
五万六 終り 五万六 終り
五万七 終り 五万七 終り
五万八 終り 五万八 終り
五万九 終り 五万九 終り
六万 終り 六万 終り
六万一 終り 六万一 終り
六万二 終り 六万二 終り
六万三 終り 六万三 終り
六万四 終り 六万四 終り
六万五 終り 六万五 終り
六万六 終り 六万六 終り
六万七 終り 六万七 終り
六万八 終り 六万八 終り
六万九 終り 六万九 終り
七万 終り 七万 終り
七万一 終り 七万一 終り
七万二 終り 七万二 終り
七万三 終り 七万三 終り
七万四 終り 七万四 終り
七万五 終り 七万五 終り
七万六 終り 七万六 終り
七万七 終り 七万七 終り
七万八 終り 七万八 終り
七万九 終り 七万九 終り
八万 終り 八万 終り
八万一 終り 八万一 終り
八万二 終り 八万二 終り
八万三 終り 八万三 終り
八万四 終り 八万四 終り
八万五 終り 八万五 終り
八万六 終り 八万六 終り
八万七 終り 八万七 終り
八万八 終り 八万八 終り
八万九 終り 八万九 終り
九万 終り 九万 終り
九万一 終り 九万一 終り
九万二 終り 九万二 終り
九万三 終り 九万三 終り
九万四 終り 九万四 終り
九万五 終り 九万五 終り
九万六 終り 九万六 終り
九万七 終り 九万七 終り
九万八 終り 九万八 終り
九万九 終り 九万九 終り
十万 終り 十万 終り
十一万 終り 十一万 終り
十二万 終り 十二万 終り
十三万 終り 十三万 終り
十四万 終り 十四万 終り
十五万 終り 十五万 終り
十六万 終り 十六万 終り
十七万 終り 十七万 終り
十八万 終り 十八万 終り
十九万 終り 十九万 終り
二十万 終り 二十万 終り
二十一万 終り 二十一万 終り
二十二万 終り 二十二万 終り
二十三万 終り 二十三万 終り
二十四万 終り 二十四万 終り
二十五万 終り 二十五万 終り
二十六万 終り 二十六万 終り
二十七万 終り 二十七万 終り
二十八万 終り 二十八万 終り
二十九万 終り 二十九万 終り
三十万 終り 三十万 終り
三十一万 終り 三十一万 終り
三十二万 終り 三十二万 終り
三十三万 終り 三十三万 終り
三十四万 終り 三十四万 終り
三十五万 終り 三十五万 終り
三十六万 終り 三十六万 終り
三十七万 終り 三十七万 終り
三十八万 終り 三十八万 終り
三十九万 終り 三十九万 終り
四十万 終り 四十万 終り
四十一万 終り 四十一万 終り
四十二万 終り 四十二万 終り
四十三万 終り 四十三万 終り
四十四万 終り 四十四万 終り
四十五万 終り 四十五万 終り
四十六万 終り 四十六万 終り
四十七万 終り 四十七万 終り
四十八万 終り 四十八万 終り
四十九万 終り 四十九万 終り
五十万 終り 五十万 終り
五十一万 終り 五十一万 終り
五十二万 終り 五十二万 終り
五十三万 終り 五十三万 終り
五十四万 終り 五十四万 終り
五十五万 終り 五十五万 終り
五十六万 終り 五十六万 終り
五十七万 終り 五十七万 終り
五十八万 終り 五十八万 終り
五十九万 終り 五十九万 終り
六十万 終り 六十万 終り
六十一万 終り 六十一万 終り
六十二万 終り 六十二万 終り
六十三万 終り 六十三万 終り
六十四万 終り 六十四万 終り
六十五万 終り 六十五万 終り
六十六万 終り 六十六万 終り
六十七万 終り 六十七万 終り
六十八万 終り 六十八万 終り
六十九万 終り 六十九万 終り
七十万 終り 七十万 終り
七十一万 終り 七十一万 終り
七十二万 終り 七十二万 終り
七十三万 終り 七十三万 終り
七十四万 終り 七十四万 終り
七十五万 終り 七十五万 終り
七十六万 終り 七十六万 終り
七十七万 終り 七十七万 終り
七十八万 終り 七十八万 終り
七十九万 終り 七十九万 終り
八十万 終り 八十万 終り
八十一万 終り 八十一万 終り
八十二万 終り 八十二万 終り
八十三万 終り 八十三万 終り
八十四万 終り 八十四万 終り
八十五万 終り 八十五万 終り
八十六万 終り 八十六万 終り
八十七万 終り 八十七万 終り
八十八万 終り 八十八万 終り
八十九万 終り 八十九万 終り
九十万 終り 九十万 終り
九十一万 終り 九十一万 終り
九十二万 終り 九十二万 終り
九十三万 終り 九十三万 終り
九十四万 終り 九十四万 終り
九十五万 終り 九十五万 終り
九十六万 終り 九十六万 終り
九十七万 終り 九十七万 終り
九十八万 終り 九十八万 終り
九十九万 終り 九十九万 終り
一百万 終り 一百万 終り

第一八四七号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮下敦雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第二〇二三号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二二
〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部内 矢野光孝
紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

昭和六十一年五月二十二日発行

第一九四三号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

昭和六十一年五月二十二日発行

第一九四三号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

昭和六十一年五月二十二日発行

第一九四三号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

昭和六十一年五月二十二日発行

第一九四三号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

第二〇二四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願
請願者 福岡県江守市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君
昭和六十一年五月二十一日印刷

昭和六十一年五月二十二日発行